

政 経 研 究

第五十卷 第二号 2013年9月

論 説

中国・朝鮮国境の争点 浦野 起 央

翻 訳

ファイト・ルーデヴィヒ・フォン・ゼツケンドルフ
ザクセン選帝公・ブランデンブルク選帝公枢密参議官
ハレ大学初代カンツラー 一六九二年没
川又 祐 訳 ヨハン・マテウス・シュレツ

研 究 ノ ー ト

情報開示とコミュニケーションの具体化 田 中 襄 一
個人情報保護法制定過程に関する考察 藤 井 昭 夫
ドイツ同族大企業の法形態 吉 森 賢

書 評

高田宏史著『世俗と宗教のあいだ
チャールズ・テイラーの政治理論』 藤 原 孝
風行社二〇一一年十一月321p, + xi

論 説

デフレーションと日本のAD・AS曲線 坂 井 吉 良

政経研究 第四十九巻第四号 目次

奥村大作教授古稀記念号

政治、経済、社会に関する諸問題

政経研究 第五十巻第一号 目次

論 説

国有企業娃哈哈（ワハハ）集団の変容

——ダントの合併、改組と産後による支配の確立による家族企業化——

… 築 場 保 行

日本の雇用システムと賃金制度

… 谷 田 部 光 一

朝鮮半島の領土論争

… 浦 野 起 央

ノモンハン戦の総括

… 秦 郁 彦

行政相談委員のエンパワーメント

——Public Relations:効果を中心に——

… 岩 井 義 和

研究ノート

J・ハリントンのオシアナの代議院に関する一断片… 倉 島 隆

『暮らしの安心・信頼・社会参加に関するアンケート調査』… 稲 葉 陽 二

二〇二二年東京都九区調査の概要

マヴィ・マルマラ号事件…イスラエル・トルコ関係… 小 林 宏 晨

論 説

二院制度が民主主義の質と経済的パフォーマンスに与える効果に関する研究

… 坂 井 吉 良
… 岩 井 奉 信
… 浅 田 義 久

中国・朝鮮国境の争点

浦野起央

1 はしがき

朝鮮半島の骨格は、中国東北部との国境地帯の永白山脈、その中央に位置する白頭山から延びる山脈を核としている。このため、中国王朝の支配が朝鮮史の主題を形成することになる一方、その民族、高句麗族（貊）は鴨緑江中流域に分布し、その南方、韓族は北方系で、半島を統合した新羅の時期には、その住地は北方政策を推進し、鴨緑江・豆満江に達し、満州の間島地域にまでに及んでいた。その過程で、韓族の農耕化が定着し、民族的な成熟と発展を遂げるところとなる⁽¹⁾。

その争点となったのが間島問題で、李朝の国境問題として提起される一方、この閑島、壑島、壑土、そして間島と

いう地域は、日本の朝鮮支配で朝鮮民族独立運動の聖地ともなった。それで、朝鮮近代史の主題となるとともに、清国は、日本との交渉で自国領土とする一方、朝鮮人の流入を認めた。それは当然に、国境画定の問題を提起しているが、その解決は周恩来中国総理の手腕によるところであった。

（1） 浦野起央「朝鮮半島の領土紛争」政経研究、第五〇巻第一号、二〇一三年。

2 中国・朝鮮国境の争点

1、中国・朝鮮国境

中国・朝鮮国境は鴨緑江／図們江で画定されるが、その源流は長白山／白頭山にあるために、一八世紀以降、清朝を通じ満族の発祥地であるこの地域をめぐる国境対立が生じ、国境交渉と中国軍の侵攻が続いた。白頭山には一七二二年に定界碑が建立されたが、その内容は問題を残した。日本が朝鮮を併合し、内藤虎次郎を一九〇八年八月現地^①に派遣し、調査した上で、中国との国境交渉を行った。内藤湖南の提言は、韓国統監府臨時間島派出所の設置とそれによる国境調査にあったが、その結果、日本は、中国との妥協に応じるところとなった。それは、朝鮮人の保護政策に発していたが、その結果は、日本の満州権益の確認に転化していた。かくて、一九〇九年中国の要求通り国境が再画定された。そしてその間島地域は、以後、朝鮮人民の抗日闘争の聖域となった。朝鮮半島は第二次世界大戦後、分割され、中国の圧力もあり、間島の伝統的な朝鮮人地域は金日成の民族的裏切りの密約をもって中国に併合され、

図1 内藤虎次郎の間島地域図

中国・朝鮮国境の争点(浦野)



(出所) 内藤虎次郎「間島吉林旅行談」大阪朝日新聞，1908年11月3日／内藤湖南全集第6巻，筑摩書房，1972年，415頁。

その国境は一九六二年再画定された。⁽²⁾

白頭山の記述は、『山海経』第三北山経に、
こう述べられている。

「さらに東北へ二百里、天池の山といい、
頂上に草木なく文石が多い。獣がいる。そ
の状は兔の如くで鼠の首、水中に黄堊多し。
……」

一六一四年明は滅び、朝鮮は清国に属し、こ
こに、鴨緑江が国境となった。⁽³⁾ 康熙帝は、
一五八一年に長白山賦を詠んだ。

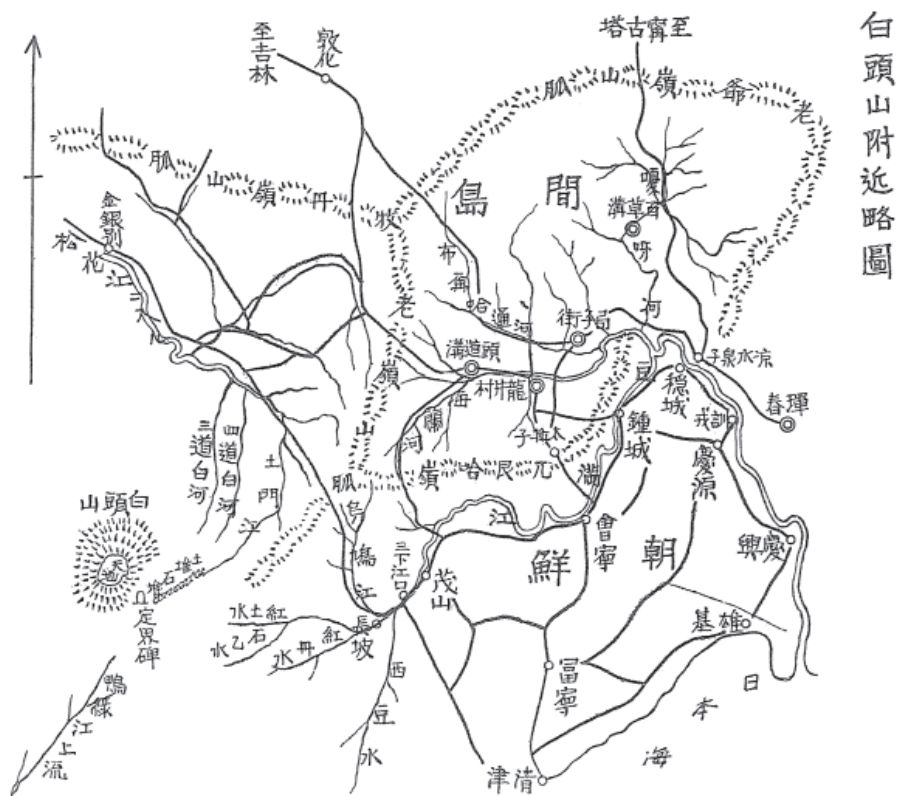
「名山鍾靈秀、一水「松花江と鴨緑江」發
真源。

翠瀉籠天窟、紅雲備地根。千秋佳兆啓、
一大典僅尊。

翹首瞻晴昊、苕蕘通帝闈。」

一七一〇年豆満江を越えて朝鮮人が朝鮮人參
を採りにいわゆる間島に立ち入り、朝鮮人に襲

図2 白頭山／間島略図



(出所) 篠田治策『白頭山定界碑』樂浪書院, 1938年。

われれた中国人が朝鮮の官庁に苦情を訴えた。そこで、鳥喇管穆克登が派遣され、一七二二年、長白山の山頂に両国の分岐点を示す定界碑が建立された。

そこには、ひとつの疑問が残った。それは、穆克登が定界碑を建立した場所が、松花江に流入する土門江の上流であったという点である。さらに、その定界碑は、朝鮮側において水源に至るところに、土堆石堆を築いて、境界を明示した。いかえれば、標識を天池の畔に建立すべきと、豆満江上流との連絡地点としたのは、穆克登に一つの認識があったのではないか、その国境画定の誤謬を彌縫するために、その定界碑の移転を現業人員が強行した、と解することができる。実際には、五カ月後に天池の畔から、茂山に至る七〇里の按白山に移設された。それは、鴨緑江と豆満

図3 穆克登查辺定界



(出所)「中朝二次勘界地図」1887年、刁書仁「康熙年間穆克登查辺定界考辨」
中国辺疆史地研究, 第13卷第3期, 2003年, 50頁。

江を国境として確認するとの意図があったからである。⁽⁴⁾

その碑文は、次の通りであった。

大清

烏喇管穆克登 奉

旨查邊至此審視西為鴨綠東

為土門故於分水嶺上勒

右為記

康熙五十一年五月十五日

通官吏二哥

朝鮮軍官 利義復 趙臺相

差使官 許 梁 朴道常

通官 金應憲 金慶門

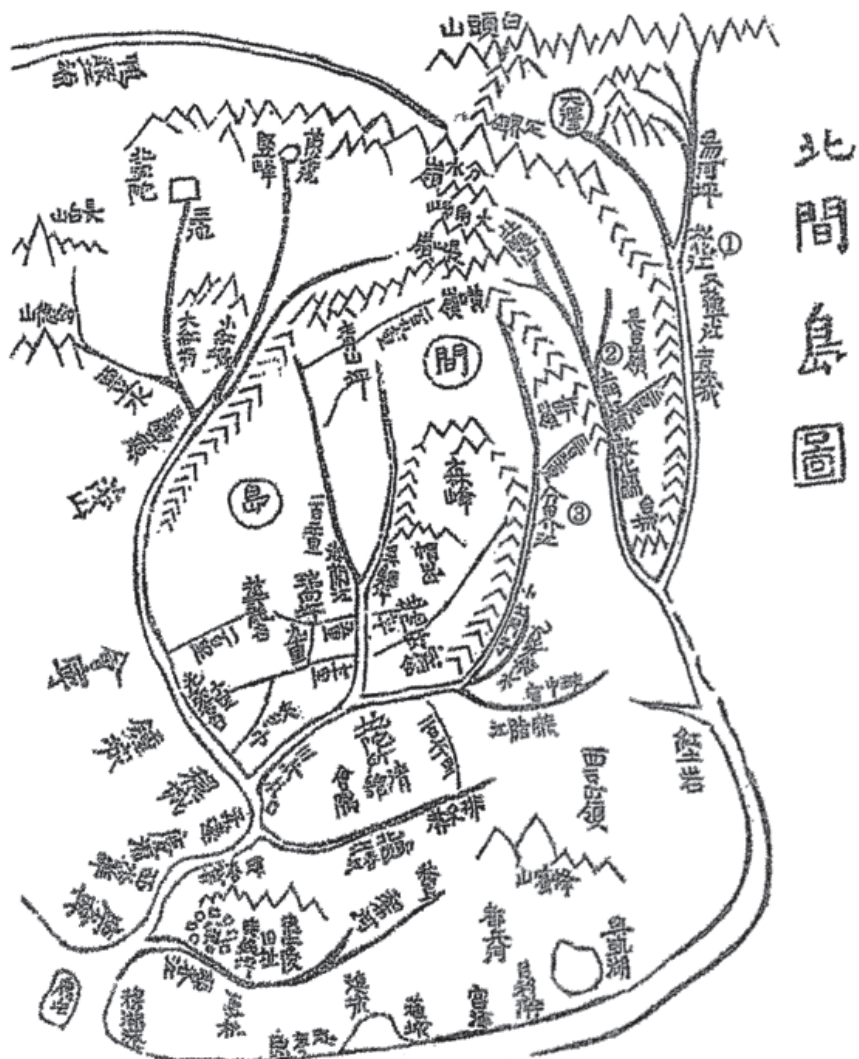
これによって、清国・朝鮮国境は、西は鴨綠江、東は土門江と決定された。但し、土門江を、中国側は図們江と解し、韓国側は松花江の上流にある土門江と解しており、このた

め朝鮮は、松花江・黒龍江を国境線として主張し、中国の主張する図們江と対立した。烏喇管穆克登が理解していた土門江は、白頭山を源流として東流し、茂山に至っていた。そこには、朝鮮の壘もあつた。定界碑に刻まれた土門江は、図們江であつた。こうして、両当事者間に誤解が生じたまま、定界碑の画定をみた。^⑤

一九世紀になり、朝鮮の農民が飢饉や苛政で流民となつて図們江を越えて肥沃な間島への侵入を繰り返し、定住を重ねるに至つた。この地は、清朝発祥の地として、異民族に侵入に対して封禁政策がとられており、越境の実態が明らかになるまでに時が経過し、清朝政府は、一八八五年に封禁政策を中断し、朝鮮農民の移住を受け入れた。一方、清朝官憲による朝鮮農民の収奪は著しく、朝鮮政府は朝鮮農民に対する保護を要求し、折衝となつた。一方、碑文にあつた「鴨緑江と土門江」は白頭山を北流し、松花江に注ぐ土門江が境界とすべきと、朝鮮農民は主張していた。それは、中国・朝鮮国境を松花江の上流の土門江とするもので、ために、黒龍江へ流れ込む土門江とすれば、間島地帯は朝鮮領となつてしまふという経緯があつた。しかし、一五世紀の地誌「東國輿地勝覽」^⑥、同様に、一八世紀の李朝地理学者李重煥の『擇里志』^⑦も、鴨緑江と豆満江を国境としており、その朝鮮の領土要求は生かされなかつた。そして、一八八一年清国は、間島の開放を決定し、朝鮮政府に対し、以下の咨文を發した。

「光緒七年九月初日上諭を奉ず。吳大徵は、土門江東北岸の荒地は、舊章を變通して開墾を辨理せんと事を奏請せり。土門江東北岸一帶の荒地は朝鮮と僅かに一江を隔てて、向きに私墾を禁ぜり。吳大徵は、現に舊章を變通して民を招きて墾種せんと擬す。疑する所に照して行はしむ。即ち禮部をして朝鮮國王に照會せしむ。此次の開墾は官より經理を為すに係れば、飾して所屬邊界官をして疑虞を生ずることなからしめ、竝に銘安吳大徵をして該官員を督励し居民を約束して界を越へ事を滋くすることを得るなからしめ、若し遵はざるあらば、即ち嚴に

図4 北間島図



中国・朝鮮国境の争点(浦野)

(出所) 丁若鏞『大韓疆域考』京城，皇城新聞社，1905年。

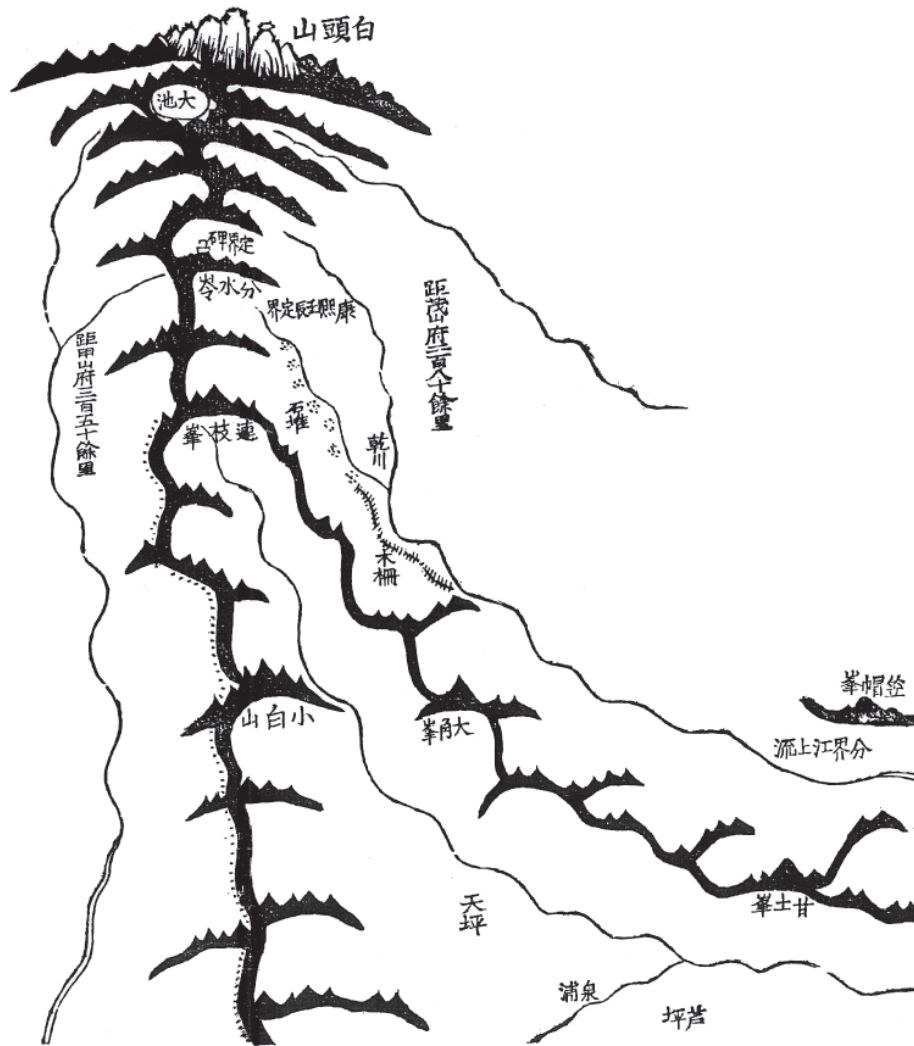
(注) 松化江は松花江，蘓下江は蘇下江である。

従つて懲辨することを
行へ、此を以て禮節を
論知し、竝に諭して銘
安呉大徴をして之を知
らしめよ。此を欽すと、
旨に遵て信を寄せて前
來す、應に朝鮮國王に
知照し敬謹知照して可
なり。」

呉大徴は、欽差大臣とし
て吉林におり、開墾の事務
を司つていた。その結果、
彼は、間島協約で間島雑居
地域を確認して、それに従
う東方境界を維持すること
を使命とした。

大韓帝国の首都皇城では、

図5 大東輿地図の白頭山



(出所) 金正浩『大東輿地圖』京城，京城帝國大学文學部，1936年／『大東地志』ソウル，漢陽大學附設國學研究院／亞細亞文化社，1976年／『大東輿地図』草風館，1994年。

張志淵が「皇城新聞」に
いわゆる間島の領有権を
めぐる論調を華々しく展
開した。「皇城新聞」の
一九〇三年四月一四日号
に、丁若鏞の『吾國疆域
考』が紹介されており、
皇城新聞社は張志淵が補
訂して『大韓疆域考』
(二九〇五年)を刊行して
おり、そこには「北間島
圖」があった。そのこ
「松化衛」は松花江であ
る。^①

2、白頭山

白頭山は、北朝鮮と中
国の国境にまたがる朝鮮

第一の高峰、標高二七五〇メートルの、摩天嶺系の地層を貫通して噴出した溶岩台地を形成しており、不咸山、太白山ともいい、中国では、長白山と称する。もともと、滅、狍、肅慎の居住地で、彼らの聖地であった。のち、肅慎の後裔である女真（満州族）が霊山とした。女真の金は、一一七二年山の神に興国霊応王の称号を贈り、それは一一九三年に開天宏聖帝となり、白頭山で毎年、典礼が続けられた。満族は果勒敏珊延阿林と呼び、清朝の発祥地として崇めた。『満洲實録』には、長白山の湖で水遊びをしていた三姉妹の末の妹が天の神の使いであるカササギが運んできた赤い実を食べて男子を産み落とし、彼は女真を収める天命を受けて清朝を開祖したとある。

一方、『三国遺事』では、朝鮮民族は白頭山に起ったとされ、その信仰は厚く、渤海がこの地を支配し、のち渤海を滅ぼした契丹（遼）の領土となり、以後、金の領土、モンゴル帝国の領土となり、李朝世宗（在位一四一八～一五〇年）が鴨緑江・豆満江沿岸の要塞化を進めて、これにより白頭山は朝鮮民族と北方民族の境界となった。そして、満州の豆満江以北の間島に朝鮮人が進出するところとなり、白頭山の分水界が境界となった。⁸⁾

以後、満州国の樹立で、白頭山山麓の密林地帯は反満抗日ゲリラの拠点となり、白頭山一帯では朝鮮人ナシヨナリズムの象徴である金日成の抗日闘争が遂行され、白頭山の最高峰は將軍峰となった。そして金正日は白頭山の小白水の谷で生誕されたという現代神話が生み出され、白頭山の聖地化は著しい。⁹⁾

この地は、一九三四～三五五年京大探検隊が登頂した。¹⁰⁾

白頭山の中国側山麓は朝鮮人参の産地で、大瀑布や温泉もあり、入山の便は極めて良い。山の中央部は地下のマグマの上昇が続いており、天池の周りには二五〇〇メートルを越える一六の峰が取り囲む神秘的な存在である。¹¹⁾

中国と朝鮮間の国境は、一九六二年中朝国境条約とその後の交渉で解決している。その解決は、中国が北朝鮮を飲

み込む形で、天池の五四・五パーセントが北朝鮮に入っているものの、四五・五パーセントは中国領で、憲法上、統治権力のある韓国の民族主義者は、松花江が境界に入るべきだとしている。

3、黒龍江、鴨緑江、図們江

ロシア、中国、及びモンゴルを流れるアムール川は、中国では黒龍江又は黒河といい、ハバロフスクでウスリー江と合流して間宮海峡／タタール海峡へ注ぐ。極東、沿海州の大動脈をなし、ロシア側にコムソモリスク、ハバロフスクなどの都市の発達をみた。それは、ロシアの進出と併合にあった。¹¹

鴨緑江は、白頭山に発し、中国と北朝鮮の境界を流れており、新義洲と中国安東（現丹安東）の境を下り、そこは封禁的開発にあった。満州建国後、日本政府は一九三四年に全満州の河川調査に着手し、一九三六年満鮮合同の調査委員会が組織され、一九四一年に下流の水豊ダムが建設された。¹²

豆満江の中国名は図們江で、白頭山に発し、朝鮮北部で中国とソ連に界して東海（日本海）に注ぐ。この三国国境地帯は朝鮮人地帯で、豆満江は朝鮮人の心情の流れにある。¹³

一九八〇年代半のこの地帯は、大きく混乱していた。その社会環境は厳しかった。¹⁴一九九〇年代を通じて大きく変容するところとなった。図們江開発計画（TRADP）が、中国図們江区域の中心地域、吉林省長春市、吉林市地域及び延辺朝鮮自治州（長吉図）で進捗するところとなり、その開発開放先導区の開発協力計画は、一九九一年七月ウランバートル会議で国連開発計画構想を受けて中国が提起した。図們江経済区・図們江経済開発区は、東北アジア地域開発の北朝鮮・中国・ロシア三国国境行政区三七万平方キロメートルの自由経済区を対象としており、ユーラシア横断鉄道に結び付けるといふ雄大な構想がそれである。二〇〇九年から二〇二〇年までを予定し、一九九〇年七月長

春の北東アジア経済発展国際会議、一九九一年七月第一回ウランバートル会議、八月長春第二回会議、一〇月平壤第三回会議で、図們江開発計画管理委員会が発足し、取組みが始まった。北朝鮮は、平壤会議で投資計画を明らかにし、一〇月外国人投資法・外国人企業法を制定した。二〇〇九年八月國務院は「中国図們江地域協力開発計画要領——長吉凶（張舜・吉林・図們江）を開発開放先導区とする」国家戦略を批准した。それは、内陸部国境地域の国際協力と对外开放の急速化、及び東北地方の経済成長の拠点形成、内陸部の経済的・社会的発展、及び辺境民族地域の繁栄と安定の推進が課題となっている。それは、北東アジア経済圏開発の一部である¹⁵⁾。

4、間島問題

『擇里志』には、以下の記述がある。

「平安道の東は、白頭の大脈が南下して天を断ち、嶺をなしている。嶺の東はすなわち咸鏡道で、いにしえの沃沮の地である。

南限は鉄嶺で、東北限は豆満江である。長さは二千里を超えて海に迫る。しかし東西は百里にも満たない。元は肅慎に属し、漢代に至って玄菟に属した。

後に朱氏（朱蒙）の本拠地となったが、滅亡してからは、女真族の本拠地となった。高麗は咸興の南の定平府までを境界としていたが、中葉に至って（一一〇七）、尹瓘の将兵に女真族と逐わせ、豆満江の北七百里の先春嶺に至って境界としたが、後に土地を還して、咸興の南を境界としていた。

我が朝に入って莊憲大王（第四代世宗）は、金宗瑞（一三九〇—一四三五）に北方の地千余里を開拓させて豆満江に到達した。

豆満江のほとりに六鎮及び兵營を設けたので、女真族の窟穴(居住地)であつた白頭山は東南の地域は、すべて我が領域に入ることになった。

肅宗の丁酉(一七二七)年、康熙皇帝は穆克登に命じて白頭山に登羅世、両国の地界を審定させた。豆満江に沿つて会寧の雲頭山白に到達し、場外のなだらかな坂を眺めると、多数の塚があり、土地の人はこれを皇帝陵と見做していた。克登が人を使つて掘開させたところ、塚の傍らからちいさな碑石を発見した。碑面には「宋帝之墓」の四字がきされていた。克登はそこで大いにこの碑石を封築させて立ち去つた。初めて五国城のことを知つた。すなわち雲頭山城である。……雲頭山は東海(日本海)を隔てることわずか二百里であり、海路は高麗に近接し、高麗の全羅道は中国の杭州(浙江寧)と一小海を隔てていただけなので、風の便で(帆船で)七日で通うことができた。⁽¹⁶⁾

以上は、一七〇〇年代半ばにおける朝鮮地理書による北部境界としての間島地域とその中国における位置づけに関する記述である。そこでの四鎮は、朝鮮初期に豆満江の下流まで朝鮮に朝鮮の領域に入った慶源、慶興、富寧、稻城、鍾城、会寧の地を指している。

この中国吉林省頭部地域、現在の延辺朝鮮族自治州が間島で、清国は「封禁」地として満州族以外の入植を禁止してきた。しかし、国境を越えて立ち入つた朝鮮民族の開拓が進み、一八八二年清朝が漢民族に入植を認めるときは、殆どが開墾されていた。一九〇九年日本は間島を清国領と認めた。しかし、日本の朝鮮支配が開始されると、多くの朝鮮民族がこの地に逃れ、この地がロシアに接していることから、ロシア革命運動の支援を受けて独立運動が大規模にかつ組織的に展開されるところとなり、金日成の独立闘争が続いた。一九〇七年朝鮮統督府は、間島派出所を設け、

一九〇九年間島協約で清朝の間島領有を認め、以後、日本軍の弾圧が強化された。一九二〇年九〜一〇月の「不逞鮮人」による琿春の日本領事館の襲撃を理由に、日本軍は速やかに出動し、翌二一年一月ここを拠点とした独立運動分子を含む数千人を虐殺した（間島事件¹⁷）。しかし、以後も、抗日武装闘争は続いた。その指導者金日成は、朝鮮大統領金日成であると公式朝鮮史と記述しているが、二人は別人である。

この間島の由来は、以下の通りであった。一八七〇〜七一年、朝鮮の六鎮（茂山、会寧、鍾城、慶源、穩城、慶興）で大飢饉が発生し、朝鮮農民は国境に豆満江を越えて移住し、その原野は悉く耕作地となり、その対岸を間島と名付け、茂山間島、会寧間島などの名称が生じた。当初は、小さな中州、弁財の名古屋（古間島）を間島といていたが、入植・開墾が漸次、拡大するとともに、間島の呼称も拡大された¹⁸。ここは、清太宗が朝鮮との間に設けた間曠地帯で、両国人が立ち入るのを厳禁した地帯であった¹⁹。

それが現在問われるのは、その地が檀君神話の故地（古朝鮮）の疆域とされたからである。韓国国会議長丁一権は、こう述べる。

「この満州の土地は、今日、われわれの主権の及ばない土地に代ってしまったが、歴史的には、古代韓民族の領土であったことは、厳然とした事実であり、特に豆満江と一衣帯水の間島地方は切っても切れない深い関連を持ち続けた我が疆域である。」²⁰

5、中国朝鮮族遷入史論争

中国朝鮮族の居住地域は、延辺朝鮮族自治州が中心であるが、北朝鮮及びロシアと国境を接する延辺の朝鮮人として、一九世紀に朝鮮から移住してきたシベリアの朝鮮人は、冬季は延辺で過ごし、夏季にシベリアで生活し、その生

活を数年間、繰り返し、朝鮮に戻るといふように、国境を自由に往来してきた。その特色は跨境民族とされる。いまひとつ、「悠久の歴史と後裔ある革命の伝統を有し、我が国の反帝反封建闘争史の光輝ある一頁を記している」というのが中国の朝鮮人についての中国政府の公式見解である。そして、彼らは、新中国の成立に貢献したにもせよ、文化大革命で厳しい弾圧を受け、以後、朝鮮族遷入（移住）史論争が起きた。

朝鮮人の冒禁越境をめぐる中国・朝鮮交渉は、一六七七年康熙帝が大臣覺羅木訥らに命じ現地調査に入り進められたが、朝鮮人の発砲事件で中断した。一七一〇年朝鮮人の殺害事件が起こり、烏喇管穆克登が国境調査の密命を受けて、現地に入り、定界碑を建設して引き揚げたのち、中国は図們江北岸に屯舎を作ろうとしたが、朝鮮が司訳院司正通官金慶門を北京に送り抗議したことで、これは実現しなかった。一八六九〜七〇年李朝政府は、図們江北岸一五〇里の地に砲幕六〇坐を儲けて監視を厳しくし、朝鮮北部窮民の越境者を監視したが、窮民の越境を完全に阻止することはできなかった。結局、満州の開拓が進み、これによって間曠地の開墾・開放に伴い、図們江北岸の封禁は開除された。そこで、間島地帯を調査した吉林將軍銘安は、土門江に居住する朝鮮人に対して、中国の政教に従い服装を中国風に改めることを条件に中国人として取り扱うよう命令した。この旨、袖手国の立場から、吉林での処理を朝鮮国王に通告した。一八八三年五月朝鮮国王は、通告を了承し、八月中国礼部に土門江を境に吉林の処理は認めたものの、琿春・敦化地方の入植者は原籍への復帰と朝鮮送還を要求し、これに応じた。そこでの中国政府の対応は、図們江と土門江の支配にあった。

一八八五年九月朝鮮勘界使李重夏は、会寧で交渉を開始した。しかし、図們江、即ち豆満江を国境と主張する中国は、自説に疑問をもったが、辺界の勘査は実現しなかった。再び一八八七年勘界交渉となったが、李重夏は土門江説

への固持にも危惧を感じて、土門説を棄て、図們江上流の中国の主張する西豆水説を認めることもなく、図們江の源流の紅土水説を主張し、紅土と石乙二水の合流地点の上流は未定のままに、図們江で画定してしまった。しかも、中国は、その文書を公允せず、結局、間島の帰属は未決のままに終わった。

一九〇〇年北清事変でロシア軍が間島を占領し、中国人は吉林に避難し、朝鮮人は独自の行動に出た。そして、中国は朝鮮人の退去要求を持ち出したが、朝鮮政府はそれを拒否した。結局、中国は、戸口調査をすることになり、一九〇三年三月延吉庁を設置し、租税徴収を図ったが、朝鮮人はこれも拒否した。

日露戦争で、状況は一変した。韓国は日本の勢力下に置かれ、中国は韓国の要求で、一九〇四年六月中韓境界善後章程が成立した。その第一条は、以下の通りである。

「両国界後は白山の碑で記証すべきであり、仍は両政府の員を派して会勘することを俟つべし。未だ勘せざる以前は、旧に従て図們江を間隔せる一帯水を以て各、迅地を守り、均しく兵を持って僭越、峠を峠を滋することを得ず。」

そして、中国側は、抗日ゲリラの義兵闘争と協力して、その支配の回復を企図するところとなった²¹。ここに、間島の帰属問題は、再び外交交渉となった。

6、間島条約

日本が間島問題に関与するに至ったのは、日露戦争の結果、大韓帝国が日本の保護国となり、一九〇五年一月第二次日韓協約で統監府を設置して、その外交権を行使するところとなったからである。一九〇六年一月韓国政府から懇請を受けた日本政府は、間島在住の朝鮮農民を保護することになり、一九〇七年八月統監府臨時間島派出所を設

け、郵便・電信・病院などの行政を通じ朝鮮人を保護した。当時、間島の朝鮮人は、「多年ノ暴圧陵辱ヲ復スル」状態にあつたからである。²²⁾

その韓国政府の要請は、以下の通りであつた。

「照会第二百一號

敝邦與滿洲邊界一案ハ曩ニ與駐我京清國公使迭經交渉請派院查勘尙未案而按韓清條約第十二款邊民已經越墾者聽其安業傳保性命財產等因現下墾居民時被馬賊及無賴輩欺負凌虐該居民等切乞保護不止事係外交ヲ以テ

貴統監ハ特ニ念該居民之情形貴國政府ヨリ派院前往來シテ撫綏民事轉商清國政府レンコトヲ為要

大韓光武十年十一月十八日

議政府參政大臣 朴齋純

大日本統監侯爵 伊藤博文閣下」

そこでの日本の中国東北／滿洲に対する立場は、一九〇五年二月二三日調印、一九〇六年一月二三日発効の一連の滿洲に関する日清条約で確認された。その抜萃は、以下の通りである。

滿洲に関する日清条約

第一条 清國政府ハ日露講和条約第五条及第六条ニヨリ日本國に對シテ為シタル一切ノ讓渡ヲ承諾ス

第二条 日本國政府ハ清露兩國間ニ締結セラレタルし借地並鐵道敷設ニ關スル原条約ニ照シ務メテ遵行スヘキコトヲ承諾ス將來何等案件ノ生シタル場合ニハ隨時清國政府ト協議ノ上之ヲ定ムヘシ

附屬秘密協定

1、徴集吉林間鐵道ハ清國自ラ資金ヲ調ヘテ築造スヘク不足ノ額ハ日本國ヨリ借入ルコトヲ承諾スヘク不足ノ額ハ日本國ヨリ借入スコトヲ承諾ス……

清國政府ハ吉林地方ニ於テ別國人に鐵道敷設權ヲ與ヘ若クハ別國人ト共同シテ鐵道ヲ敷設スルコトハ斷シテ之ナシ……

滿洲に関する日清諒解事項

・……帝國政府ハ交渉開始冒頭ニ當リ這回ノ交渉ノ主眼トスル所ハ

1、清國政府ハ滿洲ニ於ける其ノ施政ヲ改善シ列國臣民ノ生命ヲ安全ニ保護スルト共ニ將來同地方ヲシテ國再紛争の禍因タラシメサルコト

2、滿洲ニ於ケル貿易ヲ發達セシメ以テ清國は勿論列國ヲシテ共存共榮ノ福利ヲ圖ルヘキコト

3、日露戦争ノ結果露國カ日本に讓與シタル一切ノ權利特權は清國政府ニ於テモ之ヲ確認スルコト

そこで、日本外務省は、内藤湖南を一九〇八年八月一〇月現地に派遣して調査を行い、当時、懸案となっていた安奉線改築問題も配慮して、一九〇九年九月四日間島に関する日清条約が成立した。

その経過は、以下の通りであった。

一九〇五年 三月 ロシア軍、間島琿春から撤収、清国は地方政權回復。

十一月 第二次日韓協約調印。

一二月 滿洲に関する日清条約調印。

一九〇六年 八月 李相昂ら、龍井村で瑞甸義塾設立。

- 一九〇七年 五月 東三省新郡督練処監督呉禄貞、間島視察。
 - 八月 統監府臨時間島派出所設置。
 - 九月 陶彬延吉庁知事任命。
 - 一九〇八年 一月 呉禄貞、程光第の宝山銀鉱閉鎖。
 - 一月 清国間島・延吉辺務巡警総局開設、延吉警務学堂開設。
 - 四月 間島派出所、官制施行。
 - 九月 日本閣議、間島問題交渉方針を決定——間島領有権の放棄を確認した。
 - 九月 瑞甸義塾閉鎖。
 - 一九〇九年 一月 間島交渉開始。
 - 四月 大清国国籍条例公布。
 - 八月 日本閣議、間島雑居朝鮮人裁判管轄権放棄を決定。
 - 九月 間島協約、満州五案件協約調印。
 - 一九〇八年九月二五日の閣議決定による、その五案件の要点は、以下の通りであった。
- 1、豆満江を日清国境と確認し、同江上流の境界については、共同調査委員をもって調査し、決定すること。
 - 2、清国に間島における日韓人の雑居を公認させること。

3、局子街その他枢要の地に帝国領事館又は分館を設置し、条約による領事官の権利を行使すること。
4、該地方において日韓人の既に獲得した財産及び着手した事業を、清国が承認すること。
5、吉長鉄道を朝鮮会寧にまで延長する件を清国に要求し、適当な時期に交渉を開くこと。
この案件5は、提議されないとしていたが、一月二七日小村外相の訓令で交渉してもよいとされた。但し、そこには、満州経営を進めるためにも、かかる根拠が薄弱な境界に拘泥せず、韓民保護の強化に重点を置くとした意向があった。

清国は、北京の政変もあつて、豆満江境界説に固持し、いつさい譲歩しなかつた。そして、交渉委員陶大均が日本側伊集院彦吉に事前に示唆していたように、この問題の解決いかんによつては、他国と境界問題にも影響するので、間島の所屬につき日本の譲歩を求めることしかないというものであつた。

交渉が難航するなか、韓人裁判権問題で妥協が成立し、五案件解決の方向性が合意され、清国は、茂山以奥の境界線を確認し、協約が成立し、同時に間島開放地の条項と統監不播種書撤退に伴う善後処理が成案した。さらに、韓人雑居区域の条項及び韓人既得権の条項が成立した。⁽²³⁾

成立した間島に関する協約は、以下の通りである。

第一条 日清両国征夫は、図們江を清韓両国の国境とし、江源地方に於いては、定界帆を起点として、石乙水をもつて両国の境界と為すことを声明す。

第二条 清国政府は、本協約調印後、成るべく速に左記の各地を外国人の居住及貿易の為開放すべく、日本国政府は、此等の地に領事館若しくは領事館分館を酌設すべし。

開放の期日は、別に之を定む。

龍井村 局子街 頭道溝 百草溝

第三条 清国政府は、従来の通り、図們江北の墾地に於て韓民居住を承准す。其地域の境界は、別図を以て之を示す。

第四条 図們江江北地方雜居地区内墾九十の韓民は、清国の法権に服従し、清国地方官の管轄裁判に歸す。

清国官憲は、右韓民と同様に待遇すべく、納材其他一切行政上の処分も清国民と同様たるべし。

右韓民に關係する民事刑事一切の訴訟事件は、清国官権に於て、清国の法律に按照し、公平に裁判すべく、日本領事官又は其の委任を受けたる官吏は、自由に法廷に立会ふことを得。但し人命に關する重案に付ては、須らく先づ日本領事館に知照すべきものとす。日本領事官に於て、若し法律を按せずして判断せる虞あることを認めたるときは、公平の裁判を期せむが為め、別に官吏を派して覆審すべきことを清国に請求するを得。

第五条 図們江江北雜居区域内に於ける韓民所有の土地・家屋は、清国政府より、清国人民の財産と同様、完全に保護すべし。又該江沿岸には、場所を擇み、渡船を設け、双方人民の往來は自由たるべし。但し兵器を携帯する者は、公文又は護照なくして境を越えるを得ず。

雜居区域内算出の米穀は、韓民の搬運を許す。尤も凶年に際しては、のち禁止することを得べく、旧に依り照弁すべし。

第六条 清国政府は将来吉長鐵道を延吉南姜境に延長し、韓国会寧に於て韓国鐵道と連絡すべく、其の一切の弁法は、吉長鐵道と一律たるべし。開弁の時期は、清国政府に於て情形を酌量し、日本国政府と商議の上之を定む。

第七条 本協約は、調印後直に抗力を生ずべく、統監府派出所並文武の各員は、成るべく速に撤退を開始し、二箇月を以て完了すべし。日本国政府は、二箇月以内に第二条所開の通所地に領事館を開設すべし。

この条約をめぐる交渉の評価は、以下にある。

交渉において、清国が終始折衝に努めたのは、当時、清国内に包藏されていた革命の機運から、清国の発祥地の間島を保持すること、そしてその境界不明の間島を日本に譲与することにでもすれば、他国に乘じられるのを封じたことに成功したことにあつた。日本は、清国の領土権、及び裁判権を承認するなど妥協に終始し、他方、満州問題で満州五案件協約をもつて満州五案件を有利に解決して、南満州の既得権をいっそう有利にかつ確実にして、大陸政策の新段階に踏み込んだ。この点、日本にとっては、名を捨て実をとつた交渉の成果といえるかもしれない。その五案件は、(1)清国は、新民屯・法門間の鉄道敷設につき、日本と商議する。(2)清国は、南満州支線敷設に同意する。(3)撫順・煙台炭鉱の採掘を認める。(4)安奉鉄道・南満州鉄道沿線鉱山開発を認める。(5)京奉鉄道の延長を認める、である。⁽²³⁾しかし、いかえれば、満州協約で日本の享有する権益は明確に規定されたとはいえず、間島条約は、日本のまったくの譲歩で成立した。この現実を、当事者として現地で観察していた篠田治策は、以下の譲歩八点を、明確に指摘した。⁽²⁴⁾

- 1、間島の領土権は、まったくこれを放棄した。
- 2、豆満江の歴史的名称を、清国の主張通りに、図們江とした。
- 3、図們江を国境とした結果、白頭山定界碑及びその上流と連絡するために、石乙水を国境とした。
- 4、従来、韓国は、一八九九年清韓条約で清国領土において治外法権を有していた。しかし、韓人は、清国法権に

服することになった。

5、韓人は、清国の行政措置に従うことになった結果、旧来の韓国風習は制限され、伐採は禁止され、韓国よりの塩の輸入も禁止された。

6、兵器を携帯する者は、護照なしには、国境を移動することはできない。

7、凶年においても、食糧の輸出は禁止される。

8、従来、無税扱いであった間島輸入品に対して清国関税が課されることになった。

一八九九年九月の清韓通商条約の第五条一項は、以下の通りである。

中國民人在韓國社、如有犯法之事、中國領事官按照中國律例審辨。韓國民人在中國社、如有犯法之事、韓國領事按照韓國律例審辨。韓國民人生命財產在中國者、被中國民人損傷、中國官按照中國律例審辨。中國民人生命財產在韓國人民損傷、韓國官律例審辨。兩國民人如有涉訟。該案應由被告所屬之國官員、按照本國律例審斷。原告所屬之國可以派員聽審、承審官當以禮相待。聽審官如欲傳詢証見亦聽其便。如以承審官吏所斷為不公。猶許詳細駁辨。

但し、日韓併合後は、南満州の稲作が成功し、²⁵⁾従来の朝鮮人移住がいつそう促され、夥しい移民の時代を迎えた。一方、間島は反日運動の策源地となり、国際政治の焦点に立った。だが、その反日闘争も、跨境民族としての自決処理の局面を迎える。

7、中国朝鮮族起源論争

中国では、朝鮮族は土着民族ではなく、朝鮮で形成されてきた朝鮮人の一部が一九世紀中頃から第二次世界大戦の

終結までに、東北地区に移住してきたと解されてきた。ところが、一九五八年に河北省青龍県民族時務委員会が成立し、民族政策の調査を行った際、同県の朴姓の三五〇人が自分らは朝鮮族の子孫であるので、族譜を回復してほしいと申し出た。こうした要求は拡大し、一九八二年に族譜改正が認められた。一方、彼らは、土着民族説を主張しており、それが高句麗の境域が中国東北一帯に拡大していたことをもって確認された。そして、その一部が内紛で新羅に亡命したことも確認された。これに対して、朝鮮族の起原を元末、明初に求める説が提起され、彼らは、遼東地区の居住していたのが根拠とされ、彼らは漢族、満族、蒙古族と同化したことも判明した。にもかかわらず、延辺地区の朝鮮族研究者は、その血統主義を否定している。朝鮮人の中・韓・田・馬・王・千の姓の祖先は漢族であるとされる。他方、中国の帰化²⁶国籍取得が確立したのは一九一二年で、一八九九年九月の清韓通商条約では、中国における韓国人の裁判権は、韓国にあるとされていた²⁶。

8、間島の朝鮮人闘争

この中国国境処理に対して、北朝鮮は、朝鮮人の存在と活動を公式に確認している。朝鮮民主主義人民共和国科学院・人文科学院編『白頭山資料集』は、白頭山の朝鮮人定着、そして解放闘争を、以下の通り整理して記述している²⁷。

- 1、古朝鮮、扶余、句麗の建立当時、白頭山はケマチサン（蓋馬大山）、テペッサン（天白山）といわれ、『三国志』東沃祖伝で、蓋馬大山に東沃祖あるとの謝意書の記述が登場した。

- 2、紀元前二一九年戦争と扶余の滅亡で、以前、扶余に賊していた鴨緑江、豆満江上流北側の白頭山地区も高句麗の領土となった。起源前二一五年高句麗王莫来は、蓋馬国王を殺害し、蓋馬国地域に高句麗の郡県を設けた。

渤海の首都上京龍泉府は、現在の黒龍江省寧安県の東京城鎮西三キロメートルの地点にあったが、南は江原道溟州

郡連谷川(泥河) 界線、東は日本海(東海)に及び、白頭山地区は建国当初から渤海の領域であった。

一二世紀に、高麗軍は、白頭山地区で完顔部女真を追い出し、同地区を回復し、以後、北進を続けた。一一一五年に建立された金の滅亡で、元の勢力が白頭山に及び、現地では人民闘争が続いた。この白頭山地区では、一四世紀中葉に現在の両江道・慈江道・間島地方へ進出した朝鮮人が定着し、外敵の侵入が封じられるまでにいたった。

『李朝実録』には、以下の記述がある。

「李朝政府は、この地域に雑居する女真人に適当に万戸、千との官位を与え、風俗をなくして衣冠を利用するようになった。白頭山地区の人民と同じように、彼らも賦役に出るようになり、租税も同じであった。女真人は、自らの首長の下で生活をするのを恥ずかしく思い、白頭山地区の百姓になるのを選んだ。

孔州の北から甲州(甲山)に至るまで、邑と鎮を設置して百姓を治め、軍士を訓練し、また学校を建てて経書を教えたために、文武の政治が完全に達成されるようになり、四〇〇平方キロの朝鮮の突出した地域が朝鮮の版図に入った。江北の他の族属も、噂を聞いて文化を慕い、直接、朝会に来たり、子供と弟を送り、王様に奉公して官位を賜りたいと要請し、朝鮮の城内に住む者もいた。」(太祖実録、卷八 四年一月)

こうして、閔延、慈城、茂昌、虞丙、すなわち白頭山の西、鴨緑江に隣接した地域に新しい四郡が設置された。そして威鏡道都節制使金宗瑞の下で、白頭山六鎮地区の開拓のために人民が動員された。一六世紀全般には、鴨緑江上流・中流地帯及び豆満江地帯は四郡・六鎮の構成となり、女真の侵攻も阻止できた。一四四三年白頭山地区の人民は、遠征軍を組織して鴨緑江を渡河して女真の根拠地に侵攻した。

3、一六世紀末、女真の首長ヌルハチは、勢力を拡大し、白頭山に迫った。一六三六年清国が成立し、清の白頭山

表 1 白頭山地区住民の西・北間島地方への進出

時代	名称	身分	出発地	到着地	進出型態	備考
1638年 2月		百姓	宣川	瀋陽	集団移住	備考 首謀者死刑, 家族奴隸・ 島流し
1645年 3月	中雙ら	僉使, 士兵	昌城, 穩城	西・北間島	集団移住	
1647年 2月	郭徳立	僉使	甫乙下	間島地方	越境	審問 死刑
1648年 3月	河天陽ら	百姓	会寧, 鍾城	清の池	集団移住	
1652年 12月	蔡允立ら	軍官	会寧, 鍾城	間島地方	集団移住	
1655年 8月		百姓	大坡瑠堡, 碧潼	間島地方	集団移住	
1676年 12月	朝鮮人	軍官, 士兵		間島地方	集団移動	
1685年 10月	朝鮮人	百姓, 軍人ら		開州	数百戸で部落形成	
1685年 10月		百姓		白頭山～寧古塔	牛を連れて多数移住	
1685年 10月	韓得完ら	士兵ら		間島地方	集団移住	
11月		百姓	平安道	間島地方	集団移住	
11月	金仁淑ら	百姓	平安道, 威鏡道	西間島地方	集団移住	
1690年 11月		百姓	威鏡道	西・北間島地方	集団移住	
1694年 6月	林仁ら	百姓	江界, 満浦	間島地方	集団移住	
1701年 1月		百姓		清国	集団移住	
1728年		史卒ら		間島地方	集団移住	
1729年	中貞龍ら	亡命者	穩城	「逆党」亡命		
1733年 7月	世弼ら	百姓	高山里鎮	間島地方	集団移住	「逆賊」亡命
9月	黄超官ら	官庁奴婢	下三道	細洞	逃亡	
1734年 5月	金守京ら	万戸ら	穩城	間島地方	集団移住	
1739年	金時宗ら	百姓	穩城	間島地方	集団移住	
1741年	達伊武ら	百姓	朝鮮山城	間島地方	集団移住	首謀者死刑
1742年	徐修ら	奴隸 (奴婢) 百姓	土門江	間島地方	集団移住	
4月		百姓	北関	間島地方	集団移住	

(出所) 朝鮮民主主義人民共和国科学院・人文科学院編『白頭山資料集』日朝友好資料センター, 1993年, 21頁。

表2 朝鮮族の白頭山地域への侵入状況

年	越境者	中国地域への越境状況
順治3年／1646年	申男ら8人	狩猟
順治5年／1648年	金益鎌ら12人	狩猟
順治9年／1652年	沈向文ら10人	人参採集
順治10年／1653年	劉春立ら23人	人参採集
順治10年／1653年	弄安ら4人	人参採集
順治11年／1654年	英枢ら2人	国境交易
順治11年／1654年	金忠一ら3人	伐採, 殺人
順治17年／1660年	林風	人参採集
順治18年／1661年	未知名1人	役務に従事
順治18年／1661年	名前不明1人	人参採集
康熙元年／1662年	劉額必ら2人	伐採
康熙5年／1666年	羅書尼利	食糧のため立入り
康熙19年／1680年	朴時雄	破壊
康熙24年／1685年	韓得完ら31人	人参採集
康熙29年／1690年	林仁ら7人	人参採集, 殺人掠奪
康熙38年／1699年	名前不明3人	食糧のため立入り
康熙43年／1704年	金礼進ら10人	殺人掠奪

(出所) 刁書仁「康熙年間穆克登查辺定界考辨」中国辺疆史地研究, 第13卷第3期, 2003年, 45-46頁。

支配から朝鮮との国境画定が浮上した。朝鮮人は白頭山以北地域での灌漑地の農耕地化を進める一方、彼らには、国境意識を欠いていた。⁽²⁸⁾

4、一八七六年の李王朝への日本の侵略、一八九四年の甲午農民戦争に続いて、一八九五〜九六年に三水一帯の人民は、義兵闘争に突入した。白頭山地区の反日闘争は、厚時嶺界線から三水、恵山、豊山、厚昌、茂山一帯、及び会寧、富寧に至るまで、広範囲に展開された。一九〇五年七月富寧ホアン洞シンドル岩で、八月会寧ホクソン洞で日本軍に対する攻撃があった。一九〇七年一月三水・甲山地方で日本軍討伐隊との激しい戦闘となった。⁽²⁹⁾

5、以後、白岩を始めとする白頭山

一帯の人民は、秘密結社及び愛国文化運動の下に、反日武装闘争を展開した。金亨稷は、一九二一年一〇月の書簡で、革命組織の結集を呼びかけ、翌二二年葡坪に朝鮮国民会組織責任者会議を開催し、反日愛国闘争を切り開いた。一九二一年秋には、興業団、軍備団が成立し、金亨稷指揮の白山武士団も活動し、一九二二年には匡正団の襲撃も報じられた。一九二六年、金日成の指導で、局面は、抗日革命戦争へと移り、一九二六年一〇月打倒帝国主義同盟（略称トウ・ドウ）が結成され、一九二七年一二月撫松で白山青年同盟が成立し、革命の前衛組織となった。そして、一九三二年五月小沙河で、小沙河農民協会、反日人民遊撃隊による解放根拠地が建設され、それは白頭山一帯及び豆満江沿岸の広い地域に拡がっていった。一九三三年三月旺載山で穩城地区地下革命組織責任者・政治工作員会議が開催され、一九三四年三月範一人民遊撃隊の改編で、五月朝鮮人民革命軍革命委員が成立した。これにより、朝鮮人民革命軍の活動は北滿の寧安一帯まで拡大した。民生団事件もあって、一九三六年五月祖国光復会が樹立され、九月白頭山地区秘密根拠地が創設された。一九三七年五月朝鮮人民革命軍は白頭山茂山地区での普天堡戦闘は大勝利を収めた。一九四五年六月、閔白山密営の軍事・政治幹部会議で、抗日戦争が総轄された。

抗日運動における中国共産党との関係は、以下の通りであった。一九二五年創設の朝鮮共産党は、翌二六年に満州総局を設置し、一九二七―三〇年に三次にわたる間島共産党事件が起きた。その闘争は、古会鉄道反対の愛路運動にあつた。一九二八年九月中国共産党は朝鮮延長論に対する自己批判から、一九三〇年彼らを中国共産党に吸収した。その共同闘争は、彼ら内部、共産党と朝鮮人革命分子の間の内紛、一九三二―三六年の民生団事件で挫折し、さらに朝鮮人革命隊分子は「韓人ソビエト」・「抗日自決」をめぐり混乱した。したがって、東北抗日聯軍あるいは在滿韓人祖国光復会の綱領では、韓人の自由解放を目的とする「韓人自治区」の建設が打ち出された。但し、その自治区の内

容は極めて曖昧で、朝鮮人の分離・独立権は言及されていない。一方、金日成らの抗日闘争は続いた。⁽³¹⁾そこでは、満洲事変が進行するなか、朝鮮人の自作農化政策がとられたが、それは成功していない。⁽³²⁾なお、北朝鮮では、この抗日戦争のローガンは、金正日によって、以下の通り謳われている。⁽³³⁾

「ああ朝鮮よ、白頭星誕生を告げる。

五千年歴史国の光明、未来のシンボル、白頭明星、白頭山に出現。

ああ朝鮮よ、白頭山に白頭光明星誕生。

白頭山に光明星が昇った。白頭山光明星三千里を照らす。みな、光明星を眺めよ。

朝鮮よ民族よ、高く跨がれ。朝日明るい我が国に光明星が昇ってお前を喜ばす。

白頭星、五大洋六大洲を照らし、赤き大洋に育てよう。

白頭山よ、万国に誇れ。世界革命無産者の領袖金日成將軍、抗日女師金正淑偉勲と、金大將の代を継ぐ白頭光明星を、白頭山よ万国に誇れ。

二千万同胞よ、白頭光明星に昇ったので、子々孫々白頭光明を仰ぎ、祖国解放を遂げよう。

天上に王宮を築き、抗日大將金日成、女將師金正淑、白頭光明星を千万年いただこう。」

北朝鮮は、白頭山の革命伝説を公式に、次のように、提起している。すべては、抗日戦争のシンボルを立証している。⁽³⁴⁾

○白頭山に將軍星が現れた！

注解 聖人が白頭山に降り、朝鮮国を平定するという話が伝えられてきたが、いまや天降大將金日成が天の意で聖

山に降り、白頭山の將軍星が現れ、二千万同胞に開かれた。金日成將軍は白頭山の精氣を授かり、白頭山で天命を受けて、抗日戦争を展開した。

○白頭山の虎

注解 日帝侵略者は、伝統的英雄金日成將軍を「白頭山の虎」と叫びながら、恐怖と不安におののいた。

○將軍の縮地法

注解 朝鮮人民革命軍主力部隊が、白頭山西南部に進出し、至るところで遊撃戦争を展開した。この現実を、將軍は縮地法を使い、敵を「一行千里」の戦法で打ち破った。一九三七年二月長白県鯉明水戦闘で、金日成將軍は、一夜に四〇キロメートルを移動し、敵を瞬時に撃退した。

○將軍の予言

注解 開城地方には、「牛二〇頭と三羽の鳥」という伝説があった。一九四〇年八月小哈爾巴會議の後、城頭山東北部で將軍が日帝の廃止と祖国の解放を予言した話が伝わった。警察は金日成が入院していた病院に突入したが、彼はおらず、開城南大門に牛二〇頭と三羽の鳥の絵があった。人々は、その絵をみて「昭和二〇年に新しい時代が来る」との意味と解した。

○金日成將軍は凱旋する

注解 一九四年白頭山から金日成將軍が祖国に来るといふ伝言が江原道で拡がった。

さらに、金日成革命伝説は、金正日革命伝説に再現され、継承された。

○白頭山の將軍像に光明星が現れた

表3 北朝鮮の革命史跡

革命戦跡地	革命史跡地
城頭山革命戦績地	白頭山革命史跡地
白頭山密営	金日成は1963年、1979年、1983年、
獅子嶺密営	1985年、1988年、1989年に登山した。
コム山密営	金正日は1963年、1971年、1972年、
鮮奥山密営	1976年、1988年に登山した。
閭白山密営	三池淵一帯
小臙脂峰密営	大紅淵一帯
鴨緑江岸密営	普天堡一帯
双頭峰密営	恵山一帯
大角峰密営	新坡一帯
青峰一帯革命戦跡地	中国東北地区革命史跡地
5号鉄砲堰	長白地区
青峰宿営地	撫松地区
三池淵一帯革命戦跡地	安図地区
ペゲ(枕)峰宿営地	和竜地区
茂山一帯革命戦跡地	
茂浦宿営地	
新四洞革命戦跡地	
大紅湍革命戦跡地	
普天堡一帯革命戦跡地	
口済鉄砲堰革命戦跡地	
崑将徳革命戦跡地	
普天堡一帯革命戦跡地	
普天堡革命戦跡地	
中国東北一帯革命戦跡地	
長白一帯革命戦跡地	
撫松一帯革命戦跡地	
安図一帯革命戦跡地	
和竜一帯革命戦跡地	

注解 白頭山の天池から上空へ雪のように白い燕が飛びたつた。稲妻が光り、湖畔に美しい花が咲いた。白髪の老人が現れ、白燕が降り立ち「白頭山に非凡な将師をもう一人迎えることになりました」と伝え、將軍峰に背丈二一六メートルの武士が集い、忠誠を誓った。二月一六日当人は白頭山に戻った。將軍峰は現在、正日峰となっている。

○白頭の聖地、小白水谷

注解 白頭宿営に金正日の生家があり、そこは風水の聖地で、命を受けた神仙が世界を回ってこの地を定め、聖地とした。

○竜馬岩、永剣岩

注解 白い竜馬に乗った金正日が日帝をやっつけるといふ流言が、白頭山から三日間轟き拡がり、その発現地は竜馬岩、永剣岩であった。国民は新しい竜馬は聖人であつて、国民とともにある、と信じた。

○白頭山の貴人伝説

注解 一九四六年春、白頭山の前身から光を発して、貴人が生まれ、彼は直ぐにも話をし、世の道理に通じた予言を語つたといふ伝言が平壤に拡がり、人々は驚き、喜んだ。

以上の政治操作は、朝鮮の中華主義イデオロギーの体現であり、ナシヨナリズムの発揚となっている。

革命伝説で、革命戦跡地・革命史跡地の聖地化が進められた。そのために、中国との一九六二年国境画定交渉では、北朝鮮は、聖地白頭山の確保に固執した。

(1) 内藤虎次郎「間島吉林旅行談」一〜一三、大阪朝日新聞、一九〇八年二月三日、四日、五日、二四日、二五日、二六日、

二七日、二九日、三〇日、一二月三日、四日、五日、六日。内藤湖南全集第六卷、筑摩書房、一九七二年。内藤戊申編「内藤湖南・間島吉林旅行談」上、立命館文學、第二一六号、一九六三年。

内藤湖南の間島観は、以下をみよ。西重信「内藤湖南と「間島条約」書評、関西大学生協、第七三号、一九八五年。西重信「内藤湖南と「北朝鮮ルート」論」書評、第七七号、一九八六年。西重信「間島協約と「北朝鮮ルート」論」三千里、第四七号、一九八六年。西重信「内藤湖南の朝鮮観」書評、第八〇号、一九八七年。西重信「北朝鮮ルート論の系譜」(1)、經濟論集、第四五卷第四号、一九九五年。

(2) 朝鮮總督府編『國境地方視察復命書』京城、朝鮮總督府、一九一五年／龍溪書舎、二〇〇五年。

梁泰鎮『韓國國境領土關係文獻集』ソウル、甲子文化社、一九七九年。

梁泰鎮『近世筆宝國境關聯史料抄録輯』ソウル、法經出版社、一九九二年。

刁書仁・他編『中朝相邻地区朝鮮地理志資料選編』長春、吉林文史出版社、一九九六年。

刁書仁「中朝辺界沿革志研究」中国边疆史地研究、二〇〇一年第四期。

青柳綱太郎編『大韓疆域考』上・下、京城、朝鮮研究會、一九一五年。

増田忠雄『滿洲國境問題』中央公論社、一九四一年。

梁泰鎮『韓國の國境問題』ソウル、同和出版公社、一九八一年。

梁泰鎮『韓國邊境史研究』ソウル、法經出版社、一九八九年。

梁泰鎮「韓國領土史研究」ソウル、法經出版社、一九九一年。

梁泰鎮『韓國國境史研究』ソウル、法經出版社、一九九二年。

秋月望「朝魯国境の成立と朝鮮の反応」国際学研究、第八号、一九九一年。

俞政甲『北方領土論』ソウル、法經出版社、一九九二年。

朴鐘聲『韓國の領海』ソウル、法文社、一九八五年。

楊昭全・孫玉梅『中朝辺界史』長春、吉林文史出版社、一九九三年。

楊昭全梅『中朝辺界沿革及界務交渉資料集編』長春、吉林文史出版社、一九九四年。

朝鮮史研究会編『「地域」としての朝鮮——「境界」の視点から』朝鮮史研究会論文集第三六卷、朝鮮史研究会、一九九八年。

金基燦『空白の北朝鮮現代史——白頭山を売った金日成』新潮新書、新潮社、二〇〇三年。

(3) 申基碩『韓末外交史研究——清韓宗屬關係を中心にして』ソウル、一潮閣、一九六七年。

(4) 篠田治策『白頭山定界碑』樂浪書院、一九三八年／ソウル、景仁文化社、一九九〇年。

徐徳源「長白山東南地区石堆土堆築設の真相」中国边疆史地研究、一九九六年第二期。

刁書仁「康熙年間穆克登查辺定界考辨」中国边疆史地研究、第一三卷第三期、二〇〇三年。

(5) 均徳梶『白頭山と北方疆界——鴨緑江・豆満江は私たちの国境ではない』ソウル、思社研、一九八七年。

陶勉「清代封祭長白山与派員踏查長白山」中国边疆史地研究、一九九六年第三期。

徐徳源「穆克登碑の性質及其蒞立地点与位移述考——近世中朝辺界争義的焦点」中国边疆史地研究、一九九七年第一期。

文純實「白頭山定界碑と一八世紀朝鮮の疆域観」、朝鮮史研究会編『朝鮮の領域観と自己認識——前近代と近代との接点』

朝鮮史研究会論文集第四〇卷、朝鮮史研究会、二〇〇二年。

刁書仁「康熙年間穆克登查辺定界考辨」中国边疆史地研究、第一三卷第三期、二〇〇三年。

馬孟龍「穆克登查辺与《皇輿全覽圖》編繪——兼对穆克登の审視碑の初立位置的考辨」中国边疆史地研究、第一九卷第三期、二〇〇九年。

(6) 盧思慎・他奉勅撰『新增東國輿地勝覽——五五卷』三冊、京城、淵上商店、一九〇六年／李翺・他編『東國輿地勝覽第一——第五』朝鮮群書大系續第六——一〇輯・計五冊、京城、朝鮮古書刊行會一九二二年／朝鮮史學會編『東國輿地勝覽』第一・第二・第三、京城、朝鮮史學會、一九三〇年／『新增東國輿地勝覽』四冊、ソウル、景仁文化社、二〇〇五年／鄭孝恒・他編、李荇新增編、朝鮮民主主義人民共和国科学院古典研究室編『新增東國輿地勝覽』四冊、平壤、科学院古典研究室、一九五九—六三年／国書刊行會、一九八六年。

末松保和編『新增東國輿地勝覧索引』京城、朝鮮総督府中樞院、一九三七年／『新增東國輿地勝覧索引續編』京城、朝鮮総督府中樞院、一九四〇年。

「李朝初期、一五世紀において製作された地図に関する研究」地理科学、第一六号、一九七二年。

(7) 李重煥、廬道陽訳『擇里志』ソウル、大洋書籍、一九七三年／梶井涉訳『捫里志・朝鮮八城誌』成甲書房、一九八三年／平木實訳『捫里志』近世朝鮮の地理書』東洋文庫、平凡社、二〇〇六年。

丁若鏞『大韓疆域考』京城、皇城新聞社、一九〇五年。

(8) 鄭在浩・他『白頭山説話研究』ソウル、高麗大學校民族文化研究所出版部、一九九二年。

李花子「朝鮮王朝的長白山認識」中国辺疆史地研究、第一七卷第二期、二〇〇七年。

(9) 高木健夫『白頭山に燃える』金日成抗日戦の記録』現代史出版会、一九七八年。

オ・ギルボ『朝鮮近代反日義兵運動史』ソウル、白山資料院、一九八八年。

徐題肅『金日成——思想と政治体制』お茶の水書房、一九九二年、第一部若き金日成と東北抗日連軍。

(10) 京都帝國大學白頭山遠征隊／今西錦司『白頭山——京都帝國大學白頭山遠征隊報告』梓書房、一九三五年／大修館書店、一九七八年。

梅棹忠夫・藤田和夫編『白頭山の青春』朝日新聞社、一九九五年。

(11) 吉林鐵道局總務課資料係編『白頭山下其ノ周邊』吉林、吉林鐵道局、一九四〇年。

城山正三『秘境白頭山天地——探行記録』叢文社、一九七〇年。

崔南善、高麗大學校亞細亞問題研究所六堂全集編纂委員會編『白頭山觀參記・金剛禮讚・外』ソウル、玄岩社、一九七三年。

趙基天、許南麒訳『白頭山——長編叙事詩』大平出版社、一九七四年。

丁興旺『白頭山天池』北京、地質出版社、一九八二年。

今井通湖・カモシカ同人隊『白頭登頂記』朝日新聞社、一九八七年。

若林熙『白頭山への旅』雄山閣出版、一九八八年。

王季平主編『長白山志』長春、吉林文史出版社、一九八九年。

樗机金容沃知音『白頭山神曲——「氣哲學の構造」とともに』ソウル、トンナム、一九九〇年。

第一回白頭山国際共同研究調査団編『白頭山への道』大阪経済法科大学出版部、一九九二年。

劉忠傑・沈惠淑『白頭山と延邊朝鮮族』ソウル、白山出版社、一九九三年。

刁書仁主編『長白山文化論説』長春、吉林文史出版社、一九九四年。

劉厚生「長白山文化的界定及其他」中国边疆史地研究、第一三卷第四期、二〇〇三年。

苗威「長白山の考辨」中国边疆史地研究、第一九卷第四期、二〇〇九年。

谷口宏充編『白頭山火山とその周辺地域の地球科学』東北大学東北アジア研究センター、二〇一〇年。

(12) 西清編『黒龍江外記』二冊、新西村舎、一八九四年／上海、金匱浦氏、一九〇三年／ND、廣雅書房、一九二〇年／上・下、上海、商務印書館、一九三六年／台北、藝文印書館、一九六四年／台北、臺灣商務印書館、一九六六年／台北、成文出版社、一九六九年／北京、中華書局、一九七七年。

大崎峰登『鴨緑江——滿韓國事情・全』兵林館／丸善、一九一〇年。

拓殖局『松花江及黒龍江』拓殖局、一九一二年。

内藤虎次郎編『滿蒙叢書』第五卷、滿蒙叢書刊行會、一九二一年／ソウル、民俗苑、一九九二年／西清、石川年訳『黒龍江外記』滿洲日日新聞東京支社出版部、一九四三年。

南滿洲鐵道庶務部調査課編『黒龍江省』上・下、大連、南滿洲鐵道庶務部調査課、一九二四年。

滿鐵弘報課編『問宮林藏の黒龍江探検——東鞆紀行』奉天、滿洲日日新聞社、一九四〇年。

『松花江の航運——附黒龍江水系』哈爾濱、露滿蒙通信刊行會／哈日社印刷部、一九二八年。

『松花江の航運——附黒龍江航運の使命』哈爾濱、露滿蒙通信刊行會／哈日社印刷部、一九二九年。

百瀬弘『沿黒龍江地方及沿海州修合併に關する歴史的考察』東亞經濟調查局、一九三三年。

張伯英編『黒龍江黒龍江大事志』一九三三年／台北、成文出版社、一九七〇年。

中東鐵路局商業部編、湯爾和訳『黒龍江』上海、商務印書館、一九三三年。

哈爾濱日本商工會議所『松花江黒龍江經濟事情概要——附烏蘇里江事情』哈爾濱、哈爾濱日本商工會議所、一九三六年。

滿洲事情案内所編『黒龍江』新京、滿洲事情案内所、一九三六年。

滿洲弘報協會編『鴨緑江』新京、滿洲國通信社、一九三七年／ソウル、景仁文化社、一九八九年。

滿洲中央銀行調査課編『特殊會社準特殊會社法令及定款集』新京、滿洲中央銀行調査課、一九三八年——周防ダム文書を収める。

鳥居龍藏『黒龍江と北樺太』生活文化研究會、一九四三年。

則武三雄『鴨緑江』第一出版會、一九四三年。

湯浅克衛『鴨緑江』晴南社、一九四四年。

中国社会科学院地理研究所編、吳傳欽・郭来喜・謝香方主編『黒龍江省黒龍江及烏蘇里江地区經濟地理』北京、科学出版社、一九五七年。

徐兆奎編『清代黒龍江流域的經濟發展』北京、商務印書館、一九五九年。

矢野仁一「清代満州を繞るロシアとの国境問題交渉」、アジア・アフリカ国際関係研究会編『中国をめぐる国境紛争』巖南堂書店、一九六七年。

拉文斯坦、陳霞飛・他訳『俄国人在黒龍江』北京、商務印書館、一九七四年。

巴赫魯申、郝建恒・高文風訳『哥薩克在黒龍江上』北京、商務印書館、一九七五年。

何茂正・他「関于黒龍江的名称」吉林師範大学学报、一九七八年第三期。

傅朗雲「龍の神話与黒龍江的名称」学習与探索、一九七九年第四期。

П・И・カ巴諾夫、姜延祚訳『黒龍江問題』哈爾濱、黒龍江人民出版社、一九八三年。

方衍主編『黒龍江方志簡述』哈爾濱、黒龍江地方志編纂委員会／黒龍江図書館学会、一九八五年。

徐宗亮・他撰『黒龍江述略・外』哈爾濱、黒龍江人民出版社、一九八五年。

張向凌主編『黒龍江四十年』哈爾濱、黒龍江人民出版社、一九八六年。

黒龍江省檔案館編『黒龍江設治』上・下、哈爾濱、業経黒龍江省出版局、一九八六年。

金得梶『白頭山と北方疆界——鴨緑江・豆満江は私たちの国境ではない』ソウル、思社研、一九八七年。

中華人民共和国黒龍江省統計局編『黒龍江四十年巨変』北京、中国統計出版社、一九八九年。

《当代中国》叢書編輯部編『当代中国的黒龍江』上・下、北京、中国社会科学出版社、一九九一年。

張杰「清代鴨緑江流域的封禁与開闢」中国边疆史地研究、一九九四年第四期。

辛培林・他主編『黒龍江開闢史』哈爾濱、黒龍江人民出版社、一九九九年。

小林静雄『遙かなる黒龍江』有朋書院、二〇〇三年。

王禹浪「黒龍江流域的歴史与文化」(1)、大連大学学报、二〇〇三年第一期。

陳立中『黒龍江站岸研究』北京、中国社会科学出版社、二〇〇五年。

吳樹黒「近代、黒龍江、考釋」中国边疆史地研究、第二〇卷第三期、二〇一〇年。

黒龍江年鑑編纂委員會編『黒龍江年鑑』哈爾濱、黒龍江人民出版社、一九九〇年。

(13) 峯簇良充・松尾小三郎『吉林小開發と豆満自由港——附豆満江より覗きたる滿蒙』奉公會、一九二五年。

朝鮮總督府鐵道局營業課『豆満江流域經濟事情』京城、朝鮮總督府鐵道局營業課、一九二七年。

李箕永、李殷直訳『豆満江』七冊、ソウル、朝鮮文化社、一九六一—六二年。

富田和明『豆満江に流る——中国朝鮮族自治州・延吉下宿日記』第三書館、一九九三年。

龍民声・孟憲章・歩平編『十七世紀沙俄侵略黒龍江流域史資料』哈爾濱、黒龍江教育出版社、一九九八年。

崔洪彬・全信子『凶們江訴説——朝鮮族』昆明、雲南大学出版社、二〇〇一年。

山田直『「方法的制覇」の源流としての「鴨緑江」——ポール・ヴァレリーの文明・文化論』駿河台出版社、二〇〇一年。

尹麟錫『蒼き豆満江の流れ』東洋書院、二〇〇五年。

(14) 金賛汀『慟哭の豆満江——中・朝国境に北朝鮮飢民を訪ねて』新幹社、二〇〇〇年。

(15) 図們江開発構想は、以下をみよ。

UNDP, *Tuman River Area Development Programme Project Document for Assistance, Programme*, New York: UNDP, 1991.

UNDP, *Tuman River Area Development Programme: First Meeting of Programme Management Committee Conclusion*, New York: UNDP, 1992.

UNDP, *Minute: Tuman River Area Development Programme management Committee Meeting II*, New York: UNDP, 1992.

UNDP, *Tuman River Area Development Programme Working Group Meeting III*, New York: UNDP, 1993.

UNDP, *Meeting Minute: Tuman River Area Development Programme, The Third Programme Management Committee*, New York: UNDP, 1993.

龍遠図「中蘇東段境界烏蘇里江井達図們江口界段考察紀要」中国边疆史地研究、一九八八年第四期。

杉本孝『曙光の中の図們江開発——中朝ソ三国国境地帯に訪れる国際協力の機運』世界平和研究所、一九九一年。

藤間丈夫編『豆満江・北部二港視察』「平壤国際会議」報告書——一九九二年四月二八日～五月三日』「平壤国際会議」日本実行委員会、一九九二年。

国立国会図書館調査及び立法考査局「図們江流域開発計画」調査と情報、第二〇八号、一九九三年。

崔龍鶴主編『亜太時代与図們江開發』延吉、延辺大学出版社、一九九四年。

尹春志「トウマン江地域開発計画」情況、第二期第五卷第一号、一九九四年。

丁士晟『図們江開發構想——北東アジアの新しい経済拠点』創知社、一九九六年。

大田勝洪「図們江開發の現状」調査と情報、第一九四号、一九九六年。

海野八尋「図們江（豆満江 Tumen River）を巡る周辺諸国・地域の政策——「構造調整」下の北東アジア地域経済協力の可能性と展望」日本大学経済学部経済科学研究所紀要、第二四号、一九九七年。

金森久雄「図們江の歴史・現状・将来」世界經濟評論、一九九八年四月号。

高成鳳「「図們江開發」をめぐる鉄道建設の史的展開とその現状」日中経協ジャーナル、第五八号、一九九八年。

鶴嶋雪嶺『豆満江地域開發』関西大学出版部、二〇〇〇年。

利貞玉「図們江地域開發計畫とUNDPの役割」現代社会文化研究、第二二号、二〇〇一年。

沈万根『図們江地区開發中延辺利用外資研究』北京、民族出版社、二〇〇六年。

大澤正治「図們江流域開發の兆し」JCCS、第二卷第一号、二〇一〇年。

郭文君『東北增長極——図們江区域合作開發』長春、吉林人民出版社、二〇一〇年。

大澤正治「東アジア共同体への道筋——図們江流域の経験」地域研究、第八号、二〇一一年。

(16) 李重煥『択里志——近世朝鮮の地理書』東洋文庫、平凡社、二〇〇六年、三六一—三八頁。

(17) 篠田治策編『統監府臨時間島派出所紀要』京城、ND、一九〇九年／ソウル、亞細亞文化社、一九八四年。

長野朗『滿洲問題の關鍵間島』支那問題研究所、一九三一年。

南滿洲鐵道株式會社東亞經濟調查局『間島の経緯』南滿洲鐵道株式會社東亞經濟調查局、一九三二年。

陸軍省調査班『間島の概況』陸軍省調査班、一九三二年。

在間島日本總領事館『間島事情概要』間島、在間島日本總領事館、一九三二年。

新京鐵路局『間島地方概要』新京、新京鐵路局、一九三五年。

間島教育會編『間島』龍井村、延吉縣、栗原書店、一九三五年。

朝鮮總督府『間島集團部落』京城、朝鮮總督府、一九三六年。

東滿新聞社編『躍進間島』延吉街、間島省、東滿新聞社、一九四一年。

河口忠『間島、琿春、北鮮及東海岸地方行脚記』大連、小林又七支店、一九四二年／ソウル、景仁文化社、一九九五年。

金正柱・呉世昌編『間島問題』朝鮮統治史料第一卷、韓國史料研究所、一九七〇年。

韓國史料研究所編『間島出兵』朝鮮統治史料第二卷、韓國史料研究所、一九七〇年。

- 東尾和子「琿春事件と間島出兵」、『朝鮮民族運動の諸段階』朝鮮史研究会論文集第一四卷、一九七七年。
- 蘇在英編『間島流浪四〇年』ソウル、朝鮮日報社、一九八九年。
- 陸洛現編『韓民族の間島疆界』ソウル、白山資料院、一九九四年。
- 「間島ノ來歴」外務省警察史、間島ノ部、不二出版、一九九八年。
- 大阪経済法科大学間島史料研究会編『滿州事変前夜における在間島日本総領事館文書——在鉄嶺日本領事館文書・在広東日本総領事館文書』上・下、大阪経済法科大学アジア研究所、一九九九—二〇〇六年。
- 陸洛現『白頭山定界碑と間島領有權』ソウル、白山資料院、二〇〇〇年。
- チュ・ジャングン『韓中國境問題研究——日本の領土政策的考察』ソウル、白山資料院、一九九八年。
- 『間島事件關係書類』二冊、ソウル、國家報勲處、二〇〇三—〇四年。
- 下條正男「間島問題考」海外事情、二〇〇五年一〇月号。
- (18) 東洋拓殖株式会社『間島事情』京城、東洋拓殖株式會社、一九一八年。
- 永井勝三『會寧及間島事情——一名北鮮間島の案内』會寧、會寧診察所、一九二三年／ソウル、景仁文化社、一九八九年。
- 永井勝三『北鮮間島史』會寧、會寧印刷所出版部、一九二五年。
- 天野元之助『間島に於ける朝鮮人問題に就いて』大連、中日文化教會、一九三一年。
- (19) 『太宗文皇帝實錄』卷四、天聰二年五月条。
- (20) 『間島問題資料集』ソウル、大韓民國國會圖書館、一九七五年、序文。
- (21) 内藤虎次郎「韓国東北疆界攷略」一九〇七年、内藤湖南全集第六卷、筑摩書房、一九七二年。
- 「延辺朝鮮族自治州概況」執筆班『延辺朝鮮族自治州概況』延吉、延辺人民出版社、一九八四年／大村益夫訳『中国の朝鮮族』むくげの会、一九八七年。
- 在哈爾濱朝鮮總督府内務局派遣員編『北滿在住朝鮮人ノ狀況』京城、朝鮮總督府内務局、一九二三年。
- 在外朝鮮人事情研究會編『南滿及び東蒙朝鮮人事情』上・下、京城、在外朝鮮人事情研究會、一九二二—二三年。

滿鐵庶務部調査課『在滿朝鮮人の現況』大連、南滿洲鐵道庶務部調査課、一九二三年。

牛丸潤亮・村田懋磨編『最近間島事情 附・廬支移住鮮發達史』京城、朝鮮及朝鮮人社出版局、一九二七年／龍溪書舎、二〇〇二年。

朝鮮總督府警務局『間島問題の経過と移住鮮人』京城、朝鮮總督府警務局、一九三二年。

拓務省大臣官房文書課『滿洲と朝鮮人』拓務省大臣官房文書課、一九三三年。

東洋協會調査部『朝鮮農民の滿洲移住問題』東洋協會、一九三七年。

田川孝三「清緒初年朝鮮越境流民問題」、市古教授退官記念論叢編集委員會編『論集近代中国研究』山川出版社、一九八一年。

《朝鮮族簡史》編写組編『朝鮮族簡史』延吉、延辺人民出版社、一九八六年。

金贊汀『日の丸と赤い星——中国大陆の朝鮮族を訪ねて』情報センター出版局、一九八八年。

『間島地域 韓國民族闘争史』日本の韓国侵略史料集、一二冊、ソウル、高麗書林、一九八九年——日本公式資料の抜萃したもの。

高勇主編『堅実的足跡——来自延辺企業思想政治工作中的報告』延吉、延辺人民出版社、一九八九年。

梁泰鎮『一九〇二年』間島邊界戸籍案』ソウル、法經出版社、一九九二年。

キム・チョンミ『中国東北部における抗日朝鮮・中国民衆史序説』現代企画室、一九九二年。

『ミレ（未来）編集部編』在外朝鮮民俗を考える——アメリカ・旧ソ連・中国・日本からの報告』東方出版、一九九四年。

高崎宗司『中国朝鮮族——歴史・生活・文化・民族教育』明石書店、一九九六年。

李鴻文『三〇年代朝鮮共產主義者在中国東北』長春、津北師範大学出版社、一九九六年。

河合和男・他編『論集朝鮮近現代史——姜在彦古稀記念論文集』明石書店、一九九六年。

鶴嶋雪嶺『中国朝鮮族の研究』関西大学出版部、一九九七年。

鄭雅英『中国朝鮮族の民族関係』アジア政経学会、一九九七年。

姜龍範『近代中朝日三國對間島朝鮮人的政策研究』牡丹江、黒龍江朝鮮民族出版社、二〇〇〇年。
藤原書店編集部編『満洲とは何だったのか』藤原書店、二〇〇四年。
櫻井龍彦『東北アジア朝鮮民族の多角的研究』ユニテ、二〇〇四年。
中国朝鮮族研究会編『朝鮮族のグローバルな移動と国際ネットワーク——「アジア人」としてのアイデンティティを求めて』アジア経済文化研究所、二〇〇六年。

柏崎千佳子監訳『ディアスポラとしてのコリアン——北米・東アジア・中央アジア』新幹社、二〇〇七年。

滝沢秀樹『朝鮮民族の近代国家形成史序説——中国東北と南北朝鮮』御茶の水書房、二〇〇八年。

李海燕『戦後の「満州」と朝鮮人社会——越境・周縁・アイデンティティ』御茶の水書房、二〇〇九年。

(22) 東洋拓殖株式会社『間島事情』京城、東洋拓殖株式會社、一九一八年。

「間島問題一件」日本外交文書第四〇卷第二冊、外務省、一九六一年。

李喆珪編『間島領有權關係沿革文書』日本外務省陸海軍省文書第一輯、ソウル、大韓民國國會圖書館、一九七六年。

幣原坦「間島國境問題」、東洋協會調查部編『東洋協會調查部學術報告』東洋協會、一九〇九年。

篠田治策『「間島問題」の回顧』大連、中日文化教會、一九三〇年。

篠田治策「統監府間島派出所の事蹟概要」、稻葉博士還曆記念會編『滿朝史論叢——稻葉博士還曆記念』京城、稻葉博士還曆記念會、一九三八年。

東亞經濟調查局『間島問題の經緯』東亞經濟調查局、一九三一年。

白山學會編『間島領有權 問題 論攷』ソウル、白山資料院、二〇〇〇年。

崔長根「韓国統監伊藤博文の間島政策——統監府派出所の設置決定の經緯」一・二、法學新報、第一〇二卷第七・八号、第九号、二〇〇一年。

白榮助『東アジア政治・外交史——「間島協約」と裁判管轄權』大阪經濟法科大学出版部、二〇〇五年。

(23) 林正和「間島問題に関する日清交渉の經緯」駿台史学、第一〇号、一九六〇年。

- 趙興元「徐世昌与円延吉辺務交渉」中国辺疆史地研究、第一〇卷第三期、二〇〇一年。
- 孙春日「清末中朝日、間島問題」交渉之原委」中国辺疆史地研究、第一二卷第四期、二〇〇二年。
- 白榮勛『東アジア政治・外交史研究』——「間島協約」と裁判管轄権』大阪経済法科大学出版部、二〇〇五年。
- (24) 篠田治策『白頭山定界碑』樂浪書院、一九三八年、二八二—三頁。
- (25) 南滿洲鐵道總務部調査課『歐洲戰爭ト揚子江流域ニ於ける列國ノ貿易・間島事情・間島ニ於ケル水稻』大連、南滿洲鐵道總務部調査課、一九一八年。
- (26) 朴昌昱「試論朝鮮族の遷入及其歷史上限問題」朝鮮族研究論叢、第一号、一九四八年。
- 朴昌昱・延辺大学民族研究所編「朝鮮族研究論叢」第一号・第二号、延吉、延辺人民出版社、一九八九年。
- 西重信「北朝鮮ルート論」と朝鮮人の間島移住」關西大學經濟論集、第三七卷第四号、一九六七年。
- 松本英紀「宋教仁と「間島」問題」——「愛国」的革命運動の軌跡」、『東洋史論叢』——三田村博士古稀記念』立命館大学人文学会、一九八〇年。
- 韓俊光・延辺朝鮮歴史研究所編『中国朝鮮族遷入史論文集』哈爾浜、黒龍江朝鮮民族出版社、一九八九年。
- 金盛煥『近代東アジアの政治力学』——間島をめぐる日中朝關係の史的展開』錦正社、一九九一年。
- 朴品『中国朝鮮族歴史研究』延吉、延辺大学出版社、一九九五年。
- 鶴嶋雪嶺『中国朝鮮族の研究』関西大学出版社、一九九七年。
- (27) 朝鮮民主主義人民共和国科学院・人文科学院編『白頭山資料集』日朝友好資料センター、一九九三年、五頁以降。
- (28) 秋月望「朝清境界問題にみられる朝鮮の「領域観」——「勘界会談」後から日露戦争期まで」、朝鮮史研究会編『朝鮮の領域観と自己認識』——前近代と近代との接点』朝鮮史研究会論文集第四〇卷、朝鮮史研究会、二〇〇二年。
- (29) 『朝鮮暴徒討伐誌』京城、駐鮮駐劄軍司令部、一九一三年、九四頁。
- (30) 金成鎬『一九三〇年代延邊「民生團事件」研究』ソウル、白山資料院、一九九九年。
- 金成鎬『東滿抗日革命闘争特殊性研究』——一九三〇年《民生團事件》を中心に』牡丹江、黒龍江朝鮮民族出版社、二〇〇六年。

年。

(31) 金鉄星「新民主主義・革命時期中国共産党対朝鮮自治政策的歴史考」、『朝鮮族研究論集』第四号、延吉、延辺大学出版社、一九九一年。

和田春樹『金日成と満州抗日闘争』平凡社、一九九二年。

楊昭全編『中国境内韓国反日独立運動史（一九一〇―四五）』長春、吉林省社会科学院、一九九七年。

(32) 鄭雅英『中国朝鮮族の民族関係』アジア政経学会、二〇〇〇年。

(33) 朝鮮民主主義人民共和国科学院・人文科学院編『白頭山資料集』日朝友好資料センター、一九九三年、八一―九〇頁。

3 中国・朝鮮国境条約

1、一九六二年中国・朝鮮国境条約

中国と北朝鮮は、一九六二年一〇月三日国境会談を行い、一二日国境条約を締結した。そして、一九六三年三月二〇日国境議定書が調印された。交渉は極めて難しく、それは、間島条約を含めた白頭山平原と図們江の懸案事項を解決するという難問の解決にあった。

まず、国境条約の基本規定を引用する。

第一条 締約双方は、両国の境界を、以下の通り確定することに同意する。

1、白頭山の天池上の境界線は、白頭山上の点池を一周する山の背の南西段二五二〇高地と二六六四高地間の鞍部の大体の中心点から始まり、直線で東北に向け天池を横断し、対岸の山の背二六二八高地と二六八〇高地間の大

体の中心部で終わる。その西北部は中国、及び東南部は朝鮮に属する。

2、天池以南の境界線は、上記の二五二〇高地と二六六四高地間の鞍部に大体の中心部から始まり、この山の背に沿って南東方向の最南端の一点に至り、その後は、山の背を離れて直線で東南方向へ向い、二四六九高地以東の鴨緑江上流と当高地から最寄りの小支流上の一点で終わる。その境界線は、小支流の水流の中心線から下流へ下り。小支流が鴨緑江へ流入する地点に至る。

3、上記の二〇七一高地以降の鴨緑江上流と当高地に最寄りの一小支流の鴨緑江入口から鴨緑江出口までは、鴨緑江を境界線とする。鴨緑江の出口のところは、朝鮮の小多獅島の最南端から薪島北端を経て、中国の大東溝以南の突端最南端を結ぶ直線を、鴨緑江と黄海の分界線とする。

4、天池以東の境界線は、上記の背上の二六二八高地と二六八〇高地の間の鞍部の大体の中心部から始まり、東へ朝鮮で二一一四口に至り、また直線で一九九二高地へ、さらに直線で一九五六高地を経て一五六二高地へ、又一三三二口へ、さらに直線で図們江上流の紅土水と北側の一支流との合流地点の一二八三高地以北に至る。この境界線は、紅土水の水流通中心線を下り、紅土水（小河）と弱流河の合流する地点に至る。

5、紅土水と弱流河の合流する地点から中朝国境東端の終点までは、図們江を境界線とする。

第二条 締約双方は、境界線となつてゐる河川のなかの島嶼と砂洲を、以下の規定により区分することに、同意する。

1、本条約が締結される以前、既に一方の公民が居住又は開墾した島嶼と砂洲は、既成の一方の領土とし、再度、変更しない。

2、本条約の前項に言及した以外の島嶼と砂洲に関しては、中国側の岸に近寄っているものは中国に属し、朝鮮側の岸に近寄っているものは朝鮮に属する。兩岸の真中に位置するものは、双方の協議によって、その帰属を確定する。

3、一方の河岸と所属の島嶼の間に位置する島嶼と砂洲に関しては、他方の河岸に近寄っているか、又は兩岸の真中に位置するかにかかわらず、一方の所有とする。

4、本条約の締結後、境界線になっている河川のなかに新たな島嶼と砂洲が現れた場合、本条第二項及び第三項の規定に基づき、その帰属を確認する。

第三条 締約双方は、以下の事項に同意する。

1、鴨緑江と図們江上の境界線の幅は、いかなる時期でも、水面の幅を基準とする。両国間の境界線となっている河川は、両国の共有であり、両国が共同して管理し使用する。そこには、航行、漁猟、及び河水の使用を含む。

2、鴨緑江出口以外の中朝両国海域の区分は、江海分界線の東経一二四度一〇分六秒の一点から始まり、大体、南方方向の公海までの直線を、両国の海上分界線とする。西側の海域は中国に属し、東側の海域は朝鮮に属する。

3、鴨緑江出口の江海分界線を除いて、東経一二三度五九分から東経一二四度二六分までの間の海域は、両国のいつさいの船舶が自由に航行でき、制限を受けない。

第四条 締約双方は、以下の事項に同意する。

1、本条約の締結後、直ちに両国国境連合委員会を設立し、本条約の規定に基づいて国境を探查し、境界の木造標識を建てると同時に、境界となつている河川のなかの島嶼と砂洲の帰属を確定する。その後は、議定書草案を一

通作成し、国境地図を作製する。

さらに、国境議定書を抜萃して引用する。

第一条 中朝両国の国境は、既に中朝国境連合委員会が中朝国境条約（以下、国境条約と言及）の第四条に基づき、現地探査を終了した。双方は、国境条約の第一条一項、二項、及び四項に言及した白頭山地区の境界線に関して探査し、標識を建立し、正式に確定した。また、国境条約の第一条三項、及び五項に言及した鴨緑江と図們江に関しても、探査をし、河川のなかの島嶼と砂洲の帰属を確定し、また鴨緑江出口の江と海に分界線を探査して、三本の標識を建立した。国境条約の第三条二項の規定に基づき、鴨緑江出口外側の中朝両国の海上分界線を確定し、しかも具体的に、第三条三項に言及した鴨緑江出口の江海分界線を除いて、両国の自由航行区域を確定した。

第二条一、本議定書の第一条に言及した白頭山地区に建立した境界標識は、大型と小型の二種類があり、鉄筋コンクリートで作成され、中心部には哲鉛を埋め込む。大型と小型の標識が地面に露出した高さは、それぞれ一五五センチメートルと一二九センチメートルである。

第四条 境界河川のなかの島嶼と砂洲に関して、その面積が二五〇〇平方メートル以上のもの、並びに二五〇〇平方メートル未満であっても、固定され使用価値があるものは、双方が現地探査を経て、国境条約の第二条の規定に基づいて、帰属を確定した。……

第六条 本議定書の第一条に言及した添付地図の縮尺は五万分の一であり、中・朝文の原本と朝・中文の原本の二種があり、それぞれ合計四七枚で構成される。……河川の水流通中心線が境界線と決められた区間においては、今後、水の流れが変わっても、上記の二万五千分の一の詳細な地図上に明記した境界線は、不変とする。

白頭山地区境界線の方向と標識の位置

第七条 白頭山地区における境界線は、鴨緑江上流と二〇七一高地（新測定値標高二一五二メートル、添付地図はこれを基準とする）以東の最寄りの一小支流が合流する地点から始まり、白頭山天池を経て、紅土水（小河）と弱流河が合流する地点に至る区間で、全長は、四五〇九二・八メートルであり、詳細な方向は、以下の通りである。

第八条 本議定書の第七条に言及した白頭山地区の境界線において、合計二二号、二八本の境界標識を建立した。

……

両国の境界河川と江海分界線標識の位置

第九条 一、鴨緑江と図們江において、探査された島嶼と砂洲は合計四五一個、うち中国に属するものは一八七個、朝鮮に属するものは二六四個である。

(1) 鴨緑江の出口、すなわち江海分界線から鴨緑江上流と二〇七一高地（新測定値標高二一五二メートル）以東に最寄りの支流との合流地点までの間で、探査された島嶼と砂洲は合計二〇五個、うち中国に属するものは七八個、朝鮮に属するものは一二七個である。

第一〇条 鴨緑江出口の江海分界線は、朝鮮の小多獅島最南端の一号江海分界線標識から、直線で朝鮮の薪島北端の二号江海分界線標識を経由し、中国の大東溝以南の突出部最南端にある三号江海分界線標識までに至る。江海分界線の長さは二二二四九・二メートルである。江海分界線標識の位置は、以下の通りである。……

海上分界線と自由航行区域

第一二条 締約双方は、国境条約の第三条二項の規定により、両国の海上分界線を、以下の通り、定める。鴨緑

江出口の江海分海線上、東経一二四度一〇分〇六秒、北緯三九度四九分四一秒の点から、直線で東経一二四度〇九分一八秒、北緯三九度四三分三九秒の点から、直線で東経一二四度〇六分三一秒、北緯三九度三一分五一秒の点を經由し、公海に至る。この海上分界線を、付図に明記する。

第一三条 国境条約の第三条三項に言及した鴨緑江出口の江海分界線を除いて、両国のいつさいの船舶が自由に航行できる区域は、東経一二三度五九分九分以東、東経一二四蘇二六分以西、江海分界線から北緯三九度三〇分までであり、それぞれ中国領海と朝鮮領海に属する海域である。

境界線の維持と管理

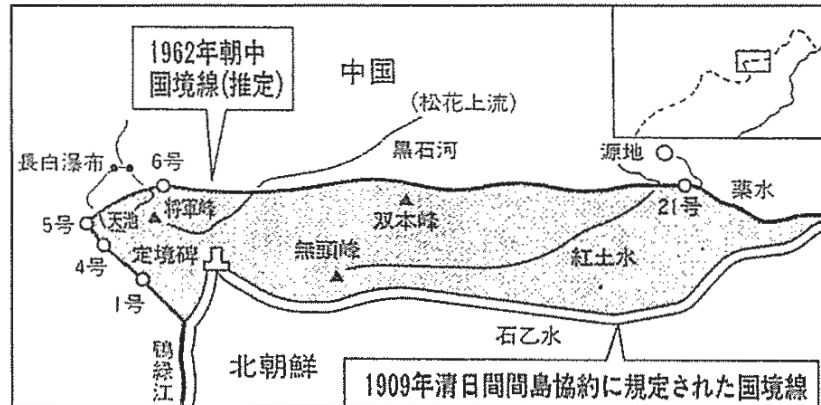
第一四条 締約双方は、境界標識と江海分界線標識の維持と管理を強化し、必要な措置を講じて標識の移動、損失、破壊を防ぐ。

いずれにおいても、一方的に新しい境界標識と江海分界線標識を建立してはならない。

第一八条 締約双方は、本議定書の発効後、三年毎に白頭山地区の境界を、五年毎に境界河川を一回ずつ合同検査しなければならない。但し、双方の協議を経て、検査時期の変更、又は一部の境界区間のみに対する検査をすることができ。……」

以上の国境条約は、新中国の成立で他の中国・朝鮮条約と同様に、両当事国が対等で締結した条約であった。しかし、北朝鮮は、天地に対する根強い要求で、以前の図們江の源流の境界起点から天地にまで拡張られ、天地の半分以上、天地の三分の二とその周辺地域の二八〇平方キロの領土を取り戻した。したがって、將軍峰とされる白頭山最高峰、白頭峰海拔二七五〇メートルと松花江の源流地域が、つまり一七一二年に清国と合意していた定界碑跡も、北朝

図5 国境条約での北朝鮮支配地域



(出所) 「1962年辺界条約で取り戻した朝鮮領」 統一日報, 1999年10月28日 / 金基燥『空白の北朝鮮現代史——白頭山を売った金日成』新潮新書, 新潮社, 2003年, 139頁。

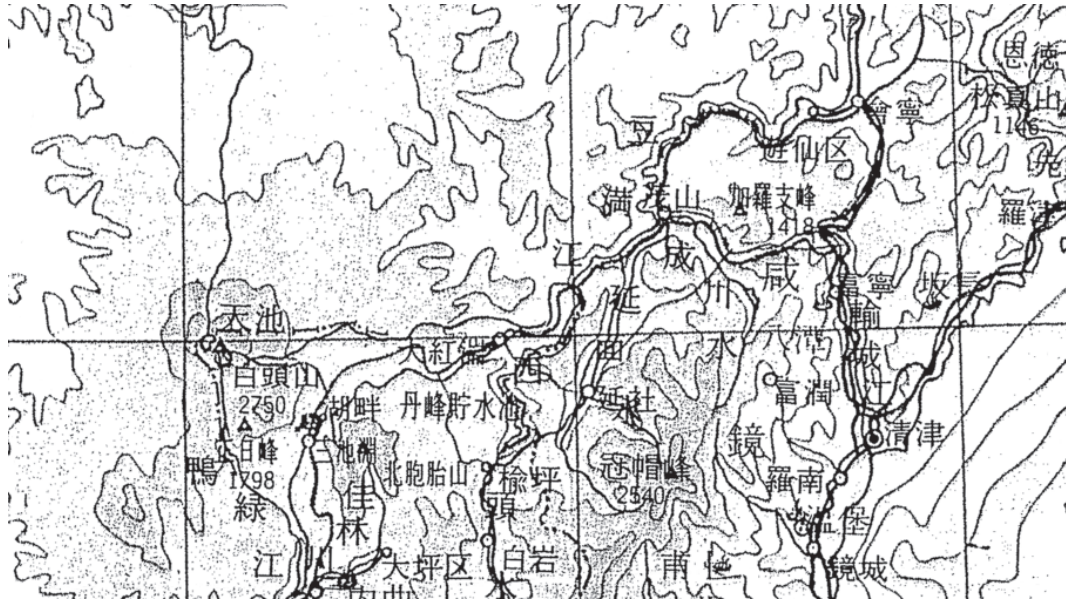
鮮領となった。但し、丹池水面は共同利用とされ、両国とも運航可能となった。この白頭山は、金日成の抗日独立闘争の舞台とされた聖地であった。但し、この民族的聖地は、南北朝鮮の対立下において民族的神話の聖地としての存在で混乱と矛盾を残している。加えて、この間島地域は、太祖ヌルハチの開国説話のなかの聖地で、清も女真の歴史的居住・活動地域であった。新中国は一統システムの後継者としてそこでの支配を捨象できるとしたのか。これに対して、北朝鮮はどういう代償交渉をしたというのか。

もうひとつ、この白頭山天池と周辺地域は、間島協約で、日本が南満州の鉄道敷設権を獲得するという伏線があった。これは、なにを意味したのか。以上の結論は、中国の朝鮮戦争支援の見返りに、金日成は、中国側に白頭山の半分と間島地域を引き渡したということになる。^①

2、国境条約論争

そして、この国境条約で、図們江源流の境界は、間島条約の石乙水から紅土水へ北上した。松花江の一支流五道白河上流に黒石溝(王門江)を図們江源流の一部として条文化された。それは、念願の

図6 国境条約での北朝鮮支配地域（中国・北朝鮮分割線）



中国・朝鮮国境の争点（浦野）

（出所）北朝鮮地図，中国地図の複写。朝鮮民主主義人民共和国科学院・人文科学院編『白頭山資料集』日朝友好資料センター，1993年，所収。

図們（豆満）・土門江別流論の部分的復活と承認であった。これまで韓国そして北朝鮮は、一貫して別流論に立って間島帰属論、統監符派出所の設置と朝鮮人の保護を方針としてきた。いいかえれば、この別流論をもって、中国は、間島（延辺）の支配を法的に確認し、北朝鮮の北伐／北進を封じた。北朝鮮は、白頭山を取得して、図們江、すなわち間島を譲渡することになった、条約は、白頭山と図們江のみを規定している。^②

跨境民族として間島の朝鮮人は、間島協約で彼らの地位と権利を保持してきた。以後、日韓併合による朝鮮人の国籍問題、一九一二年に中華民国国籍法による中国への帰化問題、一九一六年の南満州及び東部内蒙古と間島協約との不整合、解放直後における延辺における間島帰属問題、中国共産党と朝鮮人の武装化問題、中国人民解放軍朝鮮族兵士の朝鮮人民軍への編入、朝鮮戦争での延辺朝鮮族の貢献と自治、中国土地改革と朝鮮族の人民公社化といった一連の諸問題に、延辺朝鮮族は直面してきた。^③

図們江下流の朝鮮・ロシア国境は、江口から一八・二キロメートルに達した上流が河床中央線であるが、下流の一八八六年の琿春条約に従った中・ロ・朝三国国境起点は一九九八年四月調印され、両国の圧力で一九九六年六月発効した⁽⁴⁾。現在、図們江開発が提起されている。

韓国とともに、北朝鮮は、白頭山は北方の連峰まで、すべて自国領となつたとしており、北朝鮮の地図も中国延边朝鮮族自治州の地図も、天池の真中に国境線を引いていて、この点では矛盾はないが、その東西に引かれた直線の国境線が引かれ、その南部は中国領、北部は北朝鮮領となる。一方、韓国で発行の北朝鮮地図では、天池はすべて北朝鮮領となっている。この点の説明では、白頭山の半分と間島の一部が中国に編入されているが、その評価をどう解するか。

それを報じた統一日報、一九九九年一〇月二六日は、北朝鮮は領土を取り戻した、と報じた。以下の通りである。

「北朝鮮が一九六二年一〇月中国と締結した「朝中境界条約」で、ソウル市面積の四五パーセントに匹敵する二八〇平方キロの領土を中国から取り戻したことが解つた。

韓国も民間研究機関、白頭文化研究所の李炯石代表（六二）が二〇日明らかにした。この事実を、同代表が今年夏の延辺大学を訪問した際に、大学所属の北東アジア地域研究所長による「朝中境界条約」に関する詳しい資料を入手して分かつた。

中国側資料によると、「朝中境界条約」は一九六二年一〇月一二日平壤で北朝鮮の金日成当時内閣首班と中国の周恩来総理の間で締結された、と記されている。

李代表によると、北朝鮮側は、この条約を通じて中国領となっていた天池の五分の三とその周辺地域を含め、

二八〇平方キロを取り戻したといった。

同条約によつて、海拔二七五〇メートルを誇る白頭山（北朝鮮名、將軍峰）と松花江の上流地域の一部が朝鮮領に編入され、一七二二年李氏朝鮮の肅宗在位の時、清国と合意して建てた「定界碑」の跡も、北朝鮮領内に収まることになった。しかし、天池水面は共同利用で合意され、両国とも天池で運航可能となった。

李炯石代表は一九九二年から最近まで、朝中国境線を実地調査し、これまで境界市石二二個を確認した。

一〇五号境界碑は、鴨緑江の発源地から天池西側の白雲峰まで続いており、六〇二二号碑は、天池東側稜線から源地の南側薬水附近まで繋がっており、この事実を裏付ける。

「朝中辺界条約」をめぐって北朝鮮が朝鮮戦争への参戦の代価として中国に白頭山の大部分を手渡した、朝中両国は国境線問題で対立している——との噂が立っていたが、今回の李炯石代表の調査で、「疑惑」が払拭される形となった。

同条約について、中国は、国内の反発を考慮して、条約内容を未だに公表しないとしている。

これは、中国側の説明で、白頭山は北朝鮮のものとはなっていない。それは、国土の引渡しではないか。

北朝鮮は、中国との貿易決済で、一九九二年、咸鏡北道厚石里のイドリ島（豆満江の三角州）を中国に引き渡したと、南北問題研究所は、未確認情報として伝えた。^⑤

内藤湖南は、朝鮮帰属論を提起してきた。それは、地勢上、朝鮮人が自然に間曠地帯の東半分に入植した現実を負っている。^⑥津田左右吉は、高麗東北境開拓は北征の一大事業であったとしている。^⑦しかし、その国境解決は国境政治の政治交渉であった。この交渉は、ビルマの国境画定及び国境地帯の治安と維持の解決におけると同様に、中国に

とつても大きな懸案の解決であり、ために周恩来総理が自ら解決を主導した。

中国にとり、同じ問題は、ビルマとの間で存在した。

中国・ビルマ・ルートは、日中戦争で中国の出口として注目されたが、そこは、元来、歴史的に往来のルートであった。ビルマ族の祖先は紀元前九〇〇年頃、中国西部地方より南下し、イラワジ河下流でブローム国を建立した。他方、マレー半島からモン族が進出し、タライン国を興し、古代ブローム国を滅ぼした。ビルマ族の別派がタライン国を駆逐して、パガン朝の基礎が築かれ、そしてシャン族も制定して統一に成功した一方、そこでは、雲南問題として中国との辺境主権論争が続いた。班洪領有事件はその代表である。一九二七年この佤族・阿佤族工作を行い、一九三四年この地域を占領し、一九四一年阿佤山にビルマ・ルートと国境線を引いた。英国がビルマを統治して以後、英国は中国との国境交渉に入ったが、成功することはなかった。新中国は、周恩来総理が自ら新生ビルマと訪問外交を重ね、辺境国境交渉に入り、一九六一年国境は画定され、阿佤地域の班洪地区は中国領となった⁽⁸⁾。

(1) 金基燥『空白の北朝鮮現代史——白頭山を売った金日成』新潮新書、新潮社、二〇〇三年、一二二頁以降。

(2) 斐淵弘『中朝国境をゆく——全長二二〇〇キロの魔境』中公新書、中央公論新社、二〇〇七年。同書は、「東北工程」と中韓歴史論争をとりあげている。

この主題のシミュレーション小説は、金辰明、夏香夏訳『中国が北朝鮮を呑みこむ日』ダイヤモンド社、二〇〇七年である。

Daniel Goma, "The Chinese-Korean Border Issue: Analysis of a Contested Frontier," *Asian Survey*, Vol. 46 No. 6, 2006.

西重信「中朝国境についての一考察」北東アジア地域研究、第一四号、二〇〇八年。

(3) 安藤彦太郎「吉林省延辺朝鮮族自治州——旧「間島」の歴史と現実」中国研究月報、第一九三号、一九六四年。

- 金永万・戴維翰・金鍾国『延辺社會主義民族關係的形成和發展』延吉、延辺人民出版社、一九八七年。
- 延辺朝鮮族自治州地方志編纂委員會編『延辺朝鮮族自治州史』上・下、北京、中華書局、一九九六年。
- 亜細亜大学アジア研究所編『延辺朝鮮族自治州の社会・經濟の変容と適応』亜細亜大学アジア研究所、二〇一一年。
- (4) 岩下明裕『中・口国境四〇〇キロ』角川書店、二〇〇三年。
- (5) 南北問題研究所、李洪在訳『北朝鮮暗黒帝国の最期』ポケットブック社、一九九四年、一二一頁。
- (6) 内藤湖南「問島問題私見」内藤湖南全集第六卷、筑摩書房、一九七二年。
- (7) 津田左右吉「尹權政略地域考」、「高麗松に於ける東北境の開拓」津田左右吉全集第一卷、岩波書店、一九六四年。
- (8) 朱孟震『西南夷風土記』上海、商務印書館、一九三六年／台北、廣文書局、一九六九年／『中國西疆地誌』中文出版社、一九六九年／北京、中華書局、一九八五年。
- 張鵬岐『雲南外交問題』上海、商務新書館、一九三七年。
- 張誠孫『中英滇緬疆界問題』北京、哈佛燕京學社、一九三七年／燕京大學燕京學報專號、台北、東方文化書店、一九七三年。
- ニコル・スミス、救仁郷繁訳『滇緬公路——雲南・ビルマルート視察記』萬里閣、一九四〇年／木川正男訳『ビルマ・ロード』文明社、一九四一年。
- 姚文棟『雲南省雲南勘界籌邊記』一八九二年、中國方志叢書、台北、成文出版社、一九六七年。
- 劉伯奎子編『中緬界務問題』重慶、正中書局、一九四六年／新加坡、南洋學會、一九八一年／『近現代中國邊疆界務資料』續編、香港、蝠書院、二〇〇七年。
- 黃祖文「乾隆年間中緬邊境之役」四川大學學報、一九八八年第二期。
- 戚基耶基紐「四個次期的中緬關係」昆明、德宏民族出版社、一九九五年。
- 秦和平「艰难的歷程——清末滇緬界務交涉之回顧」中國邊疆史地研究、一九九五年第三期。
- 王介南・王全珍『中緬友好兩千年』昆明、德宏民族出版社、一九九六年。
- 廖心文「解決邊界問題的典苑」黨史文獻、一九九六年第四期。

林超民「明代雲南邊疆問題述論」中国边疆研究通報、第二集、一九九八年。

余定邦『中緬關係史』北京、光明日報出版社、二〇〇〇年。

賀經達「嘉靖松年至万歷年間的中緬及び其影響」中国边疆史地研究、第一二卷第二期、二〇〇二年。

朱昭華「薛福成与滇緬邊界談判再研究」中国边疆史地研究、第一四卷第一期、二〇〇四年。

楊煜達・楊枝慧芳「華馬礼——一六一—一九世紀中緬邊界的主權之爭」中国边疆史地研究、第一四卷第二期、二〇〇四年。

周恩來「關於中緬邊界問題的報告」人民日報、一九五七年七月一〇日。

王善中「論述《中華人民共和國緬甸聯邦邊界條約》」中国边疆史地研究、一九九七年第二期。

丸山鋼二「中国・ビルマの国交樹立について」文教大学国際学部紀要、第一〇卷第二号、二〇〇〇年。

ファイト・ルーデヴィヒ・フォン・ゼツケンドルフ
ザクセン選帝公・ブランデンブルク選帝公枢密参議官
ハレ大学初代カンツラー 一六九二年没

ヨハン・マティアス・シュレツク

川 又 祐 訳

この偉大なる人物は、フランケンにおける貴族の家系から生まれた。その家系は、同地で八〇〇年来栄えており、きわめて有力な官職をつかさどって、数多くの分家に拡大していった。自分の母親を通じて彼は、シユマルカルデン戦争の有名な將軍ゼバスト・シエルテルン (Sebast. Scherteln) の系統を引くことになった。ゼツケンドルフは、一六二六年二月二〇日、ヘアツオーゲン・アウラハ (Herzogen-Aurach) に誕生した。彼の父親ヨアヒム・ルート

ヴィヒ (Joachim Ludwig) は、ヘアツオーゲン・アウラハの地方長官 (Landeshauptmann) で、同時にバンベルク司教の主馬頭 (Stallmeister) であつたが、その後スウェーデン軍に従軍し、一六四二年、命を落とした。それゆゑに彼の息子は、大部分、母親の監督下で育てられることになった。彼は、コーブルク、ミュールハウゼンそしてエアフルトで師を得て、一〇歳にして二つの學術語およびヘブライ語について相当の知識を獲得した。その後彼は、ゴータ公エルンスト敬虔公 (Herzog von Gotha, Ernst der Fromme) と知り合い、公は彼に、一六二九年からコーブルクのギムナジウムで教育を受けさせて、ゴータのギムナジウムへ連れてきた。もう一人の重要なパトロンとしてゼッケンドルフは、陸軍大将モルテーン (General Mortaigne) を得た。彼はゼッケンドルフをシュトラスブルク大学に通わせ、ゼッケンドルフは三年間をそこで過ごした。

ゼッケンドルフは、シュトラスブルクを再び去つたとき、二〇歳そこそこであつた。しかし彼は、それまで、市民の出自をもつ人物と同様に、貴族に必要とされる見事なほどの勤勉さで、勉強したのであつた。その際彼は、自分の家系、すなわち彼の祖先たちによる功績を想起してもらうことを通してではなく、自分自身の學識と分別を通して、名誉職や公式の報酬〔を得る〕権利を得ようとしたのである。彼はその当時、すぐにこれらを手に入れた。ヘッセンダルムシュタット方伯 (Landgraf von Hesse Darmstadt) はなるほど、彼を自分の親衛隊准士官 (zum Fähnrich bey seiner Leibwache) に任命した。だがモルテーンは、この仕官が彼の才能にとつて満足のいく活動場所ではないと判断した。そこでゼッケンドルフにそれを断らせたのであつた。それに比べて、旧くからの恩人であるエルンスト公は、彼を自分の参議官 (Rathe)、そして小姓 (Hofjunker) にした。多くの理由から賢明なる人と呼ばれたり、敬虔なる人と呼ばれたりするのが常であつた、この有名で尊敬すべき君主は、この若い貴族をあまりに早くから仕事に巻き込む

つもりはなかった。実際、信心と博識の学び舎であったエルンスト公宮廷は、ゼッケンドルフ自身にとってもそうであつたに違いない。エルンスト公はゼッケンドルフを、すべての仕事から自由にさせておき、学問に専念させた。エルンスト公は、時間をこうした意図に用いるために、ゼッケンドルフに時間を割り振つた。そして毎日曜、ゼッケンドルフはエルンスト公に、有益なものを讀んだことを説明して、それらに関する自分の意見を述べなければならなかつた。そして時として、宮廷法、国家法の疑問に答えねばならなかつた。それに、君侯図書館の利用と、エルンスト公参議官たちとの有益な交流とが付け加わつた。

ゼッケンドルフが、こうしたまれな、そして徹底的なやり方によつて心構えができあがつた後、エルンスト公は、彼に国事に関心を抱かせた。エルンスト公は一六四八年に彼を自分の侍従 (Cammerherr) に任命した。そして彼を数回、公使として派遣した。その三年後、枢密ラーツコレギウム (seheimes Rathscolligium) の四人のメンバーによる試験の後、エルンスト公は彼に枢密ラーツコレギウムにおける役職を与えた。彼の官吏としての能力を正確に評価して、そして彼の任用を有益に利用することを心得ていたまさにこの主君は、それに続いて自分の御料地 (Cammergüter) の監督を彼に委ねた。そしてついにエルンスト公は、彼を自分のカンツラー (Canzler) に選任することによつて、一六六三年、彼をランデスコレギウム (Landescolligien) の頂点に据えた。それより前に、アルテンブルク公 (Herzog von Altenburg) もまたイエナ宮廷裁判官 (Hofrichter zu Jena) の職を彼に依頼した。

彼の才能には到達しえないとても沢山の人たちは、自分たちに対する多くの職務や仕事が多すぎると考えることはそれほどないであろうし、そしておそらく、私たちが日々見ているように、沢山の人たちは、より多くの仕事を求めたであろう。だがまさに、特別の勤めを通じて増やされたこうした「仕事の」過剰さこそが、他の原因と合わせて、

ゼッケンドルフにとっては、それを軽減してもらえるようにするための行動理由となった。それは、誠実な人間が自らに命ずる忠実さをもってしても、とても多くの勤めをつかさどることができないと彼が考えたからであった。一六六四年、これらを辞職した後、彼はザクセン・ツァイツのモーリッツ公 (Herzog Moritz von Sachsenzeit) の下でカンツラーおよび宗務庁長官 (Canzler u. Consistorialpräsident) の職を受諾した。一六六九年ザクセン選帝侯ヨハン・ゲオルク二世 (Churfürst von Sachsen Johann Georg II.) が彼に枢密参議官という頭職をかなりの俸給で与えた。そしてまさに名誉あるこの職をアイゼナハ公 (Herzog von Eisenach) が彼に授けた。その直後、ザクセン・ゴータのエルンスト公が亡くなった。ゼッケンドルフが所領も持っていたゴータに対するゼッケンドルフの功績は、エルンスト公の後継者フリードリヒ (Friedrich) が、ゼッケンドルフを領邦金庫長官 (Landschaftsdirektor) に任命するということで思い出されることになった。彼は数年後、アルテンブルクの収税長官 (Director der Herzogl. Steuernahme im Altenburgischen) にもなった。しかも彼は、この職の要求を満たすことができるように、ザクセン・ツァイツ公に奉公を解いてくれるよう求めたが、だめであった。「なぜなら」それは、公の一六八一年の逝去まで承認されることはなかったのである。今やゼッケンドルフは、アルテンブルクにほど近い、自分の愛すべき所領モイゼルヴィッツ (Meuselwitz) に赴いた。そしてその地に居城を建設した。そこで彼は、自分の余生を、礼拝に静かに捧げ、学問への愛情で過ごすことを考えた。有名な英雄にして政治家フリードリヒ・ハインリヒ・フォン・ゼッケンドルフ伯 (Graf Friedrich Heinrich von Seckendorf) は、ゼッケンドルフの弟の子息であることを今、説明しておこう。後にプロイセンの王冠を被ることになった、ブランデンブルク選帝侯フリードリヒ二世 (Churfürst von Brandenburg, Friedrich der III.) が、自分の創設したハレ大学のカンツラーに、枢密参議官という名誉ある職といっしょにゼッケンドルフを招聘した時、彼はモイゼ

ルヴィッツですでに多年を過ごしていた。こうした種類の提案と、彼が構想していた計画は、騒々しい宮廷業務よりも、ずっと簡単に調和することができた。彼はその職を受諾して、一六九二年、ハレへ赴いた。ハレでは、すぐに特別の審理が依頼された。いわゆる敬虔派の訴訟によって私たちの教会はその当時、猛烈な批判にさらされていた。一部の我が教員たちには、次のことを信じる理由があつた。教会は、崩壊していた敬虔の念に関する現実的改良、また、とてもためになるとは思われていなかった説教〔術〕の改良、そして、将来の神学者にほとんど寄与していない大学における教育方法の改良、を必要としている、と。彼らは、これらの改善を、新しいそして強力な施設によって、しかも教育方法それ自体のいくつかの変更を通して実現しようとした。そのグループには、私たちの教会の通常の構造や、信仰を覆すつもりであるという疑念が、あまりに早くから投げかけられていた。彼らの中に、ハレ大学の第一級の教員たちがいた。ハレの聖職者たちは、それゆえ、様々な誤りに関してこのグループを新しいカンツラー〔＝ゼッケンドルフ〕に告訴した。ゼッケンドルフは、他の幾人かの有名な人たちと並んで、宮廷の命令で、この告発を審理しなければならなかつた。彼の洞察、中立性、それらが結びついた愛情に満ちた説論は、直後に、両派の見事な和解をもたらした。聖職者たちは訴えを取り下げて、そして彼らは、共同で教義の浄化そして教会の平安に努力することを約束した。ゼッケンドルフだけは、この争いの調停で覚えた強烈な喜びを長く楽しむことができなかつた。彼は、言及された調停が説教壇から読み上げられたまさにその日、一六九二年一月一八日に亡くなった。そしてモイゼルヴィッツに埋葬された。彼が二度の婚姻でもうけた子供のうち、命永らえたのは息子だけであつたが、三年後、同じく亡くなつてしまつた。

私たちは、このドイツ人貴族が経歴以上に手に入れた、そして輝かしい歩みによって獲得し続けた、偉大で数えき

れない功績を見誤ることはないと思う。だが、まさにそれゆえに、それだけ一層確信して、私たちはゼッケンドルフの名前を、輩出されてきた優秀者の最上位に置くのである。彼が国家、宗教と教会、学問、そして人間社会に対してとりわけ同じように成功裡に貢献したことは確かである。彼には、宗教に対する大きなそして啓発的な熱意が満ち満ちていた。彼の身分で真の敬虔心に忠実であつた者は少なかつた。そして彼以上に敬虔心を広げることに参加した者は少なかつた。彼の人生、彼の著作物において、あらゆる徳目が、深く印象付けられた筆致で表現されている。「それは」特に、著しい実直さ、真実・正義への愛情、無私のふるまい、自分の援護・援助が必要な人たちに奉仕しようとする並外れた気概、なかならず、彼が自分の意図に反してアルベルティ (Valent. Alberti) によつて巻き込まれてしまつたプーフエンドルフ (Puffendorf) との衝突で証明された謙虚さと温和さ、誰彼に対する愛情に満ちた態度、そして称賛に値する勤勉さにある。彼は、人間に、そしてあらゆる身分に流行っている非行にとでも通じていたので、彼が持つていた、人間の気持ちをつかむ特別な才能を、ひとは褒めそやすのである。彼の国政管理は今でも、模範として挙げられている。彼は、自分の主君の名誉になるよう外交を行った。そして内政について彼は主君の利益と領邦の最善とを調和させることを知っていた。それゆえ、彼の場合、彼への請願の数、職務の数〔の多さ〕は、世間一般からの信頼を如実に象徴するものであつて、高い名声の賜物であつた。そこには、彼の知性、正直さ、すべてのものに及ぶ手際の良さがあつたのである。

大きな評判を博した、そして仕事に取り囲まれた一人の人間が、学問を力強く庇護することで満足したなら、このことは、並外れて彼の名声を上げることに関与したのであろう。また、学問に好意を示すことでその学識も正当なものになる。学問に好意を示すことは、権力と慈悲とをその最善となるよう行使することを可能にしてくれるのである。

そして、もしそれが、所有者が主張するのに弱い立場にある権利を、その全注目を受ける大きな心配を他にもしなから、絶妙なやり方で主張するのであれば、このことは賛美され褒め称えられるのに相応しい。学問に尽くされる善行以上に、確実に持続的に感謝される善行は決してない。ゼッケンドルフだけが、偉大な学芸支援者の一人であっただけでなく、当時の最も博識な人物の一人であった。彼は、先ず第一に、政治家を養成することになる次の知識を完璧に持っていた。全範囲に及ぶ法知識、政治、ヨーロッパ諸国の、とりわけドイツ帝国の国制、しかもとくに、歴史、すなわちあらゆる身分の人間に対して才智を素敵に教えてくれる先生、である。彼は、学術語そして大半のヨーロッパ言語を修得した。古代の著述家たちも最近の著述家もゼッケンドルフにとってはおなじみであった。そのうえさらに彼は、ドイツ語とラテン語で詩作した。ラテン語の詩作はとも見事であった。というのもドイツ語の詩作は当時、手本がとも少なかつたからである。だが、彼の神学に関する学識以上に彼の名声を高めたものは、何もなかつたのである。それについて、ひとは、厳密な事実として、それが神学者という人間に相応しいものであったと言うことができる。ゼッケンドルフは聖書の原文に熟達していた。彼は、そこから導き出されるあらゆる教義の性質、重要性、関連性を、たゆまず熱心に調査した。彼にとって、教会のあらゆる時代の歴史で何ら未知・不明のことはなかつた。そして彼は、神学上の争いを正しくかつ慎重に判定した。彼には、敬神の念が衰退する原因まで、また、教会に忍び寄る誤りまで深く見えていた。だから、こうした考察において、洞察力・熱心さと、節制および、熱狂さから自由な心情とを結合できているとは限らない多くの神学者よりも彼は優れているのである。身分ある人たちが、そしてそもそも教会に献身することのなかつた学者たちが、宗教事項について満足のいくほんの一部の学識ですら獲得しようとしたなら、いずれ不信神が頭をもたげてくることはできなかつたであろう。そして宗教の名誉は、その使命を持って

いないと考えられる人びとによって一層、守られることになるであろう。

この尊敬に値する人物の著作は、後世にあつて、私たちの賛辞以上に価値があるに違いない。私たちは今やそれらの情報を提供しよう。

1. 『ルター主義の歴史的・弁護的注解』(Coментарius historicus et apologeticus de Lutheranism, sive de reformatione religionis, ductu D. Mart. Lutheri, in magna Germaniae parte aliisque regionibus, et speciatim in Saxonia recepta et stabilita, etc.)、フランクフルト、ライプツィヒ刊。一六八八年の初版、四つ折り版以後、一六九二年・一六九四年、二つ折り版。それ以後の版は、おおいにお刊された。ゼッケンドルフは、本書をドイツ語でも出版しようとした。だが、彼の死去によってそれは妨げられた。その代わりに、ウルムの牧師エリアス・フリック(Elias Frick)が、新しい注釈を付けたうまい抜粋を次の表題で印刷させた。『詳史・ルター主義と宗教改革』(Ausführliche Historie des Lutherthums und der Reformation)、ライプツィヒ、一七一四年、四つ折り版。フリックのオランダ語訳が、一七二八年デルフトにおいて、銅版画付き二つ折り版三巻本で公刊された。本書は、エルンスト敬虔公の要請によつてわずかな「公刊」機会しか与えられなかった、ゼッケンドルフの極めて貴重な本であったので、それは、一六世紀の偉大な教会改良を記述したその種の本すべての頂点に位置するにふさわしいものとなる。彼は本書を、イエズス会士ルイ・メーンブール(Louis Maimbourg)が一六八〇年パリで、十二折り版で公刊した『ルター主義史』(Histoire du Lutheranisme)に実際に対抗させている。すなわち、著者「メーンブール」が心得ていた見せかけ上の誠実さや抑制によつて、また、そこに織り込まれた文体の安直さ、無数の虚偽・中傷があつても、称賛が得ら

れていた『ルター主義史』に対してである。ゼッケンドルフは『ルター主義史』に対抗して、ザクセン選帝侯・侯爵公文書館、ブラウンシュヴァイク公爵図書館から彼に伝えられた史料の数が多ければ多いほど、それだけ一層明らかかな勝利で真実を示すことができた。ひとは、それを判断しようとするなら、ゼッケンドルフの著作による弁明・反論の意図を常に意識していなければならない。メーンブールの無秩序はゼッケンドルフの秩序となった。ゼッケンドルフは、宗教改革史の実際的狀況をとて正確に調査することで、また最良の原典から多くの有用な抜粋をすることで、ひとがさらけだしてしまうだけの冗漫さを回避することが可能となった。だが、本当にくだらない著述家は非難しなければならない。本書は、学識者による新しいかつ入念な努力に相応しい著作の一つである。それは一つの新しい刊行物であり、宗教和議まで「考察が」続き、言及された歴史の豊富な史料で充実したものとなっている。それは、ゼッケンドルフの没後に公刊され、別のやり方で解説が加えられている。最後に、本書がこうした補遺によつてものすごい意義を獲得したのであれば、本書の、反駁部分を顧慮した改訂・短縮は、私たちが信じるように、無用な提案とはならない。だが、私たちは、それが冗長な単なる提案になり得ることを恐れるのである。

2. 『ドイツ君主国』 (*Deutscher Fürsten-Staat*)、フランクフルト、一六六四年、四つ折り版。本書は、彼による増補版である。そしてビーヒリンク (Andr. Simson Bieching) の補遺が付けられたイエナ、一七二〇年、八つ折り版。ゼッケンドルフは、本書の中でドイツ領域の国制を研究し、君主の権限を論議し、そして君主たちと同様に臣民を教育し、賢明なる行動規則を教育する。かつてひとは、大学の講義に本書を使用していた。

3. 『エアフルト市における擁護の正義』 (*Justitia protectionis in ciuitate Erfurtensi, etc.*)、一六六三年、四つ折り版。

同様に『ザクセンによる、エアフルト市への公正な擁護の再度のそして必要な弁明』(*Repetita et necessaria defensio iustae protectionis Saxonicae in civitate Erfurtensi, etc.*)¹⁾ 一六六四年。エアフルト市に対するザクセン選帝侯国の権限を徹底的に擁護する前著を、ゼツケンドルフの友人であったにもかかわらず、ベークラー(Boecker)はかなり強烈に攻撃した。

4. 『ルター博士のミサ学説擁護のための歴史的・弁明的議論』(*Dissertatio historica et apologetica pro doctrina Lutheri de Missa*)、サギタリウス編(*Casp. Sagittarius*)、イエナ、一六八六年、四つ折り版。本論は、コルデモアの『悪魔とルターの会談物語』(*Cordemoy Recit de la conférence du diable avec Luther*)⁽¹⁾ に対抗して書かれている。

5. 『敬虔主義の肖像と呼ばれる、新しくラテン語とドイツ語で流布された文書、シュペーナーの序文付き、に対する報告と回想』(*Bericht und Erinnerung auf eine neulich im Druck lateinisch und deutsch ausgestreute Schrift, Imago Pietismi genannt, mit einer Vorrede P. J. Speners*)、ハレ、一六九二年、一七一三年、四つ折り版。「これは」私たちが上述の、神学論争へのゼツケンドルフの判定を褒め称えてきた一つの例証である。

6. 『ラテン語講義』(*Schola latininitatis ad copiam verborum et notitiam rerum comparandam, etc.*)、ゴータ、一六六二年、八つ折り版。彼はこの教科書を、ゴータ公の命令で、他の数人の学者と並んで制作した。とても喜んで公は、それが結ぶことができた偉大な果実を理解しながら、小論にまとめて下さった。

7. 『キリスト教徒国。キリスト教それ自体、そして無神論者およびその他の人々に対するキリスト教の防衛、並びにキリスト教の目的に照らして俗界・聖界身分の改良が取り扱われる。』(*Christenstaat*)、ライプツィヒ、一六八四年 [sic]、一六八五年、一六八六年、一七〇六年、一七三七年、八つ折り版。ザクセン・ツァイツ公のために生み

出された本書は、一部は、無神論者や自然論者に対する宗教の真理の証明、一部は、キリスト教徒のあらゆる身分における誤りをいかに除去すべきかの方法を含んでいる。それは、素晴らしい著述家から多くのものが集められている。

8. 『キリスト教会史概論』 (*Compendium Hist. Ecclesiast. decreto Seren. Ernesti, Saxon. Ducis, in usum Gymnas. Gothani, ex S.S. litteris, et optimis auctoribus compositum*)¹⁾ ライプツィヒ、ゴータ、一六六六年、八つ折り版、そして何度も「重ねられた」版。この教会史の有名な教科書にして、現在も読むに値する前世紀からの唯一の教科書で、ゼッケンドルフは、旧約聖書の歴史だけしか書いていない。それ以上進むための時間が彼にはなかった。

9. 『ドイツ国民の神聖ローマ帝国公法。すなわち、ドイツ国民の神聖ローマ帝国の記述』 (*Jus publicum Romano-Germanicum, das ist, Beschreibung des heil. Röm. Reichs deutscher Nation, etc*)²⁾ フランクフルト、ライプツィヒ、一六八七年、八つ折り版。彼は、しばしば言及された公の皇子のために本書を書いた。

10. 『キリスト教学説・実践の明白なる要点』 (*Capita doctrinae et praxis christianae insignia, ex 59. illustribus N. Test. dictis deducta, et evangelis dominicalibus, in concionibus a. 1677. Francof. ad Moen. habitis, applicata a P.I. Spenero*)³⁾ 一六八九年、八つ折り版。ゼッケンドルフは、『活動的なキリスト教精神の必要性と可能性』 (*Des thätigen Christenthums Notwendigkeit und Möglichkeit*)²⁾ という表題で刊行された「シュペーナの」説法集を、一部は、キリスト教の教化のために、一部は、ドイツ語に精通していない人たちのために翻訳した。かくして、当代においては、ゼッケンドルフと似たところのあった他の偉大な政治家で、学者たちの仲間マントイフェル伯 (*Graf von Mantoufel*) が、ラインベック氏 (*Reinbeck*) とイエルサレム氏 (*Jerusalem*) の説法集をフランス語に翻訳した。³⁾

11. 『ドイツ語講演集』 (*Deutsche Reden, an der Zahl vier und vierzig, sammt einer ausführlichen Vorrede von der Art und Nutzbarkeit solcher Reden*)、ライプツィヒ、一六八六年、八つ折り版。ひとは本書の中に、雄弁以上に真の国政上の識見を求めなければならない。彼はそこではほとんど、当時のダゲッソー (D'Aguesseau)⁽⁴⁾ であることが証明されている。

12. 『ルカヌスの教訓格言精選二〇〇に関する政治・道徳論集、およびファルサリアと呼ばれるルカヌスの英雄叙事詩』 (*Politische und moralische Discourse über M. Annaei Lucani dreyhundert auserlesene lehrreiche Sprüche, und dessen heroische Gedichte, genant Pharsalia etc*)、ライプツィヒ、一六九五年、八つ折り版。ゼッケンドルフは本書で、彼の愛する、そして実際に愛すべき詩人を、旅行中、心を鼓舞するために取り上げた。無韻詩で書かれた訳文は、訳文に欠けている言葉の美しさを、その正確さと簡潔さとであがなっている。そして優れている考察は、その価値をずっと保っている。この訳文を基礎にして新しい翻訳を作りたいのであれば、私たちは、その翻訳を、しばしば過度の称賛を受けているブレブーフ (de Brebeuf)⁽⁵⁾ のフランス語訳に対抗させることが可能であろう。

13. ゼッケンドルフが最初の、そして最重要な寄稿者の一人であった『アクタ・エルディトルム』 (*Acta Erudit.*) に、一六八三年から一六九二年までに掲載された、多くの文献情報。彼は、他の仕事から休養するために、本誌に従事した。これら書評の全目録は、すぐ「下」に挙げられるシュレーバーの本に見つかる。それらのうちの一つ、すなわち、一六八六年のブリニヨン (Bourignon) の著作に下された評判のよくなかった判断をゼッケンドルフは、一六八六年、四つ折り版、ライプツィヒで印刷された『ブリニヨン論の弁護』 (*Defensio relationis de Antonia Burignonia, etc*)⁽⁶⁾ で、自分たちの友人ポアレ (Poiret) に対して弁護した。

参照

シュレーバー (Dan. Godofr. Schreber) 『ゼッケンドルフの生涯と業績の歴史』 (*Historia vitae ac meritorum V. L. a Seckendorf*)、ライプツィヒ、一七三三年、四つ折り版。

ニケロン (Niceron)、『諸情報』 (*Nachrichten*)、第一七部、三〇〇頁以下。そこにある伝記は、宗務庁参議官ラムバハ (Rambach) の先行する記述を、大部分利用している。⁽⁷⁾

トマジウス (Christ. Thomasius) 「ゼッケンドルフ氏への弔辞」 (Trauerrede auf den Hrn. von S.)。これは、トマジウスの『ドイツ語小論集』 (*Kleine Deutsche Schriften*)、四九八頁以下 [sic] による。⁽⁸⁾

訳者あとがき

ここに訳出した「ファイト・ルーデヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ ザクセン選帝公・ブランデンブルク選帝公枢密参議官 ハレ大学初代カンツラー 一六九二年没」は、

Schröckh, Johann Matthias. (1765): Veit Ludewig von Seckendorf, Churfürstl. Sächs. und Churf. Brand. Geheimer Rath, und erster Canzler der Universität Halle, gestorben im Jahr 1692, in: *Abbildungen und Lebensbeschreibungen berühmter Gelehrten*. Dritte Sammlung, Mit welcher der Erste Band beschlossen wird, nebst 10 Kupfern, vom 23sten bis zum 32sten. Leipzig, bey Christian Gottlob Hilschern, 1765. S. 285-300.

である。これとは別に訳者は、次の第二版も所有している (Abbildungen Ⅱ 肖像画が削除された表題に変更)。

Schröckh, Johann Matthias. (1790): Veit Ludewig von Seckendorf, kurfürstl. sächs. und kurfürstl. brand geheimer

ファイト・ルーデヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ ザクセン選帝公・ブランデンブルク選帝公枢密参議官 ハレ大学初代カンツラー 一六九二年没 (山又) 六九 (二八一)

Rath, und erster Kanzler der Universität Halle, gestorben im Jahr 1692, in: *Lebensbeschreibungen berühmter Gelehrten*. Neue umgearbeitete Ausgabe. Erster u. zweiter Theil. Leipzig, bey Engelhart Benjamin Schwickert, 1790. SS.269-280.

ヨハン・マティアス・シュレック (Johann Matthias Schröckh, 1733-1808) は歴史学者として有名である。彼が著した『有名学識者の肖像と伝記』(*Abbildungen und Lebensbeschreibungen berühmter Gelehrten*) の中に取り上げられているのが、ゼッケンドルフ (Veit Ludwig von Seckendorf, 1626-1692) である (通例は、ルーデヴィヒではなくルートヴィヒ [Ludwig] SeckendorfではなくSeckendorffと表記される)。カメラリストであるゼッケンドルフについては、すでに別稿で紹介しているので、それを参考にしていただきたい⁽⁹⁾。

ここでシュレックの「ファイト・ルーデヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ」を取り上げるのは以下の理由からである。第一に、ゼッケンドルフが没した後、彼が当時の、あるいは彼に続く世代にどのように評価されていたのか、を確認するためには、彼に関する評伝に直に当たる必要があるからである。ただしシュレックは、私たちの関心であるカメラリズム、カメラリストの観点からゼッケンドルフを見ているのではなく、キリスト教の歴史分析におけるゼッケンドルフを見ているのであり、当該分野におけるゼッケンドルフの地位・業績を高く評価していることに留意しなければならない。それは、彼がゼッケンドルフの著作として紹介している文献一三点のうちその多くがキリスト教に関わっていることから明らかである。

第二に、ゼッケンドルフがエルンスト公宮廷での職務を辞した理由をシュレックは仕事の「過剰さ」に求めている点で、シュレックに注目しなければならない。ゼッケンドルフの辞職の理由はいまだ、明らかではない。だが、エル

ンスト公宮廷における増え続ける職務に辞任の理由をシュレックは見出しているのである。⁽¹⁰⁾

最後に末尾の図は、シュレック一七六五年版の二八四頁と二八五頁の間に掲載されているゼッケンドルフの肖像版画である(シュレック第二版では肖像版画は割愛されている)。Digitaler Portraitsindex (<http://www.portraitsindex.de/db/apsisa.dli/ete>) の記述によれば、この肖像画は「Leipziger Sammlungen von Wirtschaftlichen-, Policey-, Cammer-, und Finantz-Sachen (hrsg.v. G.H. Zincke). 7. Bd. 1751.」に掲載されていたものらしく(訳者、未見)、作者は「Johann Christoph Sysang (1703-1757)」である。これがその後、シュレックに転載されたようである。

訳者注

- (一) 本書は「Verzeichnis der Drucke des 17. Jahrhunderts (VD 17)」で紹介されている『ルター博士のミサ学説擁護のための歴史的・弁明的議論』の表題頁に「Rectatio colloquii Lutheri cum diabolo」というラテン語で記載されている。Louis Gérard de Cordemoy, *Récit de la conférence du diable avec Luther, fait par Luther même dans son livre de la messe privée et de l'onction des prestres*. 次の二つを参照せよ。
VD17 23:658581H (<http://gso.gbv.de/DB=1.28/SET=2/TTL=4/SHW?FRST=2>)
VD17 39:123108V (<http://gso.gbv.de/DB=1.28/SET=2/TTL=4/SHW?FRST=3>)
- (二) VD17 23:667223S 『活動的なキリスト教精神の必要性と可能性』は一六八〇年に公刊されている。Cf. VD17 23:667223S <http://gso.gbv.de/DB=1.28/SET=3/TTL=2/SHW?FRST=6>
- (三) フランス国立図書館 (BnF) の蔵書に「FRBNF31192729 (<http://catalogue.bnf.fr/ark:/12148/cb31192729/PUBLIC>)」があり、匿名でマントイフェルが訳した、一七三八年のライニンック (Johann Gustav Reinbeck. 1683?-1741) の説教集が紹介されている。

- (4) Henri François d'Aguesseau. 1668-1751.
- (5) ブルブーン (Georges de Brébeuf. 1617-1661) によるルカヌス訳が、フランス国立図書館 (BnF) に所蔵されている。
- (6) VD17 番号 一六八七年版が紹介されている。VD17 12:142654B (http://gso.gbv.de/DB=1.28/SET=10/TTL=1/CMD?MA_TCFILTER=N&MATCSET=N&NOSCAN=N&IKT0=&TRM0=&ACT3=*&IKT3=8183&ACT=SRCHA&IKT=1016&SRT=YOP&ADI_BIB=&TRM=defensio+relationis+de+antonia&REC=*&TRM3=))
- (7) Nicéron, Johan Peter, *Nachrichten von den Begebenheiten und Schriften berühmter Gelehrten mit einigen Zusätzen* herausgegeben von Friedrich Eberhard Rambach. 17. Theil. Halle, Verlag und Druck Christoph Peter Franckens, 1758. S.300-343. 本書には、ゼッケンドルフの肖像画が添付されている。本書は http://books.google.co.jp/books/about/Nachrichten_von_den_Begebenheiten_und_Sc.html?id=x9dIAAAAcAAJ&redir_esc=y で閲覧することができる。
- (8) Thomasius, Christian: Klag- und Trauer-Rede, welche, als, Der entseelte Körper Des Hochseeligen S. T. Herrn Geheimden Raths und Canzlers von Seekendorf, etc. Von Halle und Meuselwitz am 29 Decembris 1692. abgeführt wurde. Mit betrübten Gemüthe öffentlich gehalten Christian Thomas. JCrus. Chur-Fürstl. Brandenburgischer Rath Prof. Publ. zu Halle. in: *Kleine Deutsche Schriften*. 1701. Vorwort von Werner Schneiders. Personen- und Sachregister von Martin Pott. Ausgewählte Werke. hrsg. Werner Schneiders. Bd., 22. Olms Verlag. Nachdruck der Ausgabe Halle, 1994. S.547-566.
- (9) たとえば、ハンス・イェルク・ルーゲ、川又祐訳、「図書館員から枢密参議官へ」『政経研究』二〇一二年、四九(二)一三二—一九八頁。
- (10) ゼッケンドルフ辞職の理由について、ルーゲは、残されているゼッケンドルフ関連文書に当たった結果、「正確な動機について、現在でも明確な、原典で証明される供述はない」としている。ルーゲ、川又訳、一五八頁。
- (11) *Sysang Sculptsit* (シサンゲ作) の略と思われる。

図 ゼッケンドルフの肖像



ファイト・ルーデヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ
ザクセン選帝公・ブランデンブルク選帝公枢密参議官
ハレ大学初代カンツラー
一六九二年没(川又)

七三(二八五)

オーベルンツェンとモイゼルヴィッツの
ファイト・ルーデヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ
ザクセン選帝公・ブランデンブルク選帝公枢密参議官
S.Sc. [シサング作]⁽¹¹⁾

情報開示とコミュニケーションの具体化

田 中 襄 一

はじめに

本稿の目的は上場企業を取り巻く環境変化の中での情報開示のありかたを探り、ステークホルダーとのコミュニケーションについて、具体策を検討することにある。企業環境の変化に伴う情報開示は多様なレベルで進化している。情報開示とコミュニケーションの視点からみると、情報開示の形態が、制度的なものであるか、自発的なものであるかを問わず、開示内容は一段と充実すると同時に、コミュニケーションツールの進展にも著しいものが見られるようになった。そして、コミュニケーション

ンの多様な展開の中で、留意しなければならないことは、発信される情報内容が理解しやすいということと記憶に残るといふことである。

情報開示によってステークホルダー（株主・投資家、従業員、顧客、取引先、地域社会等）の理解と納得を得るといふ目的のためにも、情報のコンテンツは情報受領者にとって分かりやすいストーリー性をもったものでなければならぬ。ここでいうストーリー性とは、情報発信に際して、その情報が断片的なものではなく、企業の全体像とその方向性が把握可能なように連続性、一貫性をもつものであるということを意味する。

ところで、企業を取り巻く状況そのものについての変化についてみると、大きく分けて、三つの視点から考えることができる。ひとつは環境問題であり、これは地球温暖化問題を始め、資源リサイクル問題、化学物質の処理の問題、さらには生物多様性維持の問題へと広がりを見せる。二つ目は社会との関わり方の問題で、社会的責任の問題、社会貢献等にわたる。三つ目はコーポレート・ガバナンスの問題で、社会の中での企業の在り方を含め、企業が不正のない仕組みを築く中で、どのようにして再生産のため、また社会との良好な関係を維持するための源泉としての利潤を生み出していくのかの問題である。これらの問題はESG (Environmental, Social and Governance) 問題と呼ばれ、資本市場を中心に、近年急速に話題となり、世界の企業がその対応に積極的に取り組み始めたことでもある。

企業はグローバル化の進展とともに、環境問題、社会問題、コーポレート・ガバナンス問題に対しては日本国内のみならず、全世界的視点で取り組まざるを得なくなってきた。同時に、地球規模でのESG問題への調和を図る中で企業は持続可能な状況を作り出さなければ

ならないという制約条件を受けるようになった。加えて、二〇〇八年のいわゆるサブプライム問題を端に発した金融危機による世界同時不況に象徴されるように、世界は一つの連鎖の中にあることが強く認識されたという事実もある。このような世界の動きの中で、企業は整合性をもって、かつ透明度の高い情報を開示し、ステークホルダーとのコミュニケーションを密にすることによって、利益を生み、企業価値を高めることが求められている。

この企業価値についてみると、それは株主・投資家といった資本市場におけるステークホルダーの側からみる企業価値だけではなく、その企業を取り巻く、従業員、顧客、あるいは、地域社会といったそれぞれのステークホルダーが描く企業価値についても考慮する必要がある。つまり、株主をはじめ多くのステークホルダー全員の描く企業価値がバランスよく増大してゆくことが企業の目的ということになる。このような考え方に立てば、企業の情報開示、情報発信は多様なステークホルダーを対象にする多面的内容を持つものでなければならない。従って、情報開示に際しての具体的なコミュニケーションのツールと内容は多種多様なものになる。ただ、この

ような状態になると、情報開示を行うためのツール類の内容が複雑化し交錯したものになりかねないという課題もある。このため、情報開示、コミュニケーションに際しては、情報を受け取る側の正確な理解を求めるように洗練された工夫が必要となる。

近年の企業の情報開示の内容をつぶさにみると、業績についての説明は当然として、その多くは、企業自身の事業活動それ自体がESGの視点から見ても、適正で、かつ妥当なものであるということへの理解を求めることに重点が置かれているようである。また、その手段は、環境報告書、CSR報告書、サステイナビリティレポートさらには有価証券報告書等といったように、それぞれまとまった形での報告書の類からホームページ上のさまざまな情報提供まで、複雑、多様な内容を持つに至っている。このような情報を作成、開示してゆくプロセスの中で、企業は一貫した思想を持ち、その上で、各種のツール類を作成してゆく必要がある。そのためには、情報受領者にとって納得できる形で受け入れてもらうための工夫として、企業のコーポレートストーリーの構築とそれに基づくツール類の作成、開示によって、理解を求

める努力が求められる。

このような作業の繰り返しによって企業はステークホルダーからの信頼を獲得し、企業価値を高めていくことが可能となる。

ESG問題と情報開示

企業が適正な事業活動を行なうに際して直面する多様な課題を象徴的に表しているものはESG問題である。

このESG問題は二〇〇五年に国連のアナン事務局長の提唱によって生まれた責任投資原則 (Principle for Responsible Investment : PRI) を議論する中で生まれたものである。企業が関わるESG問題は投資家、ことに機関投資家のパフォーマンスに大きな影響を与えることもあり、受託責任を果たすためにも機関投資家は企業のESG問題への取り組みについて、監視を行なうべきだとするものである。ESG問題は、二〇〇六年に公表されたPRIの前文に「機関投資家には受益者のために長期的関心のもとで最大の利益を求める義務がある。この受託者としての役割を果たす上で、環境上の問題、社会の問題および企業統治の問題が投資ポートフォリオの

パフォーマンスに影響を及ぼす可能性がある」として、^① いることから明らかのように、基本的には資本市場における機関投資家の姿勢を問うものである。

このように、ESG問題は主に資本市場の領域において、資産運用者が受託責任を全うするために、投資対象である企業がESG問題に対してどのような対応をし、成果を見せているかを判断した上で、投資行動をとるという視点で語られることが特徴である。企業サイドから見れば、企業は機関投資家が投資判断する際にチェックするESGの課題とその対応を事業活動にあたって取り込んで進めることになる。このことよって、自社への投資を促進させようとするものである。近年、ESG問題が注目されてくるようになり、企業はまず、資本市場からの要請に対応するために、ESG問題に積極的に取り組まざるを得なくなってきた。このことが現状であろう。

このこともあり、企業はそれぞれの企業が抱えるESGの課題とその対応についてさまざまな開示を行うようになってきた。ESG問題の情報内容の多くは、いわゆる財務情報以外の非財務情報であり、それらは法律や規則等にもとづくものではないが、このような非財務情報

について多様な形で情報開示に取り組もうという動きもある。

たとえば、米国証券取引委員会(SEC)は二〇一〇年に気候変動開示ガイダンスを公表した。このガイダンスは強制的な内容のものではないが、今後ESG問題にかかわる非財務情報の情報開示についてはひとつの示唆をあたえるものであろう。これは、「各国で環境税や排出量取引などの気候変動に関わる制度整備が進み、企業経営に与える影響が大きくなっていくことから公表されたもので、SECとしてあらたな開示規制を導入するものではなく、現行の開示規制の枠組みの中で、気候変動問題に関連してどのような情報の開示が必要とされるかについて解釈を示したものである」^②。

なお、ESG問題がクローズアップされる契機となったPRI(責任投資原則)に沿った投資行動を行なうという参加意志を表す署名機関は、米国のカルパース(CalPERS)、や英国のハーミーズ(Hermes)といった有力な機関投資家を含め二二四機関(二〇一三年八月現在、内日本は二七機関)に達している。世界的規模で行動、運用する機関投資家の参加の増加は、わが国の企

業にも大きな影響を与えてきているといえよう。PRI そのものは法的拘束力があるものではないが、資産運用者にとってESG問題は企業評価の有力な基準ともなりうるものであり、企業側から見れば企業行動の重要な指標となってきた。

また、資本市場においての情報仲介者として重要な役割を果たしている証券アナリスト側にも、企業評価の際にESG問題を取り込もうとする機運が高まってきた。日本証券アナリスト協会は二〇一〇年六月に「企業価値分析におけるESG要因」と題した報告書をまとめた。これは、ESG要因と投資パフォーマンスの関係を明らかにすることを目的としたものであり、主に財務的データをもとに企業評価を行なう証券アナリストに対して、非財務的データが大半を占めるESG問題をどのように取り込んで企業評価をおこなうのかについて証券アナリストへのアンケート調査をもとに分析したものである。この分析のまとめとして、興味深い結論が導き出されている。それは「ESGに積極的な企業は多様なステークホルダー、即ち株主だけでなく、従業員や消費者、地域住民に対しても配慮した結果、長期的に社会全体の効率

性を高めている可能性がある。このような多様なステークホルダーに対する社会還元により、企業自身はリスクを軽減し、企業収益を改善するなどの効果を得る傾向があると考えられる³⁾」としていることである。このように、ESG問題への企業の対応は投資家からの視点だけではなく、企業を取り巻くステークホルダーの視点からも重要な意味を持つことが理解される。

なお、欧米における証券アナリストの領域でもESG問題への関心は高く、企業評価の際に、いままでの財務情報を用いた分析に加えESG問題という非財務情報を用いることが進められている。欧州証券アナリスト連合会 (European Federation of Financial Analyst Society : EFFAS) は二〇〇七年にESG問題に関する委員会 (Commission on ESG : CESG) を設置しESG問題についての分析と伝統的分析手法を統合するための施策を検討することを委託した。一方、米国においては、証券アナリストの団体であるCFA協会 (CFA Institute) は二〇〇八年に、「上場企業の環境、社会、ガバナンス要因 (Environment, Social, and Governance Factors at Listed Company)」を公表した。これは投資家がESG

問題により深い理解をするようにとの趣旨のもと、手引き書の形でまとめられたものである。⁴⁾これによれば、環境問題は炭素排出量、気候変動、生態系変化など一〇項目、社会問題は動物愛護、児童労働、人種問題、セクシュアルハラスメントなど一四項目、ガバナンス問題は累積投票問題、経営者報酬問題、ポイズン・ピル、株主の権利など一〇項目にわたって詳細に列記している。⁵⁾このようにESG問題は資本市場を中心に世界各国で、関心が高まると同時に、資本市場の枠を超えて社会共通のひとつの基準を形成しつつあるといえよう。

急速に注目を浴びるようになってきたESG問題ではあるが、同じような問題意識のもとで、CSR (Corporate Social Responsibility) がある。ESGがどちらかというところ、投資家サイドからの企業への要請という色合いが強いのに比し、CSRは企業自身の行動の基準といった形で語られることが多いようである。若干のニュアンスの違いがあるにしても、両者に共通する基本的なことは、企業が社会との公正な関係性を維持しつつ、持続的な成長を達成するために、社会と関わりのある事柄、つまり環境問題、社会問題、ガバナンス問題などに

ついて公平にかつ透明度の高い状態の中で、適切に対応しているか否かが問われるということである。そして、企業はその対応の状況を、開示し、社会のステークホルダーの納得を得なければならぬ。⁶⁾

この作業の中で、留意すべき点は、ESG問題等に対応するというひとり合点的な行動は、社会から誤解を招くばかりではなく、批判的ともなりかねない。ESG問題やCSRは、それらに対する企業の行動のプロセスと結果については、広く開示し、納得を得ることによって完結するといえる。つまり、ESG問題、CSRはその実行が納得されるまでの一連のプロセスとするならば、情報開示はESG問題、CSRと、いわば表裏一体の関係にあるといえよう。

企業価値形成と情報開示

企業にとって、どのような形をとるものであれ、情報開示の目的は株主・投資家、従業員、顧客、地域社会などのステークホルダーから信頼を獲得し、ステークホルダーそれぞれの視点からの企業価値を維持・向上させることにある。同時に企業は情報開示を行なうことによつ

て、企業が推進する事業の現状と展望、そしてその行動が社会的に問題のないことを、ステークホルダーに周知し、納得を得ることになる。これによって企業はアカウンタビリティを全うする。

一般に、株主、投資家を意識した資本市場における情報開示をインベスター・リレーションズ (Investor Relations：以下IRとする) という。このIRの目的は株主価値の維持、向上を目指すものとされる。資本市場においては、通常、企業価値の増加は株主価値の増加を意味する場合が多い。企業価値を、資本市場の外から眺めると、このように企業価値を株主価値とする単純な図式で表されて良いかどうかという問題がある。企業価値という言葉の中にはそれぞれのステークホルダーが描く企業価値があるという視点も必要である。同じような観点からではあるが企業価値についての議論として、「企業価値は貨幣単位で測定可能な経済価値と貨幣単位で測定が困難な非経済価値から構成されている」とし、さらに「企業価値は経済価値と社会価値から構成されている」と指摘し、「企業価値の追求は、大きく株主価値志向と非株主価値 (非資本提供者にとっての企業価値)

をも考慮に入れた多元的価値志向に分かれる」という考え方もある^⑦。

本稿では企業価値を株主価値と社会的企業価値に分けて考えたい。株主価値が基本的に株主・投資家が描く企業価値であり、数値での表現が可能であり、通常それは株主価値つまり時価総額で示される。一方、社会的企業価値は、株主・投資家以外のステークホルダーが描く企業価値である。資本市場における株主価値が、世の中に起こるあらゆる事象を反映して形成されるとしても、株主価値と社会的企業価値が整合性を持って同一なものになるとは限らない。したがって、企業価値を想定する場合にはこの株主価値と社会的企業価値を統合するものとして考えるべきであろう。

企業側からみると、株主価値形成に向けての取り組みと社会的企業価値形成に向けての取り組みはコミュニケーションの対象が異なるという意味で若干様相を異にするが基本は同じで、いずれの場合でも企業の現状と社会への取り組み、そして将来展望等といったコンテンツがその柱となる。情報開示というフレームワークにおいては、株主価値に力点を置く場合も社会的企業価値に重

点を置く場合も開示対象という意味では重なり合う部分もある。ただ、実際の企業内の実務をみると、歴史的、組織的背景の相違から情報開示の内容、方法では異なる場合が多い。具体的には、企業内部において、株主価値形成に関わる情報開示の場合はどちらかという財務部門やIR部門が中心となり広報、あるいはコーポレートコミュニケーションといった部門と協調してさまざまな行動をすることになる。一方、社会的企業価値形成におけるそれはマスメディアを主に対象とすることもあり、広報関連の部署が中心となることが多いようである。とはいえ、近年、広報部門とIR部門を効率的に一体運用するという意味で、広報・IRといった名を冠した部署も多くなってきた。

ここで、株主価値の維持・向上を図るIR活動と社会的企業価値の維持、向上を図る活動を統合したものをSR (Stakeholder Relations) 活動とする。言うまでもなくSR活動の対象は株主・投資家だけではなく従業員、顧客、地域社会等広く社会全般となる。IRについてみれば、それは企業財務の領域を下敷きとして、株主価値形成に資するさまざまな工夫と努力を指すことになる。

このこともあり、開示・コミュニケーションの対象者は株主・投資家、証券アナリスト、証券会社関係者などが中心となっていることに特徴があるが、マスメディアも対象となる場合が多い。たとえば、企業不祥事、災害発生時において、資本市場関係者が望む情報は、事件、事故が現在および将来の業績にどのような影響を及ぼすかである。このような場合、これらニュースは一次的にはマスメディアを通じて流れる場合が多く、その業績等への影響度合いについてもマスメディアを介して伝わってくる場合が多いからである。経営への影響についての解釈については証券アナリストの方が詳しいケースがあると思われるが、このような緊急事態での、株主への影響度合いなどはマスメディアが発信する情報のインパクトは大きいといえよう。

ところで、資本市場におけるIRの目的は直接的には株主価値の適正な形成である。この株主価値は一般的には時価総額で表される事が多い。時価総額は株式数に株価を乗じたもので表現されるが、この株式数は企業の財務戦略によって決めることが可能である。たとえば、仮に、企業が資金調達を株式で行なえば株式数は増加する。

他方、自社株買いを行い、消却すれば株式数は減少する。ところが、株価についてみれば、企業の意志に関わりなく資本市場のなかで決定されていく。その意味で、時価総額形成要因の中では、限定的とはいえ、株式数は財務戦略という企業の意志によって決めることの可能なものとなる。

一方、株価についてみると、資本市場内外でのさまざまな情報を、株主・投資家に取り込み投資判断をして行動するために、企業側からの直接的影響は及びにくい。とはいえ、どのような種類の情報であっても、それら情報は企業が開示した情報あるいは、それら情報を加工したケースの場合が多い。株価形成に企業が直接的に関与することはできないし、またそうであってはならないのであるが、企業は情報開示、コミュニケーション活動によつて間接的に株価形成に影響を及ぼしていることは否定できない。その情報開示、コミュニケーションについてみれば、資本市場への影響度合いは、企業の開示姿勢とコミュニケーションのとり方、具体的には開示内容、たとえば理解されやすいものであるか否かということやタイミングなどに大きく依存するという現実もある。そ

の意味では、情報内容の工夫と情報発信、コミュニケーション活動の総合的戦略ともいえる企業の情報戦略が重要な役割を果たすことになる。

なお、適正な企業価値形成のためには、資本市場全体の環境たとえば、株式取引に関わる制度の円滑な運営、インサイダーなど不正な取引のない状況など基本的な要素としては当然のことであるが、それらに加え、企業の適時、適切かつ十分な情報開示が不可欠ことは言うまでもない。株主・投資家は企業の過去の業績を踏まえた上で、企業の潜在成長力、利益成長の度合い、たとえば財務指標であれば、将来のEPS（一株当たり利益）、ROE（自己資本税引き利益率）などを知ることが望む。これは、現在の株価が企業の成長力、収益力を表す指標といったものに比べ、どのような水準にあるのかを比較検討し、投資判断をしようとするからである。そのため、企業は、株主・投資家に対して、過去、現在の経営状態、業績、財務状況などについての要因分析を行なうと同時に、将来の企業の姿、つまり、経営戦略の妥当性、財務戦略の展開、情報戦略の方向性などについて、開示、コミュニケーションを図ることが必要となる。通常このよ

うな情報開示はMD&A (Management discussion and analysis: 経営者による討議及び分析) と呼ばれる。これら情報開示は単に、過去、現在の業績や業績予測といったことのみならず、企業経営が合理的かつ合法的に行なわれていること、経営戦略が経済環境、競争条件などの中で適切であること、さらには企業として持続可能であることなどについても開示をしていくという姿勢が求められている。

一方、SRについてみると、その目的は社会の多様な利害関係者と関わりをもつ中で、企業が不正のない健全な姿で利益を生み出す仕組みを作り、持続的成長を果たし、それぞれのステークホルダーが描く企業価値を創造してゆくことである。このことは、企業が事業活動をする際に、社会的存在としての行動基準を取り込んで行なうという視点からすれば、CSRと同じ意味を持つことになる。

CSRについては、さまざまな考え方、定義があるが、ここでは、企業価値形成と情報開示の観点から検討する。というのは、企業にとってのCSRの目的は企業価値を高めるためであり、そのCSRの信頼性を確保するもの

は情報開示及びステークホルダーとのコミュニケーションを基本としているからである。ここでは、CSRの考え方について、ひとつの示唆を与える経済産業省の考え方を取り上げる。「CSRとは、今日経済・社会の重要な構成要素となった企業が、自ら確立した経営理念に基づいて、企業を取り巻くステークホルダーとの積極的な交流を通じて事業の実施に努め、また、その成果の拡大をはかることにより、企業の持続的発展をより確かなものにするるとともに、社会の健全な発展に寄与することを規定する概念であるが、同時に、単なる理念にとどまらず、これを実現するための組織作りを含めた活動の実践、ステークホルダーとのコミュニケーション等の企業活動を意味するものである」とし、「CSRの取り組みの信頼性を高めるためには、ステークホルダーとの効果的なコミュニケーションが不可欠であり、そのための適切な情報開示、対話などにより社会に対する説明責任を果たすこととステークホルダーによる評価が重要な要素となる⁸⁾」としている。

ここで、述べられているように、CSRは企業の持続的成長のための事業活動が社会との関係の中で、企業と

ステークホルダー、また、ステークホルダー間においても、整合性を持つて行なわれると同時に、そのことをステークホルダーから理解と納得を得る仕組みの構築と運用である。そのためにはステークホルダーとの密接なコミュニケーションが不可欠である。CSRに関わる情報開示、コミュニケーションをCSRコミュニケーションと呼ぶこともあるが、これは、本稿における、SRに近い概念といえよう。

情報戦略とSR

企業経営全体を俯瞰する戦略を経営戦略とするならば、それはビジネスそのものの戦略を考える事業戦略、事業の推進に欠かせない資金の手当て等を考えバランスシートの内容等を考える財務戦略、そして、資本市場のみならず、社会に対してメッセージを発信し、その反応を探りながら効率的経営を行い、企業価値を高めるための情報戦略を統合したものといえよう。

この三つの戦略の中でSRの具体化においては情報戦略が重要な役割を果たす。情報戦略の柱はいわば企業そのものを戦略商品と位置づけ、マーケティングを実施し、

コミュニケーション活動を行うことである。そして、その対象は資本市場においては主に株主・投資家、証券アナリスト等が中心になるが、社会においては株主・投資家を含めた、全てのステークホルダーということになる。

その社内外に発信される情報内容についてみる。経営戦略という全体像からは事業戦略策定の基本ともいえるべき企業理念、経営方針さらには事業計画など、企業が現在置かれている位置、そして、企業の向かう方向などについての情報が生まれてくることになる。事業戦略はこのようなことを踏まえ、組み立てられたビジネスモデル実行のための戦略を説明することになる。財務戦略からは、企業価値を高めるプロセスと結果、将来の姿を、可能な限り数値を用いて説明する情報が生み出されることになる。たとえば、貸借対照表、損益計算書といった財務諸表等から導きだされる数値であり、これら数値情報については、情報を受け取る側にとって理解可能なものであることが不可欠である。具体的には、収益力を表す指標として、売上高利益率、総資産利益率等といったものがあり、企業価値形成に影響を及ぼす可能性が大きいといわれるキャッシュフローあるいは、EPS、ROE

といった指標等があげられる。

情報戦略は、いわゆる広報活動（広くいえば、広告活動もその領域にはいる）と、SR活動を合わせた総合的な開示、コミュニケーション活動となる。つまり、情報戦略とは企業が社内外に発信する全ての情報内容の作成、発信、そのフィードバック等、一連のプロセスの構築、運用を意味する。この情報戦略実行の際に留意すべき点は、発信する情報の意図がぶれないと言う意味で、発信内容と方法を一元化するワンボイス化が必要となる。このワンボイス化のためには、後述するように、企業として発信する情報の体系的整理が不可欠となる。このためには、コーポレートストーリーの策定を行なうことも合わせて考えなければならない。

なお、この情報戦略の策定と実践に際して、注意しなければならないことは、企業側の思い込みによる内容の作成と誤った形での訴求をステークホルダーに行なうことを避けなければならないことである。通常、企業は過去から現在までの姿を説明し、そこに新しい要素を加え将来像を描く。そのプロセスの中で、経営方針や事業計画あるいは業績等について説明する。その過程の中で、

企業と社会との関わりのあるさまざまな事柄について言及しそれが社会的にみて妥当であることの理解を求めることを合わせて行なうことになる。このような作業の中で、株主・投資家、従業員、顧客、取引先、地域社会等の情報受領者から理解と納得を得ようとする。ところが、往々にして、ステークホルダーの理解と企業の意図との間にギャップが生じることもある。情報戦略の重要な役割のひとつは、情報受領者の理解と企業の意図の間にあるギャップを可能な限り早く認識し、つまりフィードバックを素早く行い、そのギャップを埋めることである。このようなギャップを把握するためには、多様なステークホルダーとの日常的なコミュニケーションが不可欠である。

ところで、情報戦略によってもたらされることが期待される重要な成果のひとつに、企業イメージの形成と向上がある。企業イメージといっても、資本市場における企業イメージと一般社会における企業イメージとが必ずしも一致していない場合が多いことに注意しなければならない。たとえば、資本市場の中で、いわゆる、優良企業とされていても、一般社会ではほとんど知られていな

場合もある。また、世の中では良いイメージがあるとして著名な企業であつても、資本市場においては評価されていないケースもある。本来的には、資本市場での企業イメージと一般社会での企業イメージは同一となるか、少なくとも多くの部分で重なり合う形のものが望ましいのであるが、この実現のためには、多くの困難な作業を伴うことが多い。

さて、企業イメージの定義についてみると、「人々が企業の実体を含め、企業が発信するもろもろの情報の一部、あるいはその企業について語られたマスコミ情報や噂話に触れて、自分なりに心の中に形作る『像』のこと」とすることもある。ただ、この定義を、もう少し広い視点を取り入れてみることも必要である。具体的には、企業イメージは、いわゆるマスメディアの情報だけではなく、資本市場を媒介とする情報も無視し得ないからである。

いずれにしても、このような企業イメージはIR、広報、広告、宣伝といった部門からの情報提供や開示、コミュニケーションだけによって形成されるわけではなく、企業による財・サービスの提供、および、マーケティング

やコマース活動、あるいは企業からの直接、間接の働きかけ等日々の事業活動を通じてステークホルダーに伝わることによっても形成される。たとえば、経営者による企業の経営理念、経営方針の説明に始まって、地域における企業の貢献活動や、社員の言動、工場や売場の状況（工場見学会等）さらには、業績といったことによるなど多種多様である。

加えて、特に近年、資本市場を通じての企業に関わるさまざまな情報が企業イメージ形成に大きな影響を与えている。生活者としての株主・投資家は証券会社等の資本市場関係者から企業に関わる情報入手しそれを、口コミ等で関係者に広げる場合もあるであろう。また、最近ではインターネットを通じて（たとえばツイッター）も広がる可能性がある。そして、より大きな影響を与えるのは、生活者として、あるいはプロフェッショナルとして開示情報を徹底的に活用し、情報の加工、媒介を行なう証券アナリストであろう。企業イメージを含めて、企業の評価は、各種のアンケート調査等を通じて行なわれる場合もあるが、証券アナリストは情報提供先を主に資本市場に限っている形とはいえ、企業評価を客観的に

行なうからである。証券アナリストの行なう企業評価が直接的に一般社会に伝わるケースは多くないが、証券会社、機関投資家あるいはマスメディア等を通じる形で企業イメージ形成に貢献することが多くなっているといえる。このような企業イメージ形成の過程を考えると、企業に関わるステークホルダーへの情報開示とコミュニケーションを行なう情報戦略は企業価値向上にとって不可欠である。

なお、この企業イメージと企業価値との関係について、コーポレート・レピュテーションという概念を用いた考え方が⁽¹¹⁾ある。これによれば「コーポレート・レピュテーションは、ある企業に対して抱いたイメージおよびその企業の過去の行為および将来の期待に基づきステークホルダーが何らかの基準に照らして当該企業を評価したものである。また、企業価値を高める競争優位の源泉」と指摘し、「コーポレート・レピュテーションは、今日の企業環境において無視することのできない重要な無形資産である」としている。

情報開示の具体化

企業価値を高めるために企業が発信する情報をSR情報とすると、それを財務情報と非財務情報に分けることができる。財務情報は有価証券報告書、決算短信あるいは、中期計画等の形で提供されることになる。これらには企業の財務内容や業績について、過去、現在の事実および将来を予測するために必要な情報が含まれる。たとえば、資本市場における企業価値形成の源泉のひとつともされるキャッシュフローについて、財務諸表等の制度的情報開示によって表現され、発信される情報がそれぞれある。一方、非財務情報は、財務諸表等に含まれる事もあるが、そのようなツール以外の方法、たとえば、アナニュアルレポートのMD&AやCSRレポート、あるいはサステイナビリティレポート、環境報告書といった文書類での説明および会社説明会等のイベントにおいて語られること及び、マスメディアに対する対応、など多様な多様な自発的情報開示であり、それらはキャッシュフローを生み出す要素の中でも、数値で表すことが困難な情報である。たとえば、企業理念、技術、サプライ

チェーン、ブランド、競争条件、経営組織といったこと等である。それらは一般に、「無形資産」あるいは「見えざる資産 (Invisible asset)」と表現され財務諸表上では認識が困難なものである。先に触れた、ESG問題に関わる情報やCSRの情報のその多くは非財務情報の範囲に入る情報である。今日、この非財務情報が企業価値形成に大きな影響を与えていることは多くの研究によつて明らかにされている¹²⁾。つまり、SR情報とは、対資本市場、対社会の両面からみると企業が持つあらゆる情報であり、幅広い内容が含まれるものである。これは、機関投資家、証券アナリストといったプロフェッショナルから個人投資家までという資本市場関係者のみならず、他のステークホルダーを含めマスメディアの関係者等など企業に関わる多くのひとびとが情報を入手したいと望むことに対応しなければならぬからである。

ところで、企業の中にある情報を経営の視点、あるいは企業評価の視点で、経営の要素を取り出し、それらを図のように企業価値向上に結びつける情報、つまりSR情報として提供してゆくかが問われている。経営の要素をマネジメント (MANAGEMENT)、財務

(FINANCE)、マーケティング (MARKETING)、技術 (TECHNOLOGY)、そしてブランド (BRAND) に整理し、それらの要素毎あるいはその組み合わせを行い情報開示してゆくことになる。マネジメントとは企業組織を動かす原動力とも言うべき経営理念や思想といった事柄を含み、そのうえに立つて企業の理想像を描き、経営を行なう経営者そのもの、および人的資源、組織や組織運営のノウハウ等を総合したものである。具体的な情報としては、異動に伴う人事情報、組織変更の情報に始まつて、経営者による会社説明会、あるいは経営方針発表会等における経営者の言動に及ぶことになる。資本市場の観点ばかりでなくマスメディアの視点からも、経営者などのような経営理念のもとで、組織を指揮、運営しているかということが大きな関心であり、そのプロセスと結果についてステークホルダーにどのように訴え、理解を求め、納得を得ているかという説明も不可欠となる。

財務についてみると、企業経営の中で事業の推進の際に欠かせない資金の流れを貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書といった財務諸表によつて把握すると同時に、その動きの状況と結果について数値で表

することが重要になる。財務に関わる情報は、多くの場合有価証券報告書、営業報告書、決算短信といった形で、法や規則に基づく制度的情報開示によって情報として提供される。これら、制度的な情報として開示される情報だけでは、多くの関係者の理解を得ることが困難なこともある。このため、企業はこのような財務情報については、解説あるいは、追加的情報を提供するなどして、ステークホルダーの理解を深めてもらう必要も生じてくる。

ここでいうマーケティングとは、企業が財・サービスを生み出し社会に提供し、売り上げ、利益を計上し、キャッシュフローを生み出す一連のプロセスを指す。このためもあり、マーケティングに関わる情報は広範にわたる。財・サービスの告知や売り上げ向上を目指す広告・宣伝活動、販売促進活動、さらには企業そのものの認知度向上や社会との良好な関わりを目指す広報活動をも含むものとなる。

技術とは企業のビジネスモデルの核となるものであり、製造業、非製造業を問わず、開発技術だけではなく、企業が恒常的に利益、キャッシュフローを生み出すための、生産技術をも含むものである。往々にして理解すること

が困難なことが多いと言われる、技術情報をSR情報として展開するためには、ステークホルダーに対しての詳細な解説を加えるなど工夫が必要であろう。技術情報は往々にして、専門用語が多くなりがちではあるが、可能な限り、多くの人々が理解のしやすいように、分かりやすい言葉で説明を行うことが求められる。

ブランドは企業のブランドという意味で、コーポレートブランドとほぼ同じ意味である。このコーポレートブランドの形成には企業のあらゆる情報発信が含まれ、それは経営者の立居振舞から始まり従業員の一挙手一投足までが関係してくる。このようなことを通じて、ステークホルダーから理解を得るということについて、企業を構成する全員が意識する社風といったものが醸成されていなければならない。なお、コーポレートブランド形成にマイナス要因となるようなこと、たとえば、企業不祥事の発生に際しては、それに至るプロセスにおける企業内部での動向とその際のコンプライアンスの状況、そして経営者等の対応、姿勢が問われることになる。つまり、企業内の、個々人の行動及び、企業としての行動が、社

会的規範や法律等に則っておこなわれているかというよう
うな、内部統制上の問題にも配慮しておくのは、ブラン
ドの形成には重要な意味をもつことになる。

SR情報の開示の課題

情報開示に際して基本的なことは、開示が適時、適切
かつ公正なことである。同時に、ステークホルダーの大
多数が理解可能であり納得のできるものでなければなら
ない。また、情報開示は時期や、対象によつて、内容に
濃淡があつてはならないことはいうまでもないが、時に
よつてはこのようなことが生じる可能性もあり、これを
排除するための手だてが講じられている。具体的には、
米国においては相手によつて情報の質と量を変える、選
択的開示を禁じる公正開示規則 (Regulation Fair
Disclosure: RFD) が二〇〇〇年一〇月に導入されてい
る。この考え方は米国のみならず、諸外国の情報開示の
姿勢に大きな影響を与えた。それまでは、経営者あるい
は対外折衝者 (広報あるいはIR担当者) などは親しい
機関投資家、証券アナリストさらにはマスメディアの記
者に対して他とは異なつた詳しい情報を提供することが

行なわれることがあつた。このようなことは、情報提供
の差別化であり、企業価値形成を偏つたものにするこ
とになりかねない。この公正開示規則は特定のものへの有
利な開示による差別化を排し、ステークホルダーに対し
て情報の一斉、同時の開示を求めたものである。このよ
うな一斉、同時の情報開示が可能になつた背景は、言う
までもなく、インターネットの普及である。企業のホー
ムページでの情報開示は一瞬にしてステークホルダーへ
のコミュニケーションが可能になつた。ただ、インター
ネットによる情報開示にも問題は残されている。それは、
インターネットによる情報入手はステークホルダーが相
当に意識的、能動的に行動をとらなければ、欲しい情報
を手に入れないという現実があるからである。

SR情報の開示の課題として、情報の理解可能性と
いった問題が指摘できる。資本市場に対してと同様に、
社会の多くのステークホルダーに対しての情報提供は情
報受領者側の情報に対する理解度、解釈能力の問題を避
けては通れない。同じ情報を開示しても、株主・投資家、
証券アナリスト、マスメディアの記者、企業の社内外の
関係者その他多くのステークホルダーはそれぞれの、知

見と経験のもとで情報を取捨選択し、理解、納得をしようとすることが多い。このため、同一内容の情報であっても、人によって大きな理解の格差が生じるという現実である。かつて行なった、米国におけるインタビューでのケースが参考になる。IT企業のH社のIR担当者の話である。決算発表の際に、証券アナリストとマスメディアの記者を一緒にして開催した時のことである。そこで、自社の受注動向について話をしたところ、翌日の新聞にはそれが売上高と間違つて報道され、株価に大変な影響を与えたということであった。信じられないような話であるが、実際に起こつたことで、そのIR担当者はその後、マスメディアの記者と、証券アナリストとは一緒にしないことにしたということであった。今ではこのようなことはないと思われるが、時によっては大きな問題となるという事例である。つまり、企業として当たり前のことでも、同じレベルの知識、経験を持ち合わせない人々にとつて大きな誤解を生む可能性がある。インターネットでの情報開示は極端に表現すれば、誤解が一瞬にして広まる可能性をもつこともあり、細心の注意が不可欠である。

特定のステークホルダーだけが理解可能なものは選択的情報開示になりかねないという視点も必要となる場合がある。このようなことにならないようにするためにも、情報開示の際に工夫が必要である。たとえば、業界用語など特殊な言葉を用いる場合には、丁寧な解説、補足説明を行なうなどである。また、説明不足の情報は情報受領者にとつて消化不良になりかねないこともあるため、手間がかかることではあるが、情報受領者の理解度に沿つた内容であるかどうかを十分に検討し提供してゆることが望まれる。そして、SR情報として、企業価値創造に資するものを期待するのであれば、企業が発信する情報は人々の記憶に留まる内容を持たなくてはならない。そのためには、断片的情報ではなく、それぞれの事柄がひとつにつながつてゆくような、ストーリー性をもつた情報内容であるものを提示し、情報受領者の理解を促し、記憶に残す工夫もあつて良いであろう。

ところで、情報開示にはリスクが伴うものである。ことに、企業の将来像、業績の予測に資する情報に確実なものはいくつかない。資本市場の領域でみれば、将来の経済環境、競争条件等の環境変化による企業業績への影響は

避けられない。このような場合には、さまざまな前提を置く必要がある。いわゆる安全港ルール (Safe harbor rule) である。これは、公表する情報であっても、それが将来の不確実性を含むものであれば、前提条件を付し将来に発生するかもしれないリスクを回避することを意味する。

そして、重要なことは、開示のための方針を策定しておくことである。いわゆるディスクロージャーポリシー (Disclosure policy) の策定である。SR情報の発信に際しては社内のどのレベルの人がどのような内容を社内外に発信することが可能かというルールであり、情報発信にかかわる関係者を不測の事態から守るためにも必要なことである。これは情報の一元化管理及び、情報のワンボイス化とセットになって考えられるべきものである。また、同時に、このディスクロージャーポリシーに基づいて情報発信されていることを、社外のステークホルダーから理解を得ることによって、情報発信の際の混乱と誤解を避けることが期待されている。

信頼獲得に向けて

アカウンタビリティの目的が情報開示によるステークホルダーからの信頼を獲得し、企業が社会的存在として認められ、企業価値を高めることであるならば、SRを実践することは信頼を築き続けるための不可欠な経営責任のひとつとなる。そして、信頼獲得のために行なわれるさまざまな工夫と作業、具体的には社内外への情報開示、コミュニケーション活動のための媒体の作成、配布、各種イベント類の開催等のコストは、いわば信頼獲得コストといえよう。

法律や規則に基づく制度的情報開示以外の情報開示、つまり自発的情報開示のために使われる費用は景気動向、業績の変動によって増減する場合が多い。とはいうものの、企業価値を高めるための信頼獲得の維持、向上を図る費用は継続的なものであってはじめて効果をもたらす。費用対効果が見えにくいとされるSR活動であるが、信頼獲得コストは、これはいわば、上場維持コストと同様に、企業価値の維持、向上のために必要な固定費と考えべき性質のものかもしれない。なぜなら、SR活動に

より資本市場関係者を含めたステークホルダーから信頼を得るためには、企業のおかれている状況がどのように変化しても、その情報が企業及びステークホルダーにとって良い、悪いに関係なく、コンスタントに開示しなければならぬからである。

S R情報の提供は企業そのものの一挙手一投足を映し出したものであり、企業価値形成に大きな影響を及ぼす。そのため、企業はどのような形で価値形成を行なおうとしているかについて、開示、コミュニケーション活動を行なわなければならない。このことを実行するためには、具体的には三つの段階を踏まえる必要がある。ひとつは、企業の現状を把握すると言う意味での、コーポレートアナリシスである。二つ目は開示内容を定めるコーポレートストーリーの策定である。三つ目は開示の実行であるコーポレートコミュニケーションである。コーポレートアナリシスは言うまでもなく、企業が自分自身のことを知るための自己分析であり、他者からの評価、イメージを知ることには他ならない。つまり、自社に対する自身の認識と、周囲の認識との違い、これをパーセプションギャップということもある、を知ることからスタートす

ることになる。このパーセプションギャップの確認はきわめて重要な手続きである。経営者はこのギャップを埋めることに注力することになる。ひとつの視点からみれば、S R活動はこのギャップを埋めることから始まるといっても過言ではないであろう。このパーセプションギャップを埋めるための工夫と作業を、別の表現をすれば、パーセプションマネジメントとすることができる。このパーセプションマネジメントはコーポレートストーリーを策定する際に必要な要素となる。

コーポレートストーリーは企業の現状を踏まえた上で、社会・経済環境、事業環境の変化を折り込んで、企業自身の展開方向、将来像をステークホルダーが理解可能な形で説明できるようにシナリオである。同時に、先に述べた、パーセプションギャップを解消するためのさまざまな情報が込められることになる。このような段階を踏まえた上で、開示、コミュニケーションを行なうことになる。これがコーポレートコミュニケーションである。このためには、ステークホルダーに対しての明確なメッセージを策定することになる。基本的には全てのステークホルダーに対してひとつのメッセージが望ましいこと

になるが、ステークホルダーごとの理解可能性、置かれている立場の状況等から各ステークホルダーに合わせたメッセージの策定ということが必要になる場合もある。このコーポレートアナリシスの実行、コーポレートストーリーの策定、コーポレートコミュニケーションの展開という一連のプロセスはSR活動の実践に際して不可欠の要素である。

むすびにかえて

コーポレートガバナンスが有効に機能し、企業が、社会的また環境的な課題に適切に対応するためには、アカウンタビリティが果たされなければならない。そのアカウンタビリティは資本市場におけるステークホルダーである株主・投資家等の資本市場関係者だけではなく、顧客、従業員、取引先、地域社会等といった多くのステークホルダーに対してのものである。そして、上場企業の企業価値は単に資本市場における企業価値、つまり株主価値のみを意味するのではなく、社会的存在としての企業価値つまり、社会的企業価値を意味している。この両者をバランスよく維持、向上させることがアカウンタビ

リティの目的ともなる。このアカウンタビリティを遂行するための開示情報がSR情報である。そのSR情報は基本的には、企業の期待される社会との関係を表す姿、企業の将来像を描くためのものであつて、本来的には企業と全てのステークホルダーが共有していくものである。共有の度合いが大きければ大きいほど企業自身の描く企業像とステークホルダーの描く企業像との差が小さくなり、企業への信頼度が向上する一助となる。

経営者の役割は正確な現状把握を踏まえ、将来のあり得る企業の姿を描くことにあり、同時にステークホルダーの理解しているそれらとのギャップがあれば、それを埋めるためのマネジメントをすることにある。そして、経営者は自ら描く企業の将来像の実現のために、経営戦略を策定し実行する。そのプロセスの中で、ステークホルダーに多種多様な情報を開示し、理解と納得を得、企業価値を高めようとする。これがSR活動であり、この実行のためには企業は一貫性をもった情報戦略を策定しなければならない。

この情報戦略策定に際しては、多くのステークホルダーが理解可能な内容を持ち、記憶に留まるような形で

発信されていなければならない。このためにはストーリー性を持った情報を継続的に作成、開示し、理解と納得を得るためのコミュニケーションを実行することになる。

今日、ESG問題に代表されるように、企業に関わる問題は大きく広がりを見せている、このような社会、環境、経済環境のもとでは、資本市場をコアに考えるIRRからあらゆるステークホルダーのための企業価値向上を目指すSRを志向する時代となってきたといえよう。

- (1) 「Principle for Responsible Investment」 UNEP Financial Initiative, United Nations Global Compact, <http://www.unpri.org/about-pri/the-six-principles/> 二〇一三年八月一〇日
- (2) 水口剛「非財務情報の国際的潮流」、「年金と経済」第二九巻第一号、財団法人年金シニアプラン総合研究機構、二〇一〇年、二二頁。
- (3) 企業価値分析におけるESG要因研究会「企業価値におけるESG要因」日本証券アナリスト協会、二〇一〇年、三七頁。
- (4) 前掲書、四五頁―四七頁。
- (5) CFA Institute Center for Financial Marketing Integrity “Environment, Social, and Governance Factors at Listed Company”, CFA Institute, 2008, p6
- (6) 田中襄一「CSRと情報開示」政経研究第四四巻第二号、四九一頁―五一三頁、日本大学法学会、二〇〇七年参照。
- (7) 石崎忠司、中瀬忠和編著「コーポレート・ガバナンスと企業価値」中央大学出版部、二〇〇七年、二五五頁―二八三頁。
- (8) 経済産業省「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会中間報告書案」経済産業省、二〇〇四年、一九頁。
- (9) 猪狩誠也、上野征洋、剣持隆、清水正道「CC戦略の理論と実践」同友館、二〇〇七年、五九頁―九六頁。
- (10) 堀章男、久保田剛敏「企業イメージと広報」日本経済新聞社、一九九三年、四頁。
- (11) 岩田弘尚「コーポレート・レピュテーションと企業価値」『証券アナリストジャーナル』、社団法人日本証券アナリスト協会、第四八巻第四号、二〇一〇年、四五頁―五五頁。
- (12) 田中襄一「資本市場における企業情報の開示とコミュニケーション―非財務情報の重要性―」政経研究第四〇巻第三号、日本大学法学会、二〇〇三年参照。

個人情報保護法制定過程に関する考察

藤 井 昭 夫

はじめに

個人情報のIT処理の進展は、社会生活の利便性、経済活動の効率性を飛躍的に向上させる一方、大量漏えい、不適正利用等の社会不安等を発生させた。

個人情報の保護に関する法律（平一五、法律第五七号）の制度化プロセスは、平成一一年六月の自由民主党、自由党、公明党・改革クラブの政策責任者による確認書（以下、「確認書」という。）から始まる。その後、政府において制度設計が行われた。平成一三年三月、政府から法案が第一五一国会に提出されたが、メディア等によ

る反対キャンペーンの中で審議は進まなかった。平成一四年三月、第一五四国会に提出された行政機関等に関する個人情報保護法案等と一括して審議されることとなったが、平成一四年一二月、第一五五国会でいったん審議未了廃案とされた。その間、政府、政治、メディア等の間でたびたび情報共有、意思疎通のための努力がなされた。法案は、政府・与党により修正され、平成一五年三月、第一五六国会に再提出され、同年五月によりや

く成立した。このようなプロセスは、政策課題を解決するために実態に即した効果的で効率的な制度施策を設計し、政治プ

ロセスの中で国民合意を図るといふ現代の公共政策プロセスそのものである。本稿では、個人情報保護法の基本原則、適用除外の扱い等を中心に、制度設計から国会審議過程における調査審議機関、立案当局、政党、メディア等の対応について検証し、制定過程で果たした役割を明らかにし、個人情報保護法の成果等について考察する。

個人情報保護法はプライバシー保護を中心に法律学的研究の対象とされることが多い。しかし、同法は情報化社会の健全な発展を図るための政策的な制度施策でもある。本稿は多様な利害が複雑に交錯する現実社会の全体的な価値の増進を目指すという公共政策論からの研究の発展に資するため、素材と試論を提供するものである。

1. 個人情報保護法制の制度設計

(1) 政策課題を巡る背景等

西欧諸国の個人情報保護法は一九七〇年代から制定され始めているが、いずれも個人情報の電子計算機処理を契機としている。¹ 我が国でも同様で、社会保険、国税、郵貯・簡保等、大量な個人情報の電子計算機処理の進展

に対応し、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭六三法律第九五号。以下、「旧行政機関法」という。）が制定された。民間における法制化は公的部門に一〇年以上遅れることとなったが、その間、ガイドライン、プライバシーマーク等による各事業者の自主規律を推進する政策が進められていた。近年のコンピュータの小型化、低価格化、高速化、ネットワーク化に伴い、顧客情報等の個人情報をIT処理する事業分野は、金融、保健、旅行、通信業等のみならず、物品、サービスの販売の流通業等、民間部門全体に一般化した。

個人情報事業者にとって、顧客サービスの実施に不可欠な情報であるだけではなく、経営管理、新商品開発、効果的な宣伝活動等にも極めて有用性が高い。顧客にとっても、迅速で、満足度の高い商品、良質のサービス受領等の利便性が生じる。他方、個人情報の利用の進展は、ダイレクトメールの氾濫、大量漏えいによる社会不安の発生にととまらず、名簿業者、インターネットを通じた個人情報の売買、悪質な貸金業者等による利用等、権利利益を損なう危険性を増大させていた。また、宇治

市の住宅基本台帳情報の漏えい事件は、原状回復の困難性、事後処理コストを事業者側に認識させることとなった^②。こうした中で民間部門を含めた個人情報の保護制度確立の必要性が社会全体に認識されていった。

(ア) OECD理事会勧告

近年、経済産業のグローバル化の進展が著しい。特に金融、証券、保険、旅行業等の個人に対するサービス業の国際化が進むと、顧客情報等の国際流通に伴う規制の国際協調が課題となった。このような動向に対応し、OECD理事会勧告（一九八〇年九月）が発出された。同勧告附属文書「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」に示されている八項目の原則（以下、「OECD八原則」という。）は我が国の法制化に当たっての基本的枠組みとなっている。OECD八原則は個人データの取扱いに関する基準である。その主たる内容は、個人データの取扱いに際し、まず、利用目的を明確にしてその目的に必要な範囲で処理し、適切な安全保護措置を整備するとともに、所要の情報の公開、本人関与の仕組み、責任体制等を整備するものである^③。

OECD八原則は、「個人情報の国際流通に関する専門家グループ」において、検討され、とりまとめられた。ヨーロッパ諸国は政府による「人権」擁護を重視し、個人情報の取扱いに政府が積極的に関与しようとした。これに対し、米国は企業活動等の自由と自律を重視し、個人情報の取扱いについての政府の関与を必要最小限にしようとした。例えば、ヨーロッパでは独立行政機関による管理監督型が多く、米国は企業による自主規律型であった。センシティブ情報の取扱いについても考え方に相違があった^④。OECD八原則はヨーロッパ諸国と米国の考え方の調和点でもある。EUが「第三国条項」を指合していることもあり、ヨーロッパ諸国、米間の対立は、国益を背景としつつ、近年まで続いている。我が国は、米国型を目指していたといえるが、貿易立国を国是としており、ヨーロッパ諸国等を含めた国際協調の動きに適切に対応する必要性があった。

(イ) 旧行政機関法の制定

OECD理事会勧告後、国の行政機関に関しては行政改革の一環として第二臨調最終答申により法制化の方向づけが行われた^⑤。以降、行政管理庁行政管理局（当時）

で調査研究が進められ、外国制度、論文、判例等が収集、蓄積されていった。昭和六一年に、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する研究会(座長 林修三元内閣法制局長官)」が法制化の必要性、法制の枠組み等を公表し、それを受け、昭和六三年に旧行政機関法が制定された。

同法は、目的規定で「行政の適正かつ円滑な運営」と「個人の権利利益を保護すること」を明記し、OECD八原則を我が国の関連法制との整合性を確保しつつ条文化していた。また、対象情報を電子計算機処理個人情報等に限定し、本人からの開示請求を請求権とし、各省等に利用目的、記録項目、所在場所等を整理した個人情報ファイルを調整、公開させ、総務庁長官に各省庁の運営に関し一定範囲で関与させることとしていた。請求権化は法制論的な大きな一歩であった。他方、マニュアル情報は対象とされず、訂正、利用停止等は制度化されなかった。

国会審議では、マニュアル情報の扱い、プライバシー権の明記、センシティブ情報の収集制限、総務庁長官の監督権限等に関し質疑が行われた。

旧行政機関法の成立に際し、衆・参内閣委員会による一二項目からなる附帯決議が決定された。その一つとして民間部門における個人情報保護対策を早急に政府が進めるべきことが指摘されている^⑦。民間部門の法制化は国会から政府に対する宿題でもあった。

(2) 民間部門を含む個人情報保護法制の検討

政府が民間部門を含む個人情報保護法制の検討に着手することとなった直接的契機は、自由民主党、自由党、公明党・改革クラブの政策責任者により、「個人情報の保護に関する法律については…三年以内に法制化を図る」旨の確認書が取り交わされたことである。一九九〇年代当時、民間部門ではインターネットを利用した電子商取引の推進が重要政策課題となっていた。電子商取引の推進には個人情報の保護等の安全性の向上が不可欠であった。そこで、検討の場は、高度情報通信社会推進本部(平成六年八月、閣議決定により設置。)に置かれることとなった。事務局については、官民を通じた個人情報保護政策の所管省庁が詰まっていない状況において、総合調整機関である内閣官房が内閣官房幹部の決断で自ら引き受けることとされた。確認書には「三年以内に法

制化を図る」とされていたことから、平成一三年に開かれる通常国会に所要の法案を提出する必要があった。

(ア) 検討部会における検討

高度情報通信社会推進本部は、平成一二年七月、個人情報保護検討部会（座長 堀部政男中央大学教授。以下、「検討部会」という。）を設置し、個人情報保護システムの整備について検討することとした。検討部会の委員は、学界（比較法、刑法）、経済界、消費者団体等からなり、基本的な在り方の検討にふさわしい構成になっていた。⁸⁾このため、いったん中間報告という形で公表し、法制化に向けた法制論的、専門的な検討は、別の場を設けて検討をすることとされた。検討部会は平成一二年七月以降、九回開会され、同年一月、「我が国における個人情報保護システムの在り方（中間報告）」（以下、「部会中間報告」という。）を公表した。

部会中間報告は、「個人情報法保護システムの中核となる基本原則等を確立するため、全分野を包括する基本法の制定、保護の必要性と利用面等の有用性の両立等を提言した。「個人情報保護システム」の確立とは、基本法、個別法、ガイドライン等の施策を総合的、体系的に

整備し、推進する趣旨であり、「基本原則」はOECD八原則を我が国の状況に即し再整理したものであった。⁹⁾基本原則は個人情報の保有者の「責務」とされていた。報道等についての各原則の適用除外の要否、本人開示の法的性格、刑事罰等、今後の検討に委ねているものが少なくなかった。¹⁰⁾

(イ) 法制化委員会における検討

部会中間報告を法制化に向けて検討する場として、平成一二年一二月、高度情報通信社会本部に個人情報保護法制化検討委員会（委員長 園部逸夫立命館大学客員教授、前最高裁判所判事。以下、「法制化委員会」という。）が設置された。同委員会は、憲法、行政法、民法、情報法制、計画法制、法曹実務、行政政策に関する有識者九人で構成されるとともに、検討部会座長が常時出席することとされた。事務局は内閣官房内政審議室に新たに設置された個人情報保護担当室が担当した（後に内閣官房に直接設置¹¹⁾）。

① 中間整理

法制化委員会は、平成一二年二月四日以降、頻繁に開催され、関係省庁、関係団体等ヒアリング、論点項目毎

の審議等一二回の調査審議を経て、同年六月二日、「個人情報保護基本法制に関する大綱案（中間整理）」（以下、「中間整理」という。）を公表した。

中間整理における基本原則の項目は①利用目的による制限、②内容の正確性の確保、③適正な方法による取得、④安全確保措置の実施、⑤透明性の確保とされた¹²⁾。各項目は部会中間報告を内容的に踏襲しているが、項目立ては再整理している。基本原則の法的な表現は、「以下のように取り扱われるべきものとする」と曖昧にし、引き続き検討することとされた。「五 事業者が遵守すべき事項」は、基本原則を具体化したものであるが、事業者の自主的な措置によることとしている一方、「（注）書き」で義務規定とすることを引き続き検討することとされた。メディア等の扱い、消費者団体等から要望のあった漏えい等に関する罰則、第三者的な苦情・紛争処理機関の設置についても引き続き検討することとされた。このように時間の限られている中、中間整理でとりあえず骨格を示し、各方面の意見を聞きながら細部を詰めるという手順がとられた。

② 大綱

法制化委員会は、中間整理公表後、再度、関係団体等からのヒアリング、項目毎の検討を行い、平成一二年一〇月に個人情報保護基本法制に関する大綱（以下、「大綱」という。）を決定した。

「基本原則」は、中間整理を踏襲しているが、その法的な性格は、個人情報を取扱う者の自主的な努力義務とされるとともに政府が講ずべき施策等の指針とされた。「事業者が遵守すべき事項」は、「三 個人情報取扱事業者（仮称）の義務等」において、一定の事業者に対する法律上の義務であることが明確にされた。この義務を担保する仕組みは、規制システムが念頭に置かれていた。ただし、規制緩和の時代であることから、事業者の自律的な措置を重視し、主務大臣による助言又は改善指示、改善・中止命令、命令違反に対する罰則等は必要最小限かつ段階的な関与とすることとされた¹³⁾。

中間整理までの基本法構想から基本法・民間一般法構想へと進化できたのは、中間整理後の各省庁、経済界等のヒアリングにおいて、厳しい状況認識の共有があり、積極的対応の方向でコンセンサスができそうなことが判

明したことが大きい。また、基本法構想では個別法の整備が不可欠であるが、個別法担当省庁において、一般法があった方が進めやすいと考えている状況が窺えたこともある。そこで、まず、一般的な規制システムを整備し、その上で、分野等別に必要な法整備又は自主規律を上乗せするという体系になった。

メディア等については、個人情報取扱事業者に対する義務規定は適用しないが、自主的な努力義務のかかる基本原則は適用することとされた。また、表現の自由と同様に、政府の慎重な対応が憲法上要請される、宗教、学術、政治分野の扱いについても、立案過程において適切に調整すべきこととされた。

このように、大綱では、基本法構想を維持するとともに、懸案となっていた法律上の検討課題、適用除外等の問題について決断がなされた。

(3) 旧法案の立案

大綱とりまとめ後、法案の国会成立まで、引き続き内閣官房個人情報保護担当室が事務作業を担当することとなった。法案は、関係省庁との調整、内閣法制局の審査を経た後、与党審査を受けた。自民党においては、平成

一三年三月二日、九日に内閣部会、二二日に政調審議会、二三日に総務会が開催され、党としての了承を得た。公明党、保守党からも同様にそれぞれ了承を得、二七日に閣議決定され、第一五一国会に提案された。

第一五一国会提出の個人情報の保護に関する法律案（以下、「旧法案」という。）は個人情報保護施策の総合的推進等を規定する第一～三章の基本法の部分と第四章の個人情報取扱事業者に対する規律を規定する一般法の部分からなっていた。

旧法案における基本原則は、以下のように規定されていた。

「第二章 基本原則

（基本理念） 第三条 個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取扱われるべきものであることにかんがみ、個人情報を取り扱う者は、次条から第八条までに規定する基本原則にのっとり、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

2 次条から第八条までの規定は、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を不当に制限するものと解釈されてはならない。

(利用目的による制限) 第四条 個人情報、その利用の目的が明確にされるとともに、当該目的の達成に必要な範囲内で取扱われなければならない。

(適正な取得) 第五条 個人情報、適法かつ適正な方法で取得されなければならない。

(正確性の確保) 第六条 個人情報は、その利用の目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保たなければならない。

(安全性の確保) 第七条 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失、き損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるよう配慮されなければならない。

(透明性の確保) 第八条 個人情報の取扱いに当たっては、本人が適切に関与しうるよう配慮されなければならない。」

第三条では、基本原則は個人情報を取扱う者全てが努力すべき行為規範であることが明記された。基本原則とメディア等との関係については、第三条二項において、表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由と並べ、不当にこれらの自由を制限するものとして解釈

されてはならない旨、入念に規定された。

第四章には上記五原則を具体化した個人情報取扱事業者の遵守すべき義務が規定されるとともに自主規律の核となる認定個人情報保護団体、主務大臣の監督権限等が規定された。

第五章は報道機関、学術研究機関、宗教団体、政治団体について、各機関等の目的に必要な範囲で第四章の適用を除外することが規定された。

旧法案は、当然、大綱に立法技術を加え具体化し、条文化したものであった。

(4) 新行政機関法案の立案

行政機関法は基本法(親法)に対し個別法(子法)の位置にある。旧行政機関法は基本法が成立した段階で、基本法の趣旨に沿って見直す必要があった。しかし、旧法案の国会提出後、審議の難航が予想され、既に野党等から行政機関法と併せて審議すべきとの声も聞こえていた。このため、総務省行政管理局は、基本法が未成立で確定していない段階ではあるが、旧行政機関法の見直しを行うこととした。

旧行政機関法施行後、行政機関ではメインフレーム型

のシステムから、全職員が端末機器を利用するネットワーク型システムに発展する等、個人情報の利用環境も大きく変化していた。また、行政改革委員会から、本人に対する個人情報の開示は個人情報保護法制において検討すべき旨提言されており、旧行政機関法は機会があれば見直す必要があった¹⁴⁾。

新たな行政機関法案の検討は総務省で開催された行政機関等個人情報保護研究会（座長 茂串俊元法制局長官）で行われ、事務局は総務省行政管理局が担当した。平成一三年四月の初会合以降、一回の調査審議が行われたが、七月に中間整理を公表し、一〇月に「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について」を公表した¹⁵⁾。これを受け、直ちに、総務省行政管理局で法案の立案を開始し、関係省庁との調整、法制局審査、与党審査、閣議決定を経て、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案等の四法案（以下、「行政機関等四法案」という。）が、平成一四年三月、第一五四国会に提出された。

同法案では、情報公開法の開示制度と旧行政機関法の開示制度の空隙を埋めるため、マニュアルファイルや一

般の書面に記録されている個人情報をも対象とすることとされた。個人情報保護の観点からは、一般の書面に記録されている個人情報は、IT処理情報に比べ危険性は少なく、同等の管理も困難であるが、前述の行政機関における個人情報の利用環境に照らし、民間部門より念入りに保護する意義はあった。旧行政機関法では本人関与の手段は開示請求権に限定されていたが、民間部門で開示、訂正、利用停止義務が規定されたこととの整合性を図る観点から訂正、利用停止等請求権が整備された。なお、開示、訂正、利用停止等請求に対する決定は行政処分であり、行政不服審査法、行政事件訴訟法による救済制度の対象となる。情報公開法制は行政機関法と独立行政法人等法と別に整備されているが、個人情報保護法制においても、行政機関法と独立行政法人等法とを別に整備することとされた。併せて、個人情報開示請求等の拒否処分に関する不服審査についての諮問を義務化する情報公開・個人情報保護審査会設置法案も立案された。

2. 個人情報保護法制の国会審議

(1) 旧法案の審議入り難航とメディア等との対話の努力

政府は、平成一三年三月、旧法案を第一五一国会（通常）に提出したが、新聞、放送各社は、一斉に、個人情報保護法案は欠陥法案であり、修正又は再提出すべきとの論調を展開した。日本新聞協会は、四月に、個人情報保護法案と人権擁護法案の国会提出に関し、「個人情報保護や人権擁護を名目にして、報道の自由を不当に制約したり、報道機関を監督する主務大臣を置いたり、取材・報道活動を独立の行政委員会の裁量に委ねるなど、報道機関の死活にかかわり、断固反対する。：報道による人権やプライバシー侵害の問題は、報道機関の自主的な対応で解決を図るべきである。」との緊急声明を公表した。日本民間放送連盟も「個人情報保護：：の必要性は十分理解している。：個人情報保護法案については、「義務規定から適用除外されているが、利用目的による制限や適正な取得、本人の関与など五原則が報道活動に適用される内容になっており、疑惑報道、内部告発等の

取材活動に大きな制約を受ける可能性がある。」との会長談話を公表した。新聞、放送に加え、平成一四年五月にはフリージャーナリストからなる「個人情報保護法案拒否共同アッピールの会」、平成一五年二月には日本ペンクラブ、日本雑誌協会、日本書籍出版協会が相次いで反対意見を表明するに至った。

連日のように、新聞の社説、ニュース特番等でメディア規制法、民主主義の危機等の見出しが躍り、フリージャーナリスト等による全国キャンペーン、日比谷公園で反対集会等が展開され、著名な小説家、評論家が参加する事態になった。中には、法律の内容を理解していない主張や、表現の自由の死とか、住基ネットはジョージ・オーエルの近未来小説「一九八四年」の国民管理社を実現するもの等の極端な主張も少なくなかった。

旧法案が一般事業者による個人情報のIT処理を適正に行わせるためのものであり、メディア等を規制するものでないこと、メディア等への適用除外、配慮規定も十分盛り込まれていること等は既に与党の理解を得ていた。しかし、依然としてメディア等の反対運動が静まらない状況の中で、与党幹部から政府、与党関係者に対し、国

民一般、メディア等に対し、再度、積極的な広報、説明活動を展開するよう要請が行われた。政府はテレビ局、新聞等からの取材、シンポジウム等への出席要請等に積極的に対応するとともに、手分けして、新聞協会、民放連、日本ペンクラブ、日本雑誌協会等における会議への出席、テレビ局、新聞各社の幹部クラス、実務家クラスへの説明、意見交換等を行った。実際のところ、議論はかみあわず、誤解は解けず、理解を得るに至らなかった。ただ、関心の所在、各メディア等それぞれのこだわり箇所がより鮮明になるという成果があった。

全体として、メディア等も個人情報保護の必要性は理解していたが、メディア等の自律に任せるべきで、基本原則として条文化されると、けん制的に運用され、取材者及び取材対象者側において萎縮効果をもたらさないかとの懸念が示された。新聞社、放送局からは、適正取得、透明性（本人開示）の原則に対する懸念が示された。いわゆる調査報道重視の状況下で、潜行調査における情報の確保、隠し撮り、録音等が適正な個人情報の取得の原則に反するといわれないか、記者の取材ノート、過去の取材記録データベースが開示対象となり取材内容の確

認を求められないか等の懸念が示された。テレビ局からは、ノンフィクション番組、モデル小説の映像化、バラエティショーでの政治家等の個人情報の扱いに関する懸念が示された。週刊誌、雑誌出版社、フリーランサーのジャーナリスト、ノンフィクション作家等からは、「報道機関」概念に自分たちが含まれるか否かが不明確、マスメディアとの差別ではないか等の意見が多かった。なお、購読者、視聴者等の販売部門等における顧客情報、通信販売、懸賞事業等における応募者情報等が法の適用対象となることについての異論はなかった。

他の重要法案審議が優先されたこともあるが、第一一国会では本会議での趣旨説明すらされないまま継続審議とされた。第一五二、第一五三国会では期間が短かったこともあり、中身についての審議が全くなされなのまま継続審議とされた。

(2) 行政機関等四法との一括審議

平成一四年に開かれた第一五四国会（通常）には、政府から行政機関等四法案が国会提出された。行政機関法との一括審議は野党の主張であり、五法案一括して、四月二五日に衆議院本会議で趣旨説明質疑が、連休直前の

四月二六日に衆議院内閣委員会で提案理由説明が行われた。

旧法案の国会提出から一年以上経過し、一部メディアの論調に変化が見られ始めた。平成一四年五月一二日付の読売新聞は、朝刊一面において透明性の確保の原則の報道分野への適用除外と表現の自由に対する配慮義務の明確化からなる修正試案を提言するとともに、法整備を急ぐべきとした。この提言は、国会、他メディアに少なからぬ波紋を及ぼした。

内閣委員会では、五月一七日から、六月二八日まで、六回の質疑が行われ、七月二四日に参考質疑を終えたところで会期末が到来し、結局、継続審議となった。審議時間は合計して一八時間一五分で、平均で三時間に満たないものであった。

内閣委員会での主な論点は、旧法案については、①基本原則のメディアに対する適用関係、②メディア等に対する適用除外規定の趣旨、③自己情報コントロール権を明記しない理由、④民間に対する制度と行政機関に関する制度との対比、⑤監督機関の在り方等、⑥住民基本台帳ネットワークシステムとの関係、⑦読売新聞の修正意

見に関連し政府の働きかけの有無等であった。行政機関等四法案については、①官に罰則が無く甘いのではないか、②センシティブ情報の取扱い、③オンライン結合を禁止すべきではないか、④防衛庁情報公開請求者リスト問題¹⁶等であった。

(3) 立案当局における修正論への対応の検討

国会審議が膠着化する中で、総務省幹部からは、行革関連法案を成立させた経験からメディア全体が反対している限り成立させることは困難で、メディアの支持は不可欠との認識が示されていた。内閣官房幹部からも相当の修正をしても法案の速やかな成立を優先させるべきとの判断が示されていた。立案当局としても見直し有り得べしとの認識に至ったが、旧法案見直しの焦点は、メディアのこだわりである基本原則の取扱いと、野党のこだわりである行政機関法への罰則導入にあった。

(ア) 基本原則

基本原則については、部会中間報告における責務規定を努力義務の対象とすること等により、法的性格のあいまいさを除こうとしたが、メディア等の不安、懸念を解消することができなかった。この類の規定は、理念規定、

責務規定、宣言規定、訓示規定等いろいろあるが、いずれにしろ法律が行為規範を定立し、その規範に沿って行動することを求めている。旧法案は誰かが規範に反してもサンクションを課されることはなく、行政機関からの監督等も受けないとしていたが、第三者が規範に違反していると主張し、非難することはできる。また、規範の内容があいまいで、人により解釈が異なり、本来、紛争解決のための法律制度が紛争を複雑化、激化させるおそれもあった。他方、誠実に規範を遵守した者が損をし、遵守しない者が得をするということが有り得る。基本原則の規範が社会の法意識、慣習と一致していれば問題はないのだろうが。なお、読売新聞の修正案は、基本原則の内、「透明性の確保」について報道機関への適用を除外するものとなっていたが、萎縮効果等を云々するのであれば、「適正な取得」「本人による関与」等他の原則においても同様のことがいえる。また、基本原則の一部についてメディア等の適用除外を認めると、適用除外された部分について法的に白地ではなく、免罪符を与えたものと反対解釈される懸念もある。

法制化の政策上の主なねらいは、事業者一般による顧

客情報等のIT処理対応にあり、メディアとの問題は遠い外延部分の問題であった。また、「大綱」で個人情報保護取扱事業者に対する義務を規定することとされた段階で基本原則の意義は低下していた。しかしながら、基本原則は検討部会時代からの基本法構想の根幹であり、政府、与党幹部等に対しそのように説明し、定着していた。基本原則の撤廃は安易に決断できる問題ではなかった。

そこで基本原則を撤廃した場合のメディア等の反応の見極めが要となっていた。偶々、開かれていた全国の放送局、新聞社の実務責任者からなる会議において立案当局から説明する機会があった。個人情報保護法の本来の役割は個人情報のIT処理対応で、四章の義務規定が要である旨の率直な説明に対し、ある新聞社の実務責任者から、そういうことならいつそのこと基本原則を廃止したらどうかとの発言があった。微妙なところであるがその場の雰囲気は基本原則を除けば対立の解消が可能であることを確信させるものがあった。

(イ) 罰則

野党、メディア等は、官僚パッシングの風潮の中で、

攻撃を行政機関法案に集中する傾向があった。民に罰則があり、官に罰則が無いのは官民格差等の主張がたびたび行われた。監督機関と事業者との関係と行政機関の内閣関係とを同列で議論するという法制的には無理のある議論であるが、情緒的には説得力があり払拭できない状態が続いた。防衛庁情報公開請求者リスト作成問題の発生により、ますます官民格差論が勢いづくことになった。

個人情報保護法は予防法制であり、それを守らないからといって、直ちに犯罪行為として扱うべきことにはならない。防衛庁の情報公開請求者リスト問題は職員個人の犯罪行為とは別次元の問題である。行政機関の職員が法令を適正に運用すべきことは当然のことであり、国家公務員法上の守秘義務、法令順守義務等が課され、守秘義務違反は刑事罰、その他は懲戒処分の対象となり、最悪の場合職を失うこととされている。また、違法な運用により国民の権利利益を侵害した場合は行政事件訴訟法による処分の取り消し、国賠法等による損失の救済等が受けられることとされている。我が国の法制において、行政機関の職員による法律の適正な運用はこのような仕組みで担保されている。

膠着状態が続く中で、内々、与党個人情報保護システム検討会（座長・自由民主党愛知和男議員。後に自由民主党亀井久興議員。以下、「与党プロジェクトチーム」という。）のメンバーから立案当局に対し、大局的観点から行政機関法の罰則を設けないと膠着状態から脱却できないとして、法制論的、立法技術的困難性を認識した上、行政機関における個人情報取得、利用、提供の各段階において処罰規定を設けられないかという検討依頼があった。立案当局としては、行政機関法の義務規定に違反するだけで罰則を設けることについては、罰則の必要性（当罰性）、構成要件の設計等の基本的な難点があるものの、職権乱用罪、守秘義務違反等の公務の信頼性を損なう罪の延長線であれば可能性はあると判断し、その旨報告していた。

(4) 旧法案の廃案と修正方針の決定

第一五五国会は、平成一四年一〇月一八日から、五日の会期で開かれた。他の法案が優先的に審議されたこともあり、五法案の審議は一二月四日に三時間半行われるに止まった。膠着状態打開のため、与党から野党に対し、修正協議がもちかけられていたが、野党は法案の廃

案を主張し、協議は進まなかった。与党理事から民主党に対し最終回答を求めるも返事は無かったとされる。直ちに、与党理事から与党幹事長・国対委員長に法案成立が困難になったことが報告された。与党幹事長・国対委員長からは五法案をいったん廃案にした上、五法案を修正し政府が再提出すべきとの判断が示された。同時に、与党プロジェクトチームに対し、修正方針の検討が指示された。五日には総理、公明党代表、保守党党首の会談があり、法案をいったん廃案にし、修正の上、再提出し、与党の責任で成立を図る旨の方針が確認された。実際には、しばらく前に、与党国対内で法案はいったん廃案にして次期通常国会で決着を図る構想が検討されていた。常任委員会は週二回の開催が定例で重要法案を審議するに必要な時間、他大臣の日程確保が困難なこと、内閣委員会委員長は当時民主党政議員であり、審議の積極的な運営まで期待できない等の事情があった。また、旧法案のままではマスコミの理解が得られる状況にもなかった。そこで、いったん五法案を廃案にし、必要な見直しを行った上、政府に再提出させる。新たに特別委員会を設置し、集中的に審議させ、委員長も与党が確保する構想

個人情報保護法制定過程に関する考察（藤井）

が考えられていた。既存の特別委員会を廃止してまでも次期通常国会では必ず成立させるとの強い意思があった。

与党プロジェクトチームは二月五日、六日に国会近くのホテルの一室で開かれ、与党三党修正要綱がとりまとめられ、六日夕刻に与党国対委員長から公表された。

与党三党修正要綱（平成一四年一月六日）は、以下の内容（原文）であった。

〔個人情報保護に関する法律案関係〕

1. 第四条から第八条までの基本原則を削除する。
2. 第四〇条において、報道機関等への情報提供者に対し、主務大臣は関与しないことを明記する。
3. 第五五条において、報道の定義を明記する。
4. 第五五条において、第五章の適用除外となる報道機関に個人を含むこと明記する。
5. 第五五条において、著述を業として行う者を第五章の適用除外とすることを明記する。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案関係）

1. 行政機関の職員等に対して次の処罰規定を設ける。

・ 自己の利益を図る目的で職権を乱用した個人の秘密の収集

・ 個人情報の盗用又は不正目的での提供

・ コンピューター処理されている個人データの漏えい」

2は、メディア等全体が主張していた、委縮効果、取材対象の協力に関する懸念、3は、報道機関概念に関する週刊誌、雑誌の出版社等からの懸念、4はフリージャーナリスト等の懸念、5はノンフィクション作家、モデル小説作家等の懸念にそれぞれ対応する措置であった。これらは、いずれも、国会審議の過程で政府側から条文の趣旨、解釈、運用で対応可能である旨繰り返し回答されており、入念的なものであった。

行政機関の職員等に対する処罰規定は、行政機関における個人情報の取得、利用、提供の各段階において重大な法益を損なう行為について処罰するものであった。

見直しの最大の焦点は1の基本原則の取扱いであった。与党もメディアとの意見交換を行っており、メディア等の最大なこだわりが基本原則にあるとの認識は政府と共有していた。そこで与党プロジェクトチームは、政策的

な原点を維持しつつ、法案の成立を最優先するという政治的決断により、基本原則を削除するとの方針が決定された。なお、憲法上の基本的人権の中核というべき個人の人格尊重の理念の下に、個人情報は慎重に取り扱うべきものである旨の第三条基本理念は存続することとされた。

法案修正は、通例は野党が修正案を提出し、与党が協議を受けて行われるものであるが、この時は与党単独で修正方針を作成し、政府から法案を再提出するという異例の対応となった。与党はこのような事態に至った理由、経緯を国民に的確に理解してもらおう必要があるとして、以下の内容（原文）が与党三党国対委員長談話という形で公表された。

「与党三党国対委員長談話（平成一四年一二月六日）」

1. 与党三党は、個人情報保護法制はIT時代において、国民生活の保護のために不可欠な基盤法制との認識にたち、その早期成立に向けて努力してきた。

2. 本法案は、本来、メディア規制を内容とするものではなく、その意図も全くないところであり、各方面の理解を求めてきたところであるが、残念ながら、

現在に至るまで不安・懸念が払拭されていない状況にある。

3. また、野党に対しては、法案の早期成立を図るべく修正協議を求め、努力を尽くしてきたところであるが、野党からは実質的な回答を得られなかった。このため、与党三党としては、今般、政府原案に対する修正方針を取りまとめ、政府に提示し、法案の次期通常国会への再提出を求めることとした。

4. 具体的には、個人情報保護法案については、表現の自由と個人情報の保護の両立をはかるという政府原案の趣旨を一層明確にするための所要の修正を求めることとした。メディア等におかれては、従来から個人情報の保護のために努力されていることと思うが、今後とも自主的・自律的に個人情報保護措置について万全を期していただくようお願いしたい。行政機関の個人情報保護法案についても、行政機関のIT化の進展状況にかんがみ、行政に対する国民からの信頼を確保するための所要の修正を求めることとした。

与党三党としては、次期通常国会において、個人情報

保護関連五法案を早急に成立させるべく、不退転の決意で臨むこととする。」

このような法案をいったん廃案にし、再提出した上成立を図るという一連の過程は、政治の力が発揮され、それによりなし得たものであった。

(5) 新法案の提出と審議

立案当局は直ちに旧五法案の見直しを行い、新五法案は再度、各省調整、法制局審査、与党各党の党内手続を経て閣議決定され、平成一五年三月七日、第一五六国会に提出された。

平成一五年四月八日に新五法案は、一括して衆議院本会議で趣旨説明質疑が行われた。その後、個人情報の保護に関する特別委員会（委員長は自由民主党村井仁議員。）が設けられ、四月一四日から連日のように審議され、九回の審議と参考人質疑が行われ、四月二五日に政府案が可決された。政府案は連休明けの五月六日に衆議院本会議で可決され参議院に送付された。

参議院においては、五月九日の本会議で新五法案一括して趣旨説明・質疑が行われた。参議院でも個人情報の保護に関する特別委員会（委員長は自由民主党尾辻秀久

議員。）が設けられ、一二日に提案理由説明が行われた後、参考人質疑を含め七回の審議が行われた後、可決された。本会議は二三日に開催され、新五法が可決、成立した。

3. 個人情報保護法制の制定過程における与野党、メディア等の対応

(1) 与野党のスタンス

個人情報保護、情報公開等は市民の権利の保護のための政策として、当時の野党に親和性があった。野党に親和性のある法制でも、政府が法案を提出すると、共通部分に同調するより違いを強調し対立的な姿勢をとりがちである。加えて、当時、野党内は複雑で、連絡機関は設けられていたが対処方針の集約に時間を要した。

これに対し、当時の与党にとって個人情報保護等は関心の強い政策課題ではなかった。一つの課題という認識はあっても緊急性のあるものではなかった。与党が喫緊の課題として個人情報保護を認識するきっかけは、住基ネット整備に関する平成一一年の住民基本台帳法の改正

であった。野党からは住基コードによる個人情報の名寄せ、民間流出への懸念、民間部門における個人情報保護法制の未整備等が指摘された。これに対応する住民基本台帳法附則第一条二項の「個人情報法保護に関する万全の措置」の追加修正等の流れの中で、地方行政委員会所属議員、IT推進派議員を中心に与党議員の間でも個人情報保護に関する関心が高まった。公明党は以前から個人情報保護、情報公開等は重要政策課題との認識があった。個人情報保護が与党の公式の政策課題となったのは、平成一一年六月の自由民主党、自由党、公明党・改革クラブ政策責任者確認書による。¹⁷直ちに与党プロジェクトチームが設けられ、計一九回と頻繁に開催された。与党プロジェクトチームは立案当局との密接な協力、連携関係にあったが、法案の提出、修正、国会成立までの与党内での政策的な判断等に際し中核機関として機能した。

(2) メディア等の論調の変化

平成一一年七月に検討部会において検討が開始されたときは、メディアはこれを歓迎し実効的な制度を求めるとの論調であった。¹⁸それが、旧法案が国会提出されると一斉に反対の論調に変わり、激しい反対運動が展開され

ることとなった。

メディア等の論調変化の背景の一つとして、自ら個人情報を取扱う事業者の立場で本法制を見るようになったことがあげられる。政府の検討にあわせ、メディア内でも合同で個人情報保護法制の研究が始められ関心が高まっていた。本法制をプライバシー保護のための制度と認識すると歴史的経緯からメディア等は敏感にならざるを得なかった。EU諸国の個人情報保護法でメディアへの適用の調整が行われていた。なお、EU諸国の個人情報保護法は規制色が強いという特色があるが、EUはジャーナリズムについて法律の対象とした上、自主規律を求め必要な範囲での適用除外を指令していた。¹⁹⁾

背景の二つ目として、当時の政治、行政とメディアの間の緊張関係の存在があげられる。平成一一年に「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平一一、法律一三七号）」が成立していた。²⁰⁾ また、自民党は、平成一二年に党内の案として「青少年社会環境対策基本法案」を公表した。²¹⁾ 加えて、政府は同和対策の抜本的な見直しと総合的な人権救済の体制を整備するため、平成一四年に「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する

る法律案」を第一五四国会に提出した。²²⁾ 自民党内の青少年社会対策基本法案、人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案、旧個人情報保護法案は、メディア規制三法と称され反対運動が展開されることとなった。また、当時、行き過ぎた報道について国会内の一部議員の間でもひんしゆくを買っていたが、自民党内に「報道と人権等の在り方に関する検討会（座長・谷川和穂議員）」、「放送活性化検討委員会（座長・熊代明彦議員）」が設けられた。このような動きにメディアはますます警戒心を高めていた。

4. 個人情報保護法制の成果

公共政策論的立場からは、法律を整備しただけで目的を達成したことはない。法律制度は適切な運営を伴い成果が生じるものであるとともに、現実社会の個人情報に関する課題解決に成果があつたかどうか重要である。

(1) 政策体系、組織体制の整備

従来、民間部門の個人情報保護政策の担当機関すら明

確でなかったが、基本法部分は、民間部門を含む個人情報保護施策の推進体制の整備、政策の総合性の確立を指している。現在、民間部門を含め個人情報保護に関する政策のとりまとめ、運営状況のフォローは消費者庁消費者制度課が担当し、²³個人情報法保護法の制度・運営に必要な調査審議は内閣府消費者委員会個人情報保護専門調査会²⁴が行っている。平成一六年四月に、個人情報保護政策の総合的な基本方針である「個人情報の保護に関する基本方針」が始めて閣議決定された。国民生活審議会個人情報保護部会は、平成一九年六月、今後の法制に関連して、「個人情報保護に関するとりまとめ（意見）」（以下、「意見」という。）を、消費者委員会個人情報保護専門調査会は、平成二三年七月、「個人情報保護法及びその運用に関する主な検討課題（以下、「主な検討課題」という。）」を公表している。

国の行政部門については、旧行政機関法時代から総務省行政管理局が制度を所管し、運営についてフォロー等していたが、これに独立行政法人法が加わり、毎年、詳細な法施行状況調査結果を公表している。

このように、全体的に政策の立案、実施、施行状況の

フォローと見直し過程等が体系化され、政策の総合性、推進体制、PDCAサイクルが確立されたことの意義は大きい。

(2) 各般の施策の展開

民間部門では、多様な分野の極めて多数の企業が個人情報データをデータベース化し個人情報取扱事業者になっているとみられる。それらに対し、管理体制・規定等の整備、従業員研修等の組織的措置、セキュリティシステム・機器の配備等の技術的措置等の様々な措置を実施させる必要がある。本法制では、このような様々な措置を全業者に効率的、効果的に展開する観点から、事業分野ごとに主務大臣を置き、ガイドライン、認定個人情報保護団体を整備し、自主規律を基本としながらもきめ細かい対応が可能な仕組みとなっている。また、医療、金融・信用、情報通信等の特定の分野については、格別の措置を求めている。現在、ガイドラインは二七分野で四〇件が整備され、認定個人情報保護団体は三九団体が認定されている。²⁵また、特定分野についてはガイドラインの上乗せ、守秘義務化、²⁶貸金業者の目的外利用の罰則化等の措置が講じられている。

国の行政部門については、マニユアル情報等の開示請求権に加え訂正、利用停止等の請求権制度が整備され、不服審査手続において情報公開・個人情報保護審査会への諮問が義務化され、職員の違法な提供等に罰則が設けられた。近年、開示請求は、八万件程度、訂正、利用停止等請求は三〇件程度、不服審査諮問件数は二百件程度で推移している。²⁷⁾

全体として関係者の努力により法制度が趣旨に沿って運用されている状況が窺える。

(3) **個人情報漏えい、不適正利用の防止に関する効果**
個人情報保護法制の整備後も、依然として個人情報の漏えい事案等がメディアにより報道されている。前記の消費者庁及び総務省行政管理局の調査においても漏えい事案の毎年の発生、ごく少数であるが罰則の適用に関する刑事告発が報告されている。ただ、漏えい等事案は小規模のものが多く、ほとんどが事業者又は担当者の不注意によるものであり、意図的なものは少数とされる。²⁸⁾普及・啓発、管理体制の整備等の組織的施策、セキュリティシステム等の技術的施策等を引き続き推進する必要がある。ただ、一般に予防対策においてはいくらかコス

トをかけてもリスクの根絶は困難とされる。リスクとコストのバランスを見ながら、組織的、技術的な対策を向上させ、継続する以外に手立てはないところである。

(4) **過剰反応問題**

前記「意見」、「主な検討課題」では、近年、災害時要援護者リスト、民生委員・児童委員の活動のための対象者名簿、自治会名簿、学校の緊急連絡網等の必要な名簿の作成が困難となるいわゆる過剰反応問題が報告されている。²⁹⁾ また、同窓会名簿等も作成されなくなったと言われている。個人情報保護法は、第一条(目的)で「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること、第二条(定義)等で第四章の義務規定が適用されるのは五、〇〇〇件以上の個人情報データベースを事業に利用している者であること、第二三条第一項一号から三号で第三者提供に際しての本人同意の原則は特定の利用が必要な場合は例外が設けられていること等、基本的に個人情報の利用によるリスクと有用性のバランスを図る観点から制度設計されている。過剰反応として報告されている事例のほとんどは法律上制限されていないケースと考えられる。

過剰反応が起きた要因はいろいろ考えられるが、問題は国民の法意識と実定法の規範にかい離が生じているところにある。国民は関心が高く、身近な法律であっても、実際に難解な条文を読んだことのある人は少なく、情緒的に受け止めがちである。多くのメディア等はプライバシーに関する厳しい法律であるかのように伝えていた。このようなことから、国民の多くは本法制がプライバシーを正面から保護するたいへんな法律と誤解することとなったのではないか。

終わりに

個人情報には、商品販売、サービスの顧客情報から、人事、金融、医療情報等まで質的に様々なものがあり、その漏えい、不正利用等に伴う不利益発生のリスクも様々である。他方、個人情報のIT処理は本人、事業者に大きな価値をもたらすとともに、個人情報の保護のためには事業者が要員確保、研修、システム整備等の多大なコスト負担を課すこととなる。公共政策論の観点による制度設計に当たっては、社会の実態に即し、錯綜する

利害のバランスを取りながら社会全体の利益を増進し、有効性・効率性等の合理性を体现する仕組みとする必要がある。公共政策論の観点からは他人又は社会の利害を無視し本人が自分に関する情報を自由にコントロールできるような一方的な制度は論外である。また、実態を伴わない教条主義的アイデアで制度設計することも誤りである。本稿は、個人情報保護法の制定過程の一部しか取り上げられなかったが、本法の制度設計過程は、全体として総合的で効率的、効果的な政策体系を整備するとともに、一般的な顧客情報のIT処理を中心に据え、そのリスクと事業者の負担等の調和点を一般法として具体化するプロセスであった。今後とも、制度を社会経済の変化に対応し、実態に即し合理性を追求する観点から不断に見直していくことを怠ってはならない。また、特有の個人情報の性質、リスクに対応した個別の制度を整備していくことも重要である。例えば、個人情報を商品として扱う名簿業者が一般法の規律で十分か、遺伝子情報の利用等がガイドラインで十分か等問題意識をもって注視していく必要がある。

政策決定に関し政治主導か官僚主導かがよく議論され

ている。個人情報保護法の制度化プロセスにおいては全体として分担と連携の關係にあったといえる。まず、法制化の検討着手は与党の判断であった。法制度のデザインは調査審議機関と立案当局において実態情報、専門的、技術的知見の集約により行われた。法制度の確定、成立は、世論、国会情勢等を的確に把握する与党の判断と責任において行われた。実際、国会の場で調整が難航し、成立が危ぶまれる状況に遭遇したが、それを突破したのは政治の力であった。

メディア等との問題は、緊張関係の中ではあったが率直なコミュニケーションの粘り強い継続と個人情報のIT処理に関する制度への純化により激しい対立は解消された。過剰反応の問題も含め、いったん生じた誤解は解消しにくい。認識のくい違いが生じたのは、とりわけ政策立案当初における問題状況、課題、条文毎の立法趣旨・理由等に関する政府、メディア、国民の間の情報共有と意思疎通が不十分であったからということであろう。情報化社会の意義は単なる情報通信手段の進歩にあるのではなく、それを活用し必要な情報を共有し意思疎通を深めることが容易になったところにある。反面、精粗

まちまちの情報過多の時代では過剰反応、風評被害等がつきものである。その意味でも理知的な思考、的確な情報の共有と直接的な意思疎通が問題解決の原点であることは確かである。

最後に、筆者は内閣官房個人情報保護担当室長、総務省官房審議官（行政管理局担当）として、個人情報保護五法の立案に従事しており、本稿には、当時の知見が反映されている。しかし、本稿は、現時点で筆者があらためて立案過程等を振り返り、筆者自身の考察により記述している。したがって、本稿中の認識、見解等は筆者個人のものであり、公的な認識、見解等ではないことを指摘しておきたい。

なお、本稿中の調査審議機関の座長等の肩書はいずれも開催当時のものである。

△背景、経緯等に関する参考文献▽

個人情報保護法の解説（改定版） 園部逸夫編 平成一七年
ぎょうせい

行政機関等個人情報保護法の解説 行政情報システム研究

所編集 平成一七年 ぎょうせい

情報公開法制 行政改革委員会の意見 行政改革委員会事務

務局監修 平成九年 第一法規

逐条解説 個人情報保護法 総務庁行政情報システム参事

官室監修 平成元年 第一法規

世界の個人情報保護法 総務庁行政情報システム参事官室

監修 平成元年 ぎょうせい

△脚注▽

(1) 一九七〇年に西ドイツ ヘッセン州、一九七三年にスウェーデン、一九七四年にアメリカ、一九七七年に西ドイツ、一九七八年にフランスにおいてそれぞれ個人情報保護法が制定された。

(2) 一九九九年、宇治市の約二二万件の住民基本台帳のデータが漏えいし、裁判で争われ、宇治市は一人当たり一万円の慰謝料等を支払うこととなった。

(3) OECD八原則の項目は①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則からなる。

(4) プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン解説メモランダム第二部A第三条。「世界の個人情報」二九二ページ以下参照。

(5) 一九九五年、EUは加盟国に「個人データの処理に

係る個人の保護及びその自由な流通に関する欧州議会及びEU理事会指令」を発している。この指令は、当然、EU加盟国のみを拘束するものである。しかし、その第二五条「第三国条項」により、EUは個人情報保護レベルが不十分と認める国への個人情報の流通を制限できることを規定している。この点はアメリカとのシビアな交渉課題となり、一九九九年、いわゆる「セーフハーバープリンシプル」に関しEU側が条件付きで合意することにより一応決着したとされる。

(6) 臨時行政調査会「行政改革に関する第五次―最終答申―(昭和五八年三月)第八章二(3)アは、「法的措置を含め個人データの保護に係る制度的方策についても積極的に対応する」としている。「逐条解説個人情報保護法」二五〇ページ参照。

(7) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案に対する附帯決議(昭和六三年一月衆議院内閣委員会、同年二月参議院内閣委員会)の第一一項で「個人情報保護対策は：民間部門にも：政府は早急に検討を進めること」としている。

(8) 部会を支える事務局は内閣内政審議室(当時)が担当したが、少数の職員が兼務で当たり、必要な資料、ノウハウは関係省庁、ヒアリング等に依存している状況にあった。

(9) 部会中間報告の基本原則とOECD八原則の対応関

係

- ① 個人情報の収集…収集目的の明確化、収集目的の本人確認、適法かつ公正な手段による収集、本人以外からの収集制限（例外あり）⇓目的明確化、収集制限
- ② 個人情報の利用等…利用、提供目的による制限、目的外利用の本人同意⇓利用制限
- ③ 個人情報の管理…内容の適正化・最新化、漏えい防止等⇓データ内容、安全保障等
- ④ 本人情報の開示等…公開、開示、訂正、利用停止等⇓公開、個人参加。
- ⑤ 管理責任・苦情処理…責任の原則
- ⑩ 参考…我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告 平成一一年一月 高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会。）
- ⑪ 事務局体制は、旧行政機関法、情報公開法、行政手続法等を所管する総務庁（当時）行政管理局のほか、地方行政、産業一般、消費者、通信、医療、教育、金融、法務等の個人情報保護政策と関連の深い省庁からの出向者により構成された。
- ⑫ 参考…「個人情報保護基本法制に関する大綱案（中間整理）」平成一二年六月 高度情報通信社会推進本部個人情報保護法制化専門委員会。
- ⑬ 参考…「個人情報保護基本法制に関する大綱」平成一二年一〇月一日 情報通信技術（IT）戦略本部個人

個人情報保護法制定過程に関する考察（藤井）

個人情報保護法制化専門委員会。

- ⑭ 「情報公開法要綱案の考え方」平成八年一二月一八日 行政改革委員会。「八その他の検討事項 (1) 個人情報の本人開示」。「情報公開法制 行政改革委員会の意見」四八ページ参照。
- ⑮ 参考…「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について―電子政府の個人情報保護―」平成一三年一〇月二六日 行政機関等個人情報保護法制研究会。
- ⑯ 防衛庁情報公開請求者リスト問題…平成一四年六月四日、法案の国会審議の最中、毎日新聞が防衛庁で情報公開請求者のリストが作成され関係者に配布されていたとのスクープ記事を掲載した。防衛庁による調査の結果、情報公開請求者の氏名、肩書、請求内容を整理したリストを作成し、庁内に提供していた事実が判明した。中には、弁護士、OB、反戦自衛官等の記載も見られたとされる。旧行政機関法違反の有無も論点とされたが、本問題に対する防衛庁と与党の対応、請求者に対する萎縮効果等が問われた。内閣委員会等でたびたび取り上げられ、後の行政機関法への罰則導入に大きく影響することとなった。
- ⑰ 公明党・改革クラブは平成一一年一〇月から第二次小沢改造内閣に参加している。
- ⑱ 平成一一年八月、朝日新聞は「政府部内ではアメリ

カ型を求める声が強い。プライバシー保護に対する認識が乏しい日本で、どこまで自主規制が効果を上げるだろうか。読売新聞は「国・地方・民間にわたる包括的な個人情報保護制度への動きが始まったのは、大きな副産物といえる。法整備を急ぐべきだ」、毎日新聞は「民間も含めた包括的個人情報保護法をぜひともつくり上げなければいけない」、日経新聞は「欧米の立法例も参考にしながら、実効性のある包括的な個人情報保護法を早急に制定されることを強く望みたい」、東京新聞は「国会審議を通じて、民間部門を含めた個人情報保護の法整備を進める方向が明確になった点は歓迎できる。」としていた。

(19) 「個人データの処理に係る個人の保護及びその自由な流通に関する欧州議会及びEU理事会指令」第九条は「プライバシーの権利と表現の自由に関する準則を調和させる必要がある場合に限りジャーナリズム目的等により行われる個人データの処理について適用除外を設けることができる。」としている。

一九九七年、「EU個人情報に関する特別調査委員会」は、以下を指摘している。①データ保護法は原則としてメディアにも適用される。②適用除外は、データ主体のプライバシー権とのバランスを維持しつつ表現の自由の効果的な行使するのに必要な範囲でのみ認められるべき。加盟国では以下のように対応。①メディアも法の対

象とする。②本人の開示請求など、報道等に支障を生じる規定について適用除外。③データの秘密保持、安全管理措置については適用。④業界団体によるガイドラインの作成とこれに対する行政の審査。

(20) 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律は、銃器、覚せい剤の取締り等の組織犯罪に対応するものであったが、一部のメディア、野党は盗聴法と呼称し、通信の秘密の侵害など憲法違反の法律として反対運動を展開していた。

(21) 当時、自民党内では、過激なセックス、暴力場面の描写が雑誌、インターネットに氾濫している中、青少年の健全育成の観点からの議員立法を検討していた。

(22) 当時、パパラッチ、メディアスクラム等過剰なメディアの取材活動が社会問題化しており、人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案ではメディア等による人権侵害は適用対象から除かれていなかった。

(23) 消費者庁設置前は内閣府国民生活局が担当していた。

(24) 消費者委員会設置前は国民生活審議会個人情報保護部会が設けられていた。

(25) 「平成二三年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」第一章一及び三参照。

(26) 「意見」Ⅲ—1—2—(1)参照。

(27) 「平成二三年度における行政機関等個人情報保護法の施行状況について（概要）」三(1)、(3)参照。

(28) 「平成二三年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」一ページ、「平成二三年度における行政機関等個人情報保護法の施行状況について（概要）」二ページ参照。

(29) 「意見」Ⅱ―一、「主な検討課題」第一―一参照。

ドイツ同族大企業の法形態

吉 森 賢

本稿の執筆者は経営学を専門とし、法学の専門家ではない。しかし経営学の視点から営利企業を考察する場合、その法形態の意味を理解することは不可欠である。

ドイツにおいては日本には見られない融通無碍、変幻自在な法形態が存在し、法形態の百貨店の如き状況を呈する。本稿においてドイツの同族大企業により利用される法形態には六種の基本形態と九種の混合形態、合計一五種に上る。本稿の「最大一〇〇社」には登場しないが、二〇〇八年一月一日施行された有限会社の一種である「企業家会社」Unternehmergesellschaft—UGとその混合形態UG & Co. KGを加えれば一七種となる。

しかしこれらの全体像に関して経営学の専門家および企業の実務家のために日本語で分かりやすく書かれた解説書は執筆者が調べた範囲ではほとんどない。唯一の最近の文献は高橋の有限合資会社 GmbH & Co. KG に関する論文である。しかし同書ではそれ以外の混合形態には触れていない。^①

本稿に登場する多くのドイツ同族大企業は日本にも進出している。例えば透析機器・医療の大手企業フレゼニウスの日本語のホームページには日本法人の株主の紹介としてドイツのフレゼニウス AG & Co. KGaA が一〇〇%所有と示されているがこの法形態の意味は説明

されていない。この法形態の意味が分かる日本人ははたして何人いるであろうか。この日本語訳も調べた範囲では存在しないようなので、株式・株式合資会社と和訳した。本稿では他の同様の法形態と共に執筆者の和訳を付記した。

以上の理由によりまず著者自身のために、そしてドイツの企業と取引関係にある実務家、ドイツの企業経営に関心を有する実務家、学生、研究者のために本稿執筆を試みた。以下の試論の内容について法学専門家による意見、助言、訂正などを歓迎する。

執筆者は本稿に関連する論文を平成二三年一〇月五日発行の本誌において「ドイツ同族大企業の公益財団と統治機構―ボッシュ公益財団とクルップ公益財団」として発表した。

本稿の第一の目的はドイツにおいて非公開の大規模、中規模の同族企業が多い事実とこの種の企業に適した多彩な法形態の意味を明確にすることである。第二の目的はこれら法形態の進化の要因と過程を示すことにある。第三の目的はEUの他の加盟国との制度間競争の視点からドイツの伝統的な「所在国説」が直面する問題と影響

を考察する。第四にドイツの法形態の進化の要因を明らかにし、企業家精神の視点からこれを評価する。これらは日本の同族企業はもとより上場の意義、株主と企業の目的の不一致、上場の費用対効用などに疑問を感じる上場企業あるいはベンチャー企業の経営者にとって注目し値すると考える。

1. 同族大企業の定義

「同族企業」とは創業者およびその子孫が支配する企業と定義する。「支配」(Control)とはバリーとミンズにより「過半数の持ち株所有、または何らかの法的手段により、または何らかの影響力を行使することにより、取締役会の全役員または過半数の役員を選任する実質的権限」と定義する^②。

ドイツ独占委員会 Monopolkommission は一年毎に Hauptgutachten 「独占委員会報告書」^③を公表する。二〇一三年七月時点で二〇一二年版が最新版であり二〇一〇年における創造価値 (Wertschöpfung)^④によるドイツ「最大一〇〇社」Die 100 größten の表が掲載されている。「創造価値」とは日本語の付加価値に相当し、

売上高から他企業への支払費用を差し引いた残額、すなわち給与、減価償却費、租税公課、金利、配当、留保利益などの合計である。売上高とは異なり、付加価値は企業の労働生産性、商品・技術力、原材料・購入品の価格交渉力と節約、機械設備などの有効利用性などを示す。⁵⁾

本稿におけるドイツ同族大企業を算定するために、一〇〇社から外国籍企業、公的企業、銀行・保険企業、電力他エネルギー企業、医療機関、運輸・輸送・通信企業、登記協同組合その他計六〇社を除外した。残り四〇社はドイツで創業された製造、商業、IT、出版・メディア産業の企業である。この中で「最大一〇〇社」の表中の「個人、同族企業および同族財団」に示されている同族企業は二六社である。⁶⁾

したがって母集団四〇社に対する二六社の同族企業の構成比率は六五%に達する。

チュッセン・クルップ社やカール・ツァイス社のように会社における同族の存在は皆無であるが、同族により設立された公益・私益財団の支配下にある企業も同族企業と定義する。さらにシーメンス社のように同族所有比率が六%と他の同族企業に比較して小さいが筆頭株主で

ドイツ同族大企業の法形態 (吉森)

図表 1-1 ドイツの同族大企業26社と所有比率
2010年・付加価値最大100社順位

順位・社名	業種	同族所有%	法形態
1 2 VOLKSWAGEN	自動車	53.11	AG
2 3 SIEMENS	総合電機	9.23	AG
3 7 BOSCH	自動車部品	99.00	GmbH
4 8 BMW	自動車	44.00	AG
5 14 TYSSEN-KRUPP	鉄鋼	27.90	Stiftung AG
6 15 METRO	小売流通	39.55	AG
7 21 SAP	ITソフト	69.51	AG
8 24 BERTELSMANN	出版・放送	100.00	AG
9 26 INA	ベアリング	100.00	GmbH & Co.KG
10 30 ALDI	小売流通	100.00	GmbH & Co.OHG
11 31 FRESENIUS	透析機器	29.00	SE & Co.KG&A
12 36 LIDL/KAUF.	小売流通	100.00	Stiftung & Co.KG
13 38 PORSCHE	自動車	100.00	AG

二二七 (四三九)

図表 1-2

順位・社名	業種	同族所有%	法形態
14 42 WACKER	化学	74.24	AG
15 43 BOEHLINGER	医薬品	100.00	AG & Co.KG
16 53 MERCK	医薬品	70.00	KGaA
17 60 OTTO	小売流通	100.00	GmbH & Co.KG
18 64 WÜRTH	産業部品	100.00	GmbH & Co.KG
19 66 HENKEL	日用品	53.21	AG & Co.KGaA
20 69 VOITH	産業機械	100.00	AG
21 73 MAXINGVEST	食品・化粧	100.00	AG
22 75 CARL ZEISS	光学機器	100.00	Stiftung AG
23 91 SPRINGER	出版	58.55	AG
24 92 FREUDENBERG	総合部品	100.00	Stiftung & Co.KG
25 94 MIELE	家電	100.00	GmbH & Cie.KG
26100 OETKER	食品	100.00	KG

Monopolkommission, *Hauptgutachten 2008-2010*, 2012 pp.154-163より作成

ある場合は支配力の有無にかかわらず同族会社とする。

2. 同族大企業

以下にドイツの代表的な巨大同族企業の実像を理解するためにこれらの横顔を紹介する。

2.1 フォルクスワーゲン株式会社

Volkswagen AG

ドイツ最大の同族企業は一〇〇社中ダイムラー社に次ぐ二位のフォルクスワーゲン社であり、二〇一二年一月三十一日時点でポルシェ・ピエヒ両家が同社の発行済株式の五三・一〇%を所有する。同社は天才的技術者フェルディナント・ポルシェが設計した「カブト虫」Beetleとその後継者車種、そしてスポーツ車のポルシェの二部門を統合する。フェルディナントは長男と長女を残し、今日それぞれが家系を形成し長女の家系の第三代フェルディナント・ピエヒが同家系代表として二〇一三年時点でフォルクスワーゲン社の監査役会会長の地位にある。長男の家系代表は同じく第三代のヴォルフガング・ポルシェでありポルシェ社とその持株会社ポルシェ自動車

持株欧州株式会社 Porsche Automobil Holding SE の監査役会会長である。二〇一二年二月末日時点でポルシェ・ピエヒ同族以外の株主として所在地のニーダーザクセン州が二〇%、中東のカタールが一七%、一般株主が議決権なしの優先株一七%を所有する。⁷⁾

ポルシェ家代表のヴォルフガングは小規模の同社の資本力だけでは将来の新車開発資金の調達は困難となることを危惧した。二〇〇五年秋同社は三〇億ユーロの内部留保を有するに至り、フォルクスワーゲン社の買収を決定した。以降同社の株式取得を進め、最終的には借入金までつぎ込み二〇〇九年一月に同社の株式を五〇・七六%まで買増した。しかしこの時点で自己資金が底をつき、銀行への負債返済のための資金繰りがつかなくなった。このため同年五月ヴォルフガングとピエヒの両家代表が交渉の結果、逆にフォルクスワーゲン社がポルシェ社を合併することが合意された。それ以後ポルシェ社は独立性を失い、フォルクスワーゲン社に統合された。

2.2 シーメンス株式会社 Siemens AG

「最大一〇〇社」中三位は総合電気企業シーメンス社である。独占委員会の資料によれば同族所有比率は九・三三%であるが、二〇一二年の同社の株主構成に関する公表資料によればシーメンス家同族の持株比率は六%であり、同家財産管理有限会社所有の三・〇三%、シーメンス財団所有の三・〇三%を含むとされる。その時価は五〇億ユーロと推定される。⁸⁾ 新聞報道によれば同家は筆頭株主であり、同族の言葉は常に会社に「大きな影響力」を及ぼしたとされる。しかし同族代表のペーター・フォン・シーメンスは同社の監査役会の役員を一五年間務めた後に二〇〇八年に辞任した。在任中は重要な役割を演じることはなかったとされ、〇六年以上記フォルクスワーゲン社とほぼ同時に発覚した国際的贈賄と脱税事件に関して監査役会役員としての責任を同族から問われたとされている。後任に同じく同族代表のフォン・ブランデンシュタインが監査役会役員に就任した。⁹⁾

2.3 ローベルト・ボッシュ有限会社

Robert Bosch GmbH

七位の自動車機器・電動工具・包装機械、生活家電などの世界的企業ローベルト・ボッシュは象徴的である。同社はボッシュ同族の有限会社 GmbH であり、その規模は二〇一二年度世界売上高約五兆三、〇〇〇億円(同社年間平均レート一€＝一〇二・五円)、世界従業員数三〇万六千人に達する¹⁰⁾。製造業の有限会社として同社に匹敵する同族企業は日本では皆無であり、世界的にも少ないであろう。

企業統治および同族統治のいづれにおいても高い実効性とその結果としての高い業績を実現しており、ドイツの同族大企業の中で模範的地位にある。同社については既述の論文で述べたのでこれ以上触れない。

2.4 BMW株式会社 BMW AG

八位の自動車企業BMWは公開株式会社であるが、母親と二人の子供の同族三人による合計持株比率は二〇一二年一二月現在で四六・七%に達する。母親ヨハンナ・クヴァントは八二年死去した実質的創業者ヘルベ

ルト・クヴァントの妻である。クヴァント家がBMW社を所有・支配する機会は一九五九年一二月九日に訪れた。ヘルベルトは株主としてこの日開催された株主総会に出席していた。最も重要な議案は債務超過に陥った同社をダイムラー・ベンツが吸収合併する議案であった。しかしこれはBMWが消滅することを恐れた地元ミュンヘンの株主の反対により事実上否決された。ヘルベルトは同社の取得を決意し、一年後の一九六〇年一二月の株主総会でBMW社再建を目的とする新株発行による計画を上程し、採決された。

したがってクヴァント家の同族企業としてのBMW社は既存企業の買収により生じた。この点で一般的な無から事業を始めた創業者あるいは起業家とは異なる。ヘルベルトの本質は既存企業BMW社の買収者、再建者である。しかしヘルベルトは再建のために非常に大きなリスクにより単独による増資による再建資金を調達を敢行した事実は彼を創業者に等しい起業家とみなすことができる。ヘルベルトがいなければ今日のBMW社は存在するか否かは定かでない。その意味でヘルベルトは初代所有経営者と考えるてもよからう。その場合は上記の兄妹二

人の後裔は二代目所有者となる。

同族企業においては一般に創業者とこれに次ぐ諸世代間に経営理念、企業文化、所有構造、社名、ロゴ、事業分野などにより明確な一貫性、継続性が存在する。また創業者による企業の設立期日も議論の余地がない。しかしBMWにおいてはこのような単一の個人として今日の同社に直接に関連する創業者は存在しない。しかし今日のBMW社の前駆企業を設立した企業家が二人いる。一人は四工程ガソリンエンジンの発明者ニコラウス・オットーの長男グスタフ・オットーである。他の一人は自動車エンジンの技術者カール・ラップである。ラップは技術者としては失敗者であったが、その会社に入社した技術者マックス・フリッツの設計によるⅢaおよびⅣ型航空機エンジン、そしてR三二型水平対向エンジンとシャフト駆動によるバイクの卓越した性能と生産実績が今日のBMW社の技術水準の原型をなしている。その意味でグスタフとラップは今日のBMWに最も直接的に貢献した創業者であると言える。

2.5 チュッセン・クルップ株式会社

TysenKrupp AG

一三位のチュッセン・クルップ社も上場株式会社であるが、同族比率は二七・九〇%であり、クルップ創業家の五代目経営者アルフリード・クルップ (Alfried Krupp, 1907-1967) が同家の財産を公益財団に譲渡し、これがチュッセン・クルップ社の筆頭株主として同社を支配する。遺言によりアルフリードは財団および事業会社における同族の関与を禁止し、全幅の信頼をおき全権代理人として戦後の同社復興に貢献した非同族の専門的経営者ベアトルト・バイツ (Berthold Beitz, 1913 - 2013) を財団の評議委員会、理事会の要職に任命した。アルフリードの遺言により現存する同族は一人も同社にも財団にも存在しない。このため一九九七年二人の同族が財団への参加を要求し、バイツを法的に訴えたが敗訴した。バイツは本稿校正中九九歳で死去するまでアルフリードの如く隠然かつ強大な権限を発揮してきた。このため彼はドイツの「最後の家父長」(Der Letzte Patriach) と呼ばれる。

しかし同社のブラジル、アメリカでの投資の失敗によ

り巨額の損失を被り、業績は低迷した。バイツとその配下のクロメ監査役会会長は次第に株主とマスコミの批判にさらされるようになった。^⑪二〇一三年三月ついにクロメの退任が会社により発表された。バイツがその決定をしたと推測されている。

今日のチュッセン・クルップには実質的創業者である二代目のアルフレート・クルップが一九世紀に成し遂げた世界的鉄鋼企業の輝かしい面影はない。最後のクルップ家の五代目所有者アルフリートはあの世で自己の遺言の結末をどう思うであろうか。これは同社のみの問題ではなく「鉄は国家なり」の幻想に囚われ、一基の高炉をも建設したことのない企業家ラクシュミ・ミタルに世界最大の鉄鋼企業の地位を許した世界の伝統的鉄鋼産業の問題でもある。

3. 人的会社と資本金会社

「会社」に相当するドイツ語は Gesellschaft であり、「特定の共同目的を達成するために法律行為により設立された私法上の人的結合」である。会社には法人格を有する社団とこれを有しない組合が含まれる。^⑫公法上の会

社にも株式会社、有限会社などがあるが、本稿においては論考の対象としない。

社団は株式・株式合資会社、有限会社、欧州株式会社 SE であり、これを構成する個々の出資者 Gesellschafter から独立した法人であり、権利・義務の主体として権利能力を有する法人格を有する。この種の会社は「資本金会社 Kapitalgesellschaft」と称し、債権者に対して弁済責任を負う財産は会社財産のみに限定され、出資者はその出資額についてのみ弁済責任を負う。

これに対して個人会社、合名会社、合資会社は組合であり、「人的会社 Personengesellschaft」と称し、法人格を有せず、個々の出資者が権利・義務の主体であり、したがって組合の債務については組合財産のみならず出資者の個人財産により債務者に対する弁済の連帯責任を負う。人的会社の第一の利点は法人ではないので法人税がかからない点にある。第二に年次報告書の開示および監査人による監査の法的義務はない。第三に人的会社の無限責任出資者として有限会社や株式会社の法人を出資者とすることによりすべての出資者の財産責任が有限化され、個人財産による債務弁済リスクが生じない点にあ

る（後述「混合形態」参照）。

人的会社の最大の難点は親族以外から出資者を得ることとは困難であり、資本の充実は限定される。したがって銀行借入が主たる資金源となるが、そのためには出資者の返済能力に限定される。このため提供する商品・サービスの競争力が大きく、高い収益性によるキャッシュ・フローが成長性、安定性に不可欠となる。

4. 法形態・基本形態と混合形態

ドイツ企業の法形態は基本形態とこれらの組み合わせにより生じた混合形態とに二分することができる。この状況を図表2に示す。

4-1 基本形態 Grundformen

(1) 合名会社

Offene Handelsgesellschaft : 商号OHG

ドイツ「最大一〇〇社」中基本形態としての合名会社は皆無である。無限責任出資者の負う個人財産を含む会社負債の弁済義務はその普及に大きな制約となってきた。今日その制約は後述する混合形態により可能となったの

ドイツ同族大企業の法形態（吉森）

図表2 ドイツの最大同族企業26社
法形態別分布 2010年

法形態	社数	法形態和訳
AG	11	株式会社
GmbH & Co. KG	4	有限合資会社
Stiftung & Co. KG	2	財団合資会社
Stiftung AG	2	財団株式会社
KG	1	合資会社
GmbH	1	有限会社
GmbH & Co.OHG	1	有限合名会社
KGaA	1	株式合資会社
AG & Co. KG	1	株式・合資会社
AG & Co. KGaA	1	株式・株式合資会社
SE & Co.KGaA	1	SE株式合資会社
計	26	

Monopolkommission, *Hauptgutachten 2008-2010*, 2012 pp.154-163より作成

で合名会社の意義は消滅したとされる¹³⁾。さらに冒頭既述および後述の「企業家会社」、いわゆるミニ有限会社 *Unternehmergesellschaft-UG* の実現によりこの古典的形態は衰退を辿ると予想される。

今日合名会社はそれ自体としてではなく、有限会社との混合形態として存続する。その事例として一〇〇社中三〇位のドイツ最大の食品ディスカウント連鎖店の持株会社アルディ *Aldi GmbH & Co. OHG* がある。これについては混合形態の項で後述する。

年次報告書の開示および監査人による監査の法的義務はない。

合名会社は最も初期的な企業形態であり、今日では大同族企業における持株会社として、あるいは小規模の同族企業、ベンチャー企業などに利用される。後述のメルク社は最近に至るまで合名会社 *E. Merck OHG* を構成していたが、今日では合資会社 *E. Merck KG* である。

また業務執行出資者の権限、会社目的の変更、構成出資者の変更、会社の解散など定款変更を要する事項は出資者全員の同意を必要とする。したがって新規出資者の参加、持分の他の出資者への譲渡は出資者全員の同意を

必要とする。

定款により一部の出資者に経営業務執行を委任することができ。その場合他の出資者は業務執行からは排除され、これら業務執行出資者に対する監督権と異議申し立て権を有する。

合名会社の出資者は自然人の他に有限会社などの資本会社も認められる。この結果後述するように *Aldi* 社のように有限合名会社なる混合形態 *GmbH & Co. OHG* が生じることになる。

(2) 合資会社 *Kommanditgesellschaft* : 商号 *KG*

企業例 : *Dr. August Oetker KG* (食品)

合資会社の法形態はドイツでは単独で利用されることは少なく、圧倒的に他の法形態、とりわけ有限会社との結合により利用されることが多い。単独で合資会社が利用されている事例に医薬品のメルク合資会社 *E. Merck KG* がある。これは一三〇人の同族により構成される持株会社であり、後述するメルク株式会社合資会社 *Merck KGaA* における無限責任出資者である。

後述するようにこの法形態の最大の欠点は会社の倒産

に際して第三者に対する負債を会社資産により完済できない場合、無限責任出資者に個人財産による弁済義務が生じることにある。このため純粹の合資会社KGは少なく、大多数は後述するようにこのリスクを軽減するため有限会社や株式会社を無限責任出資者とする混合形態が採用されている。

合資会社の特質を以下に概観する…

- ① 二種の出資者…無限責任出資者 (Komplementär) と有限責任出資者 (Kommanditist) により構成される。
- ② 無限責任社員による弁済義務…会社の負債が完済されない場合は無限責任出資者が個人財産により弁済する。有限責任出資者の責任は出資額に限定される。
- ③ 無限責任出資者による経営業務の執行…経営業務は無限責任出資者のみが担当し、有限責任出資者はこれに対する監督権と情報請求権のみを有する。

(3) 有限会社

Gesellschaft mit beschränkter Haftung :

商号 GmbH

企業例 : Robert Bosch GmbH (自動車部品他)

ボッシュ社については既述したが、最大一〇〇社中に同社の他に創業者が一〇〇%所有する第四五位の医療事業の Askelpios 社の二社がある。とりわけボッシュ社のように世界的に知名度の高い企業は有限会社の社会的威信を日本よりは高めていると考えられる。また下記の特質により中小規模の会社に好適である。ドイツに進出しているほとんどの日本企業は有限会社である。

しかし最大一〇〇社中二社しか存在しないことが示すように有限会社は単独で利用されるよりは合資会社との混合形態として採用されることが圧倒的に多い。これは後述する有限合資会社 GmbH & Co. KG が最大一〇〇社に六社あることにより明らかである。¹⁴⁾

有限会社の特質は以下に要約される…

① 有限責任性

有限合資会社が最も多くの同族企業に採用される理由

は有限会社の有限責任性にある。

② 非公開性

持分譲渡が制限的であり、譲渡は公正証書を必要とし、あるいは定款によりこれの禁止、制限も可能である。

③ 簡易性

設立、運営に関する手続き、要件が簡素化されている。設立時資本金は四分の一以上、かつ二、五〇〇ユーロ以上の払込が必要である。これは株式会社の場合の半額である。また一人でも設立可能である。

④ 汎用性

適法であればどのような目的のためにも設立可能である。営利目的はもちろん公益目的の財団法人、公共的目的の組織、公共機関でも設立可能である。ボツシュの公益財団が有限会社である一因はこれにある。

⑤ 監査役会・共同決定の適用除外

従業員数が五〇〇人以下の有限会社においては監査役会設置と同機関における共同決定の導入義務がない。ただし五〇一人以上二、〇〇〇人までの従業員数を雇用する有限会社においては最低三名から構成される監査役会を設置する義務が生じ、そのうちの三分の一は従業員代

表でなければならない。二、〇〇〇人以上の有限会社においては資本側代表と従業員代表が同数の共同決定が義務付けられる。したがってボツシュのように巨大企業においては株式会社と同様の二〇人の監査役会と共同決定法の適用が義務付けられる。

(4) 株式合資会社

Kommanditgesellschaft auf Aktien : 商号 KGaA

企業例 : Merck KGaA (医薬品)

株式合資会社は合資会社が進化した形態であり、同族会社が同族による支配と経営を維持しつつ、持分の一部を公開することにより、証券市場で大量の資金調達を行うために有用な法形態である。この法形態は今日の日本には存在しない。これは一八九九年(明治三二年)の新商法により導入され、一九〇八年明治鋳業、一九一〇年大丸呉服店などが導入した¹⁵⁾。しかしその組織は複雑で理解困難であつたため、採用企業は少数にとどまり一九五二年に廃止された¹⁶⁾。

この事情はドイツでも同じと思われ、株式合資会社は極めて少数であり、「最大一〇〇社」中五三位の既述同

族企業メルク株式合資会社 Merck KGaA 一社のみである。同社の起原は一六六八年に F. J. メルクによる薬局の買収である。三〇〇年以上の伝統を有するドイツ屈指の医薬品企業であるのみならず、会社によれば世界最古の医薬品企業とされる。一八二七年薬局から製薬企業へと川上垂直統合を実現したのは創業者とされるエマヌエル・メルク (Emanuel Merck) である。エマヌエルは阿片のアルカロイド (麻酔・鎮痛作用を有する植物成分) の特性を利用し、鎮痛剤モルヒネの生産に成功した。株式合資会社はメルク社のように伝統と潤沢な内部留保を保有し、同族持分所有者が自然人の無限責任出資者として債務返済リスクに耐え得る企業のみが選択できる法形態であった。それは同族の信用力に裏付けられた高い社会的地位を象徴した。このためこの法形態を採用した企業は少数で長年の社歴と高い知名度を有するメルク、ヘンケルなどに限られた。

株式合資会社は合資会社と株式会社の両面の性格を有するが、法的には資本会社であり、株式法とその一部をなす株式合資会社に関する規定が適用される。したがって株式会社と同一の開示義務、監査義務、共同決定制度

が適用される。年次報告書および状況報告書の開示義務、監査義務に関しては貸借対照表、売上高、従業員数により株式合資会社の特質は以下に要約できる…

- ① 無限責任出資者と有限責任出資者 (第三者非同族株主) により構成される。
- ② 会社の負債が完済されない場合は無限責任出資者が個人財産により弁済する。
- ③ 無限責任出資者のみが業務執行権と会社の代表権を有する。
- ④ 業務執行責任者は監査役会による重要な決定に関しては承認権ないし拒否権を行使できる。
- ⑤ 株主の責任は出資額に限定される。
- ⑥ 株主は株主総会において監査役会役員を選任する。
- ⑦ 業務執行責任者に対する監査役会の監督は情報権と監査権に限定される。
- ⑧ 既述の有限会社と同様の監査役会と共同決定の義務を負う。

その利点は以下である…¹⁷⁾

- ① 株式会社を別にすれば株式合資会社は同族企業による証券市場での資金調達を可能にする唯一の法形態である。
- ② 証券市場で資金調達した結果、非同族第三者である一般株主の所有比率がたとえ九〇%に達した場合でも無限責任出資者である同族が最高経営責任者として意思決定とその実施を行う権利を確保できる。
- ③ 無限責任出資者としての同族による株式合資会社の持分に対する相続税は人的会社に対する持分と同一であり、最も低率の税率が適用される。これによる節税額は会社へ投資可能となる。

しかしこれら利点の代償として自然人としての無限責任出資者による会社債務に対する個人財産をも含む弁済責任を負う。このため株式合資会社の普及は遅れた。この問題は既述の合資会社について記述したように無限責任出資者に有限会社または株式会社を選任することにより実質的には有限化される。これについては混合形態の一つである有限株式合資会社 GmbH & Co. KGaA において後述する。

- (5) 株式会社 Aktiengesellschaft : 商号 AG
企業例 : Volkswagen AG¹⁷⁾ BMW AG など
「最大一〇〇社」中株式会社の形態を有する同族企業は一社あり、同族企業としてはフォルクスワーゲン、BMW、シーメンスなどのドイツを代表する大企業が存在する。世界的メディア企業の Bertelsmann 社も二〇一二年までは非公開の株式会社であった。また株式会社の総数が一六、七〇五社であるにもかかわらず、フルタイム証券取引所に上場している会社は一、〇二三社に過ぎない。

- (6) 欧州株式会社 Societas Europae : 商号 SE⁽¹⁸⁾
企業例 : Allianz SE (保険)、BASF SE (化学) など
欧州株式会社 (SE) とは欧州株式会社または欧州株式会社法を意味するラテン語の Societas Europaea (ソキエタス・エウロペア) の略記であり、EU (欧州連合) を構成する二七加盟国に共通する超国家的会社および会社法である。この株式会社は公開株式会社である。したがって SE の訳語としては「欧州公開株式会社」が内容を的確だが語数が多いので本稿では SE と表記する。

「最大一〇〇社」に占めるSEは二〇〇八年四社であったが二〇一〇年には二社増加し六社となり今後ドイツにおける普及度は加速化すると予想されている。グローバル化の一環としてまずEU二七加盟国への進出を意図する企業に好適の法形態である。

二〇一〇年「最大一〇〇社」中同族企業としてはこの法形態を採用していた企業は二位の Fresenius SE & Co. KGaAのみであった。二〇一二年八月二四位の Bertelsmann 社が非公開株式会社からSE & Co. KGaAに移行した。両社ともに高収益、高成長を続けており、アメリカ企業の買収など国際的活動に成功を収めている企業である。今後もこの種の同族企業によるSEへ改組が増加すると予想される。

「最大一〇〇社」中公開会社のSEは九位の化学製品企業BASF、三四位の保険会社Allianz、三七位産業機械のMAN社、五一位建設業Bilfinger Berger、九七位医療機器認証、防爆安全認証事業のDEKRA社がある。

(1) SEの利点

SE創設の目的はEU加盟国において単一、同一の公開株式会社法を創設することにより行政手続、設立、運営、経営組織、情報開示、本社移転などに伴う法務その他の費用および時間を大幅に削減し、その国際的競争力を向上することにある。具体的には以下の利点を指摘できよう。

- ① EU各国所在の全SE会社の一元的管理が可能。
- ② 採用は企業の任意制、加盟国の既存会社法と併存。
- ③ 本社の加盟国間の移転が容易かつ低費用。
- ④ 加盟国における子会社設立費用が不要。
- ⑤ 加盟国間の企業合併が容易。
- ⑥ 共同決定の任意制導入による柔軟性向上。
- ⑦ 単層型、二層型取締役会の選択制による柔軟性向上。
- ⑧ これによる企業統治費用の低減。
- ⑨ これによる経営意思決定の迅速化。
- ⑩ 進出先加盟国の従業員の経営参加可能。

これらの利点としてはEU加盟国のみならず日本など

非加盟国の企業にとっても魅力的であると思われる。

(2) 設立要件

EU加盟国に会社が設立登記されていて、本社機能が存在することが必要である。SEの設立要件は最低資本金二万ユーロで、社名の前後いずれかにSEを付加する。SEは以下により設立される…

- ① 異なる加盟国の複数会社の合併により設立。
- ② 異なる加盟国の複数会社の持株会社による設立。
- ③ 異なる加盟国の複数会社による共同子会社による設立。
- ④ 本社所在国以外の加盟国に二年以上子会社を有する会社の改組。

(3) SE創設の経緯

SEの立法化は三〇年以上の長期にわたる審議、交渉を経て二〇〇〇年にようやく実現した。その過程は一九六六年欧州委員会の委嘱により設置されたロッテルダム大学サンダース教授を委員長とする専門家委員会に

より策定された欧州株式会社法の最初の草案により始まる。七〇年欧州委員会はこの草案をほとんどそのまま正式の規則草案として採択し、欧州議会と経済社会委員会へ検討のために送付された。これは二八四条にわたり欧州株式会社、共同決定と事業所協議会をも規定した。七五年これら機関の意見に基づき欧州委員会はさらに詳細な四〇〇条に達する草案を策定し、閣僚理事会に提案した。しかし同理事会は企業統治、税制、共同決定などに共感を示さず、合意に達することができなかったため八二年には審議が中止された。

その最大の原因はドイツによる共同決定の導入への執着である。周知のようにドイツはヨーロッパにおいて最も共同決定の歴史が古く、最も広範かつ高度の決定権が労働者代表に与えられているからである。その制度の維持はかなりの費用を要するので、ドイツとしては競争力において不利になることを避けるため、他の加盟国もドイツの共同決定制度を採用することに要求したためである。

その後も審議再開、挫折を経て二〇〇〇年ニースにおけるEUサミット会談においてようやく合意が成立した。

直ちに同年二月一日付の修正欧州株式会社法が策定され、
○一年一〇月八日にEU理事会が「SE会社法規則」
EC Regulation 2157/2001 および共同決定に関する
「SE経営参加指令」EC Directive 2001/86を採択し、
○四年に実施された。

欧州株式会社はドイツの既存の会社法形態と競争関係
にあり、ドイツ固有の共同決定の弱体化を招く可能性が
あるので、これらの視点から別項にて後述する。

4-2 混合形態 Mischformen

合名会社、合資会社、株式合資会社における無限責任
出資者が有限会社、株式会社、欧州株式会社SE、公益
または私益財団である場合、このような合名会社、合資
会社および株式合資会社を混合形態と称する。本来無限
責任を負うべき無限責任出資者が有限責任出資者として
の法人により有限責任化される。これは日本の大学の授
業で合資会社における無限責任出資者の存在を固く信じ
ていた者には大きな文化衝撃である。この本質的な矛盾
が合法化されていることがドイツの法形態の現実的、実
践的、柔軟な基本的性格と言えよう。ドイツの基本法

(憲法) は戦後一九四九年制定以来既に五九回変更され
ており、毎年一回は変化する状況に対応している。
以下に合名会社、合資会社、株式合資会社についてそ
れぞれの混合形態を図式化する：

(1) 合名会社の混合形態

— 有限合名会社：商号 GmbH & Co. OHG
企業例：Aldi GmbH & Co. OHG (食品連鎖店)
この混合形態は以下により形成される：

無限責任出資者 + 無限責任出資者 || 合名会社

Komplementäre + Komplementäre || OHG

← 有限化

有限会社 GmbH + 無限責任出資者 || 有限合名会社 GmbH & Co. OHG

ドイツ「最大一〇〇社」中基本形態としての単体の合
名会社OHGは皆無である。しかし「最大一〇〇社」中
有限会社との混合形態として唯一の事例が三〇位のドイ
ツ最大の食品ディスカウント連鎖店の持株会社アルディ
Aldi GmbH & Co. OHGである。これは合名会社の一部

図表3 法形態別会社数
2012年1月1日

法形態	会社数	備考
OHG	26,332	
GmbH	1,071,908	
KG	245,222	大部分はGmbH & Co. KG
KGaA	261	KG合計から分離
AG	16,705	上場会社 1,023社
SE	191	
UG	64,371	企業家会社。本文参照
UG & Co.KG	4,477	2010年 1,200
Limited	12,553	2010年 17,551

Gesellschaftsrecht, 2013, pp.IX-XII. 原資料：Kornblum, *GmbH-Rundschau*, 2012
混合形態 AG & Co.KGなどがどのように算入されているかは不明。

図表4 ドイツ企業の混合法形態

B \ A	OHG	KG	KGaA
GmbH	GmbH & Co.OHG	GmbH & Co. KG	GmbH & Co. KGaA
AG	-	AG & Co. KG	AG & Co. KGaA
SE	-	SE & Co. KG	SE & Co. KGaA
Stiftung	-	Stiftung & Co. KG	Stiftung & Co. KGaA

A：基本形態。

B：混合形態において無限責任出資者が有限責任出資者として利用される場合の法形態。

本文参照。筆者作成。

の出資者が自然人ではなく GmbH すなわち有限責任出資者であることを示す。このように自然人のみならず有限責任出資者として法人も出資者として認められるので合名会社と株式会社などの有限会社との混合形態が生じる。

この点では合資会社は有限会社や株式会社と変わらな
い。このように有限会社が無限責任出資者である場合、
商号は有限合資会社 GmbH & Co. KG となる。これらの
の有限会社に対しては有限会社法が適用される。有限合
資会社の従業員が二、〇〇一人以上の場合には監査役会
の設置が義務付けられ、また一九七六年共同決定法が適
用される。業務執行と会社の代表は無
限責任出資者として
の有限会社がその最高経営責任者を通じて行われる。
Aldi 社は第二次大戦後母親がエッセンで経営してい
た食品店を兄のカール・アルブレヒト (1920-) と弟の
テオ・アルブレヒト (1922-2010) が承継して発展した。
一九六〇年兄弟はドイツを南北の市場に分割し、それぞ
れを Aldi Einkauf GmbH & Co. OHG Nord と Aldi
Einkauf GmbH & Co. OHG Süd の社名により個別の合
名会社のもとで支配する。これらの設立目的は商業登記
簿によれば商品の集中仕入と傘下の法的に独立した事業

会社である小売店への供給、これらの管理と支援である。
同社は回転率の高い商品のみを対象にその品揃え幅と
深さを極力絞り込み、これらを大量に仕入れることによ
り他店の追従を許さない低価格戦略により成功した。社
名の Aldi は兄弟の姓 Albrecht と Diskont により作られ
た。持株会社はこれら二社への商品仕入れと不動産管理
を統合・管理する。二人ともドイツの最も裕福な企業家
として最上位を占める。

(2) 合資会社の混合形態

この混合形態には四種あり、無限責任出資者を有限会
社、株式会社、SE、財団のいずれかにより置き換える
ことにより形成される。

(2-1) 有限合資会社：商号 GmbH & Co. KG

企業例：INA Holding GmbH & Co. KG (ギアリング、
部品) この混合形態は以下により形成される：

無限責任出資者 + 有限責任出資者 = 合資会社

Komplementäre + Kommanditisten = Kommanditgesellschaft' KG

↑ 有限化

有限会社 GmbH + 有限責任出資者 = 有限合資会社 GmbH & Co. KG

有限会社と合資会社の結合したこの型の混合形態は次の(3)株式合資会社の混合形態と共に今日ドイツの中小企業から大企業に至る最も多数の同族企業により採用されている。「最大一〇〇社」中四社上記INA社の他にOtto, Würth, Mieleがこの形態を採用している。コブレントツのビジネス・スクールWHUにおける同族企業研究機関であるINTES—Akademie für Familienunternehmenとの協力により刊行されたドイツの模範的老舗・新興同族企業とされる一一社の名鑑によればその四八社、四三%がGmbH & Co. KGである。この一一社には「最大一〇〇社」のBertelsmann, Boehringer, Henkel, INA, Miele, Oetker, Otto, Voitなどが含まれている。¹⁹⁾無限責任出資者が一人も居ないこの法形態が九〇年代後半から急増したのに対して古典的な無限責任出資者が自然人であるOHGおよび旧来のKG合資会社は少ない。

その最大の理由は無限責任出資者の負うリスクが大きいためである。

この混合形態は一九八〇年のドイツ商法典改正により初めて法律上認められた。²⁰⁾しかしそれ以前に判例により有限合資会社は適法とされていた。資本金会社が合資会社の無限責任出資者となる法形態は一〇〇年以上の歴史を有し、一八六一年のドイツ普通商法典成立以前のゲルマン法の下でも可能とされていた。一九一二年バイエルン最高裁が初めてこれを認める判決を下してから、一九一八年ベルリン、一九二二年のライヒ裁判所の判決により有限合資会社はドイツ全土で認められるようになった。有限責任出資者である有限会社が合資会社の無限責任出資者とする奇妙な矛盾はもちろん多くの批判と議論的になった。これらの紆余曲折を経て一九八〇年七月四日の法改正により歴史上初めて有限合資会社に法の根拠が与えられた。

これについての評価は結論に述べる。

(2-2) 株式・合資会社²¹⁾ : 商号 AG & Co. KG

企業例 : Boehringer Ingelheim Pharma AG & Co. KG

(医薬品)

この混合形態は以下により形成される：

無限責任出資者 十 有限責任出資者 〓 合資会社

Komplementäre 十 Kommanditisten = Kommanditgesellschaft' KG

← 有限化

株式会社AG 十 有限責任出資者 〓 株式・合資会社AG & Co. KG

上述の有限合資会社の一変形であり、有限会社の代わりに株式会社が無限責任出資者となる。その他は上記有限合資会社と同一である。この形態の原型は有限会社が無限責任出資者である有限合資会社GmbH & Co. KGであると思われる。これら二種の形態は資本公司・株式合資会社Kapitalgesellschaft & Co. KGaAと総称される。

(2-3) SE合資会社：商号SE & Co. KG

企業例：WIKASE & Co. KG (圧力・温度の計器製造企業、非「最大100社」)

この混合形態は以下により形成される：

無限責任出資者 十 有限責任出資者 〓 合資会社

Komplementäre 十 Kommanditisten 〓 KG

← 有限化

SE 十 有限責任出資者 〓 SE・合資会社SE & Co. KG

無限責任出資者が欧州公開株式会社SEにより代替されたことにより自然人の無限責任出資者のリスクは消滅する。

(2-4) 財団・合資会社：商号Stiftung & Co. KG

企業例：Lidl Stiftung & Co. KG (小売流通連鎖店)・Freundenberg Stiftung & Co. KG (綜合部品)

この混合形態は以下により形成される：

無限責任出資者 十 有限責任出資者 〓 合資会社

Komplementäre 十 Kommanditisten = Kommanditgesellschaft' KG

← 有限化

財団Stiftung 十 有限責任出資者 〓 財団・合資会社Stiftung & Co. KG

上記と同様に公益財団また私益財団を無限責任出資者

とすることにより自然人の無限責任出資者による弁済リスクが解消される。

二〇〇〇年以降ドイツでは同族企業を中心とする財団の設立が増加しつつある。その目的は以下に要約できよう…

- ① 企業の永続性確保 — 設立者の遺言執行人
 - 後継者問題の解決
 - 同族間対立の排除
 - 同族の利己的目的による企業消滅の防止
 - 敵対的企業買収の阻止
 - 伝統的企業文化の永続化
- ② 持株会社として企業集団の企業統治
- ③ 節税 — 相続税、財産税、所得税
- ④ 創業者・同族の記念碑

その他この法形態を採用している企業の同族最高経営責任者によれば以下の利点があるとされる…²²⁾

- ① 共同決定法の非適用

- ② 共同決定は事業会社に限定
- ③ 同族出資者の限定責任
- ④ 企業の継続性
- ⑤ 同族支配と経営との分離
- ⑥ 最小限の開示義務

(3) 株式合資会社の混合形態

これは株式合資会社の無限責任出資者を有限会社、株式会社、SE、財団の四種の会社により置き換えることにより、全出資者を有限化した法形態である。

(3-1) 有限株式合資会社：商号 GmbH & Co. KGaA
企業例：Merz GmbH & Co. KGaA (中枢神経疾病用医薬品、非「最大一〇〇社」)

この混合形態は以下により形成される…

無限責任出資者 + 有限責任出資者 = 株式合資会社
Komplementäre + Kommanditisten = Kommanditgesellschaft auf Aktien (KGaA)
← 有限化
有限会社 GmbH + 有限責任出資者 = 有限・株式合資会社 GmbH & Co. KGaA

(3-2) 株式・株式合資会社：商号 AG & Co. KGaA
企業例：Henkel AG & Co. KGaA (日用品)

この混合形態は以下により形成される：

無限責任出資者 + 有限責任出資者 = 株式合資会社

Komplementäre + Kommanditisten = Kommanditgesellschaft auf Aktien' KGaA

↑ 有限化

株式会社 AG + 有限責任出資者 = 株式・株式合資会社 AG & Co. KGaA

この形態の採用企業も上記と同じ理由で少ない。上記の有限・株式合資会社における有限会社の代わりに株式会社により無限責任出資者を有限化した形態である。株式・株式合資会社は上記の GmbH & Co. KGaA と共に一九九七年五月二〇日付け連邦通常裁判所により合法とされた、比較的新しい法形態である。

著名な企業として洗剤・練歯磨き・洗髪用品、工業用接着剤などの「最大一〇〇社」の大手企業である Henkel AG & Co. KGaA がある。同族所有比率は五三％であり、ヘンケル家の代表 Hans-Olaf Henkel がドイツ産業連盟 BDI の会長を務めたことがある。同社の日本

ドイツ同族大企業の法形態 (吉森)

で最も著名な商品はスティック糊 Pritt であり、ドイツでは合成洗剤 Persil である。

その他透析機器の大手企業フレゼニウス社の中核企業フレゼニウス・メディカルケア Fresenius Medical Care AG & Co. KGaA、麻酔集中管理装置、集中治療用人工呼吸器など医療機器のドレーガー社 Drägerwerk AG & Co. KGaA がある。三社いずれも日本に進出してゐる。

(3-3) SE・株式合資会社：商号 SE & Co. KGaA

企業例：Bertelsmann SE & Co. KGaA、Fresenius SE & Co. KGaA など

この混合形態は以下により形成される：

無限責任出資者 + 有限責任出資者 = 株式合資会社

Komplementäre + Kommanditisten = Kommanditgesellschaft auf Aktien' KGaA

↑ 有限化

SE + 有限責任出資者 = SE・株式合資会社 SE & Co. KGaA

SE は公開株式会社であるので株式会社と同格である。これら二社の事業会社はそれぞれ公益財団により支配さ

一四七 (四五九)

れているので、財団合資会社の性格をも有する。

(3-4) 財団・株式合資会社：商号 Stiftung & Co.

KGaA

企業例：Fresenius SE & Co. KGaA (Elise Kröner-

Fresenius-Stiftung が二七%所有、筆頭株主)

この混合形態は以下により形成される：

無限責任出資者 + 有限責任出資者 = 株式合資会社

Komplementäre + Kommanditisten = Kommanditgesellschaft auf Aktien、KGaA

↑有限化

財団 Stiftung + 株式合資会社 = 財団・株式合資会社 Stiftung & Co. KGaA

「最大一〇〇社」にはこの法形態の企業は無いが、印刷事業の同族企業 Schenkelberg Stiftung & Co. KGaA などが採用している。この法形態の利点については既述(2-4)財団合資会社を参照。

5. ドイツの会社法形態の進化過程

5-1 自然人の無限責任出資者の「有限責任化」

これまでの論述で明らかのようにドイツにおける会社の法形態の進化は合資会社および株式合資会社における無限責任出資者を資本金会社により「有限責任化」することにより自然人による個人財産を含む弁済責任の軽減化にあった。このことは企業家にとり無限責任の規定がいかに大きな心理的負担であったのかを示している。この結果これら二つの基本形態は実質的に無限責任出資者の存在しない混合形態に変質したと言えよう。

5-2 企業家による法形態の進化

法形態の進化は法学者の議論ではなく、企業家の革新的実践により実現される。既述のように今日ドイツでも多く利用される合資会社の混合形態は有限合資会社 GmbH & Co. KG である。この法形態は合資会社の無限責任出資者を有限会社により置き換え、自然人による個人財産を含む債務弁済負担を解消することを目的とした。この論理的矛盾は当然ながら法学者の間で賛否両論を引

き起こした。高橋によればこの論争は一八五〇年代から
続き一九八〇年七月に「有限合資会社はドイツ法の歴史
上初めて法律上の根拠を持つに至った」²³。すなわち法学
者の論争は一三〇年続いたことになる。

しかし実態は一九一一年ある企業家が有限合資会社を
設立し、登記申請を行ったが地裁はこれを却下した。企
業家はバイエルン最高裁に上告した結果一九二二年認め
られ、有限合資会社の誕生年となった。その後同年二月
から一〇月までにミュンヘンのみで八〇の有限合資会社
が設立された²⁴。その後企業家による登記申請はベルリ
ン、ハンブルクと続き一九二二年ドイツ全土で有限合資
会社が認められた²⁵。このように実態としては有限合資会
社は存在するにもかかわらず法学者間の議論は続いた。
このことは法学者ではなく企業家による革新的行動が法
形態の進化を先導すると言えるのではなからうか。

同様の事実は株式合資会社の無限責任出資者の「有限
責任化」についても生じた。この法形態の利点は同族企
業が証券市場に一部の資本金を公開することにより資金
調達を可能にすることにある。しかしその最大の欠点は
合資会社における自然人である無限責任出資者の無限責

任である。このためこの形態を採用する同族企業は既述
のように Merck、Henkel など長い社歴と知名度そして
潤沢な内部留保を有する優良同族企業に限定されてきた。

しかしこの欠点はハンブルグのコンテナー海運物流企
業 Eurokai 社の企業家クルト・エケルマン Kurt
Eckelmann により是正された。彼は一九六〇年頃から既
述の有限合資会社 GmbH & Co. KG から着想し、自身が
完全所有する有限会社 Kurt F.W.A. Eckelmann GmbH
を設立し、これを株式合資会社の無限責任出資者とする
GmbH & Co. KGaA の法形態を「創設」し経営業務を継
続した²⁶。このような無限責任出資者の「有限化」は法学
者と実務家から激しい批判がなされたが、一九九七年五
月二〇連邦通常裁判所 (Bundesgerichtshof、民事・刑
事に関する最高裁判所) の決定によりこの法形態は認め
られた²⁷。同社は今日に至るまでこの法形態を維持してい
る。

この利点は GmbH & Co. KG におけると同様に自然人
による無限責任出資者の設置が回避可能である利点の他
に、相続税が人的会社に適用される有利な税率が課せら
れる点にあるとされる。

5-3 法形態決定基準としての「私的自由」の原則

それではいかなる根拠によりこのハンブルクの企業家の新形態が正当化されたのか。その法的根拠は「私的自由」[Privatautonomie]による。これは基本法(憲法)二条一項による「人格の自由な発展」に基づく市場経済の原理である契約の自由、所有権の自由、相続の自由である。これに基づき連邦通常裁判所は有限会社が無限責任出資者として株式合資会社を設立することを認め、その場合の商号を GmbH & Co. KGaA とすることを義務付けた。同様に株式会社が無限責任出資者である株式合資会社は AG & Co. KGaA の商号が規定された。連邦通常裁判所はこれらを認める根拠として以下を挙げる…

「株式合資会社の構造、および無限責任出資者の要件を自然人とする過去の立法者が主張する規範のいずれも有限株式合資会社を無効とすることはできない。なぜなら債権者および投資家の保護を目的とする法的強制規定と法的関係の枠内において私的自治(下線筆者による)⁽²⁸⁾による自由な会社形態の構成」が保障されるべきである」

これにより「法的規定にない、会社形態の混合形態および独創的解決方法」を認める決定を下した。

ドイツにおける制度の新設と進化が企業により実現された事実は共同決定と従業員の社会保障制度についても妥当する。共同決定の萌芽は Teutberg²⁹ が指摘するよう一八五〇年にドイツ最初の従業員代表制度がザクセンの印刷工場所有者 Carl Degenkolb により創設された。

従業員の社会保障制度に関しては周知のようにビスマルク首相が一八八三年疾病保険(医療保険)、一八八四年事故保険(労災保険)、一八八九年老齢・廃疾保険(年金保険)を導入した。この制度は鉄鋼企業の所有経営者 Alfred Krupp が一八八五年にビスマルクへ送った同社の健康保険と年金制度に関する規約を参考にして策定された。これに対する同年三月一三日付けのビスマルク自筆の感謝状が同社の公益財団に残されている。この中でビスマルクはこれらの規約を検討中の国家の社会保障制度に利用する許可をアルフレートに求め、他社の規約の提供を依頼した。⁽³⁰⁾

5-4 イギリスとの制度間競争とドイツの対応

法形態の進化の他の一つは外国のそれとの競争である。EUの加盟国であるドイツは商品やサービスなどにおける経済的競争の他に法形態を含む制度的競争にも絶えずさらされている。その一つはイギリスの有限会社 Limited との競争である。他の一つはEUの欧州株式会社 SE である。

ドイツの伝統的な下記の「所在国説」は欧州司法裁判所により欧州共同体条約第四三条、四八条規定の「営業地選択の自由」の原則に抵触するとの判断によりその存続が否定された³¹⁾。この決定はドイツの通常最高裁判所により確定された。

この事態が生じる以前にEU加盟国においては以下の二つの対立する「本社」の概念が存在した。これは加盟国Aの会社の本社が他の加盟国Bに移設された場合、いずれの加盟国の会社法に服するかの判断基準の違いにより生じる。

これをドイツとイギリスの法理論と欧州司法裁判所の判例により説明する…

① 「所在国説」 Sitztheorie, Real Seat Theory

加盟国イギリスにおいて設立・登記された本社が加盟国ドイツにおいて「実態的本社」tatsächlicher Sitzとして経営管理に従事する場合、ドイツが経営管理の意思決定機関の主たる所在地 Ort der Hauptverwaltung である。したがってドイツの法に服せねばならない。

これは他にオーストリア、フランス、ベルギー、ルクセンブルグその他における説であった。

② 「設立国説」 Gründungstheorie, Incorporation Theory

加盟国イギリスにおいて設立登記された本社は加盟国ドイツにおいてそのまま認められる。新たにドイツの法に基づき本社を設立する必要はない。

これはイギリス法の説である。上記欧州司法裁判所の決定に基づきオランダ、デンマークがこの説を採用した。更に重要な判決はこのような本社は実態のない、いわゆる加盟国登記の「外国ペーパー会社」“Scheinauslandsgesellschaft”であつても合法とする判決である³²⁾。

この問題はドイツの労働者と経営者にとっては重要である。なぜなら経営参加制度が制度化されていないイギリスその他の加盟国で設立登記された本社がドイツに移設された場合にこれらはこのドイツの制度を実施する義務がないからである。さらに共同決定を嫌う一部のドイツ企業が本社をイギリスに登記し、その本社をドイツへ移設し、共同決定を回避する事例が増加しつつあるからである。

ドイツには従業員の経営参加制度として以下の二つがある：

① 事業所協議会 Betriebsrat

従業員五人以上を雇用するすべての企業の事業所（工場、事務所、支店など）に適用され、従業員は以下の権利を有する：

- 情報共有権
- 協議権
- 拒否権
- 共同決定権

② 共同決定制度 Unternehmerische Mitbestimmung

ドイツの共同決定制度は本社の監査役会における従業員・労組代表の議決権が資本側代表のそれとの関係において次の三種があり、その適用対象企業が規定する：

- 完全同権性 Parität — 対象：従業員一、〇〇一人以上の鉄鋼・石炭産業の AG、GmbH。監査役会における両代表数と議決権が完全に同数、同格である。
- 1/3 同権性 Drittelparität — 対象：従業員五〇人〜二、〇〇〇人の AG、KGaA、GmbH。監査役会における従業員・労組代表と議決権は資本側代表の三分の一である。
- 非同権性 Unterparität — 対象：従業員一、〇〇一人以上の AG、KGaA、GmbH、KG。⁽³³⁾
監査役会における両代表者数は同一であるが資本側代表の議決権は従業員・労組代表より一議決権多い。第一回の採決で賛否同数のため決定できない場合は第二回の採決で資本側代表の監査役会会長が二票の議決権を行使できるからである。

この制度のない加盟国はもちろん、一部のドイツの経営者にとつても共同決定制度は費用がかかり、意思決定に時間がかかるとして敬遠することは事実である。³⁴このような企業経営者が共同決定制度の存在しないイギリスに会社を登記し、これを無限責任出資者としてドイツで合資会社を移設することが生じつつある。

具体的にはドイツの企業がイギリス法により Private Limited Company — Limited (ドイツの有限会社 GmbH に相当) または Public Limited Company — Plc (ドイツの株式会社 AG に相当) を有限責任出資者とする合資会社をイギリスで設立登記し、これをドイツに移籍する事例が生じている。その例としてドイツ資本の旅客航空会社はロンドンで Air Berlin Plc & Co. KG を設立登記し、これをドイツへ移設することにより共同決定制度の適用を免れている。同様にドイツ資本のドラッグストア連鎖店事業の Müller Ltd. & Co. KG もロンドン設立・登記の本社をドイツへ移設してドイツの共同決定制度の適用から除外されている。

これらはいずれも中小、中堅の新興企業であり、大企業ではない。

ドイツ同族大企業の法形態 (吉森)

共同決定制度の擁護、普及、研究にあたるドイツのハンス・ベックラー財団はこのようなドイツにおける外国法形態の増加を「共同決定法の回避戦略」と見なし、その「空洞化」に警戒を強めている。³⁵

5-5 ドイツの対応—有限会社法の改正

イギリスの Limited の利点は

① 簡単な設立—書類のみで公証人の証明不要
② 最低資本金、最低払込の必要なし
であり、その欠点は

① ドイツ語と英語による財務諸表の作成
② ドイツおよびイギリスの商業登記簿への開示義務
③ 社内における訴訟の管轄権限はイギリス法廷のみとされる。³⁶

(1) 有限会社法の改正

前項の状況に対応するために有限会社法は根本的に改変され、「有限会社法現代化—濫用防止法」³⁷を制定し、既述の「企業家会社」(以下 UG) を中心とする新形態の創設により Limited へ対する対抗策を決定、施行した。

その特質は以下にある⁽³⁸⁾。

- ① 従来の有限会社の最低資本金は二五、〇〇〇ユーロであるが、Mini-GmbHとしてUGを創設によりユーロの資本金による設立を可能にした。
- ② 利益の二五％は二五、〇〇〇ユーロに達するまで資本準備金に積み立てられる。期間的制約はない。
- ③ 資本準備金が二五、〇〇〇ユーロに達した時点で企業家は企業家会社として存続するか、通常の有限会社へ移行するかを決定できる。
- ④ 一人有限会社の設立と登記の迅速化⁽³⁹⁾。

ドイツの有限会社法改革はこの Limited の規定を意識して制定、実施された結果、Limited の利点はほぼ消滅したとされる⁽⁴⁰⁾。改革の本質は企業設立後の最も困難で失敗の確率の高い創業期における損失をできるだけ低く抑えることにより企業家のリスクを軽減することにある。これによりUGは haftungsbeschränkt (損失責任軽減) と併記されることが多い。

図表3に示したようにドイツにおける Limited の会社

数は二〇一〇年の一七、五五一社から二〇一二年には一二、五五三社まで減少した。

(2) 欧州株式会社SE

SEを選択した多くのドイツ企業の真の動機は共同決定法の回避であるとされる。既述のようにSEの特質には共同決定の任意制導入と単層型・二層型取締役会の選択制による導入が規定されている。この任意性と選択制が共同決定法を嫌うドイツの一部の企業の魅力であることは間違いない⁽⁴¹⁾。しかしこれらの企業は中小新興企業であり、伝統と名声を有する大企業ではない。共同決定法は単に経営者、従業員、労働組合のみならず、広く国民により支持されている制度である。それは労使間の対立の緩和、労働争議の少ない事による企業の国際競争力の強化、従業員の高度の労働条件と生活水準に寄与してきた。SEに法形態を変更した大企業のほとんどは従来の共同決定制度をそのまま維持した。Allianz、BASF、Fresenius は改組以前の二〇人による監査役会における共同決定を維持している⁽⁴²⁾。改組以前の従業員、労働組合の代表者数が減少する場合は従業員の賛成票決が必要と

される。このような制限を無視してまで共同決定制度を改変する試みは労使紛争、会社のイメージの低下などを引き起こすことになるので自殺行為に等しい。したがって共同決定制度の空洞化は生じないであろう。

したがってSEによる共同決定制度の回避行動は新設の企業に限定されよう。

結論

一九世紀以降最近八〇年度に至るまでドイツの法形態の最大の問題の一つは合資会社における無限責任出資者のリスク軽減を巡る歴史であった。

この事実はいかに評価すべきか。

これをドイツ企業家のリスク回避的行動と解釈し、これが多くの複雑な混合形態を生み出したと評価すればこの「有限責任化」は進化ではなく退化と言えよう。しかしドイツの企業家はこの過酷なリスクから開放されることにより、より大きなリスクをとり、企業家精神を発揮し得たのではなからうか。二一〇一二年において二四五、〇〇〇の合資会社のほとんどが有限合資会社である事実、また有限会社の現代化形態である「企業家会

社」UG—Unternehmergesellschaftを規定する有限会社改定法は二〇〇八年施行されて以来二〇一〇年の採用企業一、二〇〇社が二〇一二年一月一日には四、四七七社へ増加した事実は企業家のリスク負担の軽減はより多くの企業家を生み出したと考えられよう(図表3)。また法と商号はこのことを明確にしているので、債権者および他の利害関係者の利害は保護される。

たしかにドイツの資本金会社を無限責任出資者とする多種の混合形態は論理的矛盾ではあるが、現実的、実践的性格と規定できよう。無限責任出資者として事業に失敗した場合には家屋敷までも債務弁済に当てる義務を負い、妻子を路頭に晒すリスクの軽減を求める企業家を誰が責めることができるのか。このような敗者が再起する可能性は小さい。混合形態の意義は敗者復活にある。

尊敬されるドイツの同族大企業の多くは株主至上主義とは一線を画し、長期的成長と繁栄そして公益への貢献を目的とする創業者の経営理念の実現に誇りと名誉をかけて勤しんできた。本稿中の多くの同族企業は公益財団を設立し、公益に資すると同時に後継者問題の解決などにも利用している。このような人間の顔を有する企業も

一つの選択肢ではなからうか。

引用文献

辞典

- Corsten, Hans und Ralf Gössinger. *Lexikon der Betriebswirtschaftslehre*, 5. Auflage, Oldenbourg, 2008
 - Creifelds, Carl et al. *Rechtswörterbuch*, 19. Auflage, Beck, 2007
 - *Gesellschaftsrecht*, 13. Auflage, Beck-dtv, 2013
 - Köbler, Gerhard. *Juristisches Wörterbuch*, 14. Auflage. Vahlen, 2007
 - 田沢五郎「独日英ビジネス経済法制用語辞典」郁文堂 一九九九
- 文献
- Bayer, Walter & Jessica Schmidt. Grenzüberschreitende Sitzverlegung und grenzüberschreitende Restrukturierungen nach MoMiG, Cartesio und Trabrennbahn, *Zeitschrift für das gesamt Handelsrecht und Wirtschaftsrecht*, 2009, pp.735-774
 - Berle, Adolf and Gardiner Means. *The Modern Corporation and Private Property*, Transaction Publishers, 1991
 - Eidenmüller, Horst, Andreas Engert, Lars Hornuf, Die Societas Europaea: Empirische Bestandaufnahme und Entwicklungslinien einer neuen Rechtsform, *Die Aktiengesellschaft*, Heft 20, 2008, pp.721-730
 - Graf, Helmut Andreas. *Die Kapitalgesellschaft & Co.KG auf Aktien*, C.F.Müller Juristischer Verlag, 1993
 - Grütter, Theodor (Hrsg.). *200 Jahre Krupp-Ein Mythos Wird Besichtigt*, Klartext, 2012
 - Hennerkes, Brun-Hagen. *Die Familie und ihr Unternehmen*, Campus, 2005
 - Langenscheidt, Florian. *Deutsche Standards-Aus bester Familie*, 2008
 - Liedtke, Rüdiger. *Wem gehört die Republik?* 2007, Eichhorn, 2006
 - Moeller, Gert. Was Bringt Eine Holding-Struktur? *Zeitschrift Für Betriebswirtschaft*, Ergänzungsheft 1/1994, pp.41-50
 - Monopolkommission, *Hauptgutachten 2006/2007*, Nomos, 2008
 - Monopolkommission, *Hauptgutachten 2008/2009*, Nomos, 2010
 - Münster, Thomas. *Die optimal Rechtsform*, Redline Wirtschaft, 2006
 - Sick, Sebastian & Lasse Pütz. Der deutschen

- Unternehmensmitbestimmung entzogen: Die Zahl der Unternehmen mit ausländischer Rechtsform wächst. *WSI Mitteilungen*, 1/2011, pp.34-39
- Simon, F.B., R. Wimmer, T. Groth. *Mehr-Generationen-Familienunternehmen*, Carl-Auer, 2005
 - Stehle, Heinz, Anselm Stehle & Norbert Leuz. *Die rechtlichen und steuerlichen Wesensmerkmale der verschiedenen Gesellschaftsformen : Vergleichende Tabellen*, 20. überarb. Aufl. 2010
 - Teuteberg, Hans Jürgen. *Geschichte der Industriellen Mitbestimmung in Deutschland*, J.C.B. Mohr, 1961
 - Wöhe, Günther & Ulrich Döring. *Einführung in die Allgemeine Betriebswirtschaftslehre*, 24. überarb. u. aktualist. Aufl., 2010
- 一般雑誌・新聞
- Erbenstreit im Dax-Konzern, *Handelsblatt* vom 6 April, 2008
 - Schlammschlacht ums Erbe, *Der Spiegel* Nr.21, 2008
 - Fresenius: Neuer Höhepunkt im Streit ums Erbe, *Wirtschaftswoche* vom 2. Mai 2009
 - Tod und Teufel, *manager magazin* vom 20. Feb. 2009
 - Mixing Business with Family, *The Wall Street Journal*, Nov.9, 2009
- Streit um Fresenius-Stiftung eskaliert, *Handelsblatt* vom 26. März, 2010
 - Fresenius: Der skurrilste Machtpoker Deutschlands, *Handelsblatt* vom 8. Mai 2010
 - Der Trick in der Umwandlung, *Handelsblatt* vom 31. März, 2010
 - 浅木慎一「日本会社法成立史」信山社二〇〇三
 - 荒木和夫「ドイツ有限会社法解説」商事法務第二版二〇〇七
 - 池田良一「EU会社法領域における営業地選択の自由の原則と実質的管理機能所在地論」*国際商事法務* Vol.34, No.2 2006
 - 小松 章「企業形態論」*新世社*：第三版二〇〇六
 - 関 孝哉「欧州会社法と主要欧州企業の対応」*商事法務*二〇〇八年四月五日号
 - 高橋英治「ドイツと日本における株式会社法の改革」*商事法務*二〇〇七
 - 村上淳一「ドイツ市民法史」一九八五、二〇〇一
 - 村上淳一・守屋健一・ハンス・ペーター・マルチュケ「ドイツ法入門」改定第八版有斐閣、二〇一三
- (1) 高橋、pp.339-361
 - (2) Berle and Means, p.66
 - (3) - Hauptgutachten Bd.19, 2012° www.dip21.bundestag.

- de/dip21/btd/17/103/1710365.pdf. は直訳すれば「審査本文」であろうが内容から判断すれば日本の中央官庁による「白書」に近く、ここでは「独占委員会報告書」と意訳する。ボン所在の独占委員会の第一の目的はドイツ大企業を中心とする集中度とその経済的・競争政策の視点からの現状把握と判断であり、短期的将来におけるその推移の予測、および企業の合併・提携に関わるカルテル庁によるカルテル法の実効性と審判の評価である。第二の役割は競争制限行為に関する関連法規の改正の勧告であり、このため報告書は連邦政府へ提出され、関連立法機関が改正議案を作成し、連邦議会において審議される。
- (4) Monopolkommission, 2008, pp.133-137 'Wertschöpfung in Deutschland' Corsten & Gössinger. p.902
- (5) Gabler Wirtschaftslexikon, pp.2119-2120
- (6) "Einzelpersonen, Familien und Familienstiftungen"
- (7) www.volkswagen.com/content/vwcorp/content/de/investor.....
- (8) www.siemens.com/investor/de/siemens-aktie/aktionerstruktur.htm
- (9) Siemens ohne Siemens, *Süddeutsche Zeitung*, 17. Mai 2010. www.sueddeutsche.de.....
- (10) <http://www.bosch.co.jp/jp/world/>
- (11) manager magazine, Mai 2012, pp.28-32
- (12) 以下は村上他二〇一二年による。
- (13) Gesellschaftsrecht, p.XI
- (14) この項は荒木 2007, pp.10-11 に負うところが大きい。
- (15) 浅木 p.33
- (16) 小松 p.23
- (17) Hennerkes, pp.78-80
- (18) ラテン語発音表記は古典式、ドイツ語では europäische Gesellschaft' フランス語 Société européenne など加盟国の言葉で表記されるのが一般的である。
- (19) Langenscheidt, pp.426-427
- (20) 以下高橋 2007, pp.339-361による。
- (21) この和訳はまだ存在しないようである。そもそもこれらの特殊な法形態を取り上げた日本語の論文、著者が調べた範囲では発見できなかった。
- (22) Moeller. pp.41-50
- (23) 高橋' p.349
- (24) 高橋' p.345
- (25) 高橋' p.347
- (26) Hennerkes, p.79; Erklärung zur Unternehmensführung, www.eurokai.de/ps/tools/download...
- (27) Bundesgerichtshof, Mitteilung der Pressestelle Nr.33/1997, www.jura.uni-sb.de
- (28) 「私的自由」については村上他 2012, pp.124,146-147' 及び村上 1985, pp.24-25 に詳しい。
- (29) Teuteberg, pp.212-213

- (30) Grütter, p.320
- (31) 一九九九年 Centros¹ 二〇〇〇一年 Überseering² 二〇〇五年 Inspire Art³の他の結審。Bayer & Schmidt, 2009; Sick & Pütz, 2011; 池田⁴ 二〇〇〇六を参照。
- (32) Inspire Artに関する判決。Bayer & Schmidt, 2009 p.738
- (33) 無限責任出資者が資本金会社である場合。
- (34) 経営者側の調査機関 Institut der Deutschen Wirtschaft⁵ によつて二〇〇四年二二八社についての調査によれば事業所協議会の費用は従業員一人あたり年六五〇ユーロを發表してゐる。www.iwkoeln.de/de/infodienste/iwd/archiv/beitrag/69043
- (35) Pütz & Sick, 2011
- (36) Stehle, Stehle & Leuz, p.85
- (37) Gesetz zur Modernisierung des GmbH-Rechts und zur Bekämpfung von Missbräuchen-MoMiG
- (38) Stehle, Stehle & Leuz, pp.82-83
- (39) Stehle, Stehle & Leuz, p.85
- (40) Gesellschaftsrecht, pp.X-XI
- (41) Gesellschaftsrecht, pp.XI
- (42) 関⁶ 二〇〇八

本稿は平成二二年度科学研究費補助金（基盤研究（C））課題番号 17530296 「独仏同族大企業の企業統治」による研究成果の一部である。

高田宏史著 『世俗と宗教のあいだ

チャールズ・テイラーの政治理論』

風行社二〇一一年十一月 321p, + xi

藤原 孝

一、はじめに

昨今チャールズ・テイラーに関する論考は世界を股にかけて多くみられる。これまでの論考の多くはテイラー思想の側面であるコミュニタリアニズムか、多文化主義かという文脈での研究が殆どであったように見受けられる。しかし本著では、そうしたテイラーの側面的な研究ではなく、彼自身の思想の全体像を俯瞰しようとした野

心的な著書である。それはのちに述べる二〇〇七年テイラーの著作“*A Secular Age*”にみられる「宗教的転回」を基軸とするものである。

更に政治と宗教の関係が今日ほど深刻に語られる時代は、少なくとも政教分離を基本としてきた現代デモクラシー論の中では稀であった。二〇〇一年九・一一がそうであり、昨今のイスラム原理主義やキリスト教原理主義の台頭は、政治学には避けて通れない喫緊の研究課題で

もある(フランスのライシテも間違いなくその一つであろう)。こうした時代状況に著者はテイラー思想の全体像の中から当該問題に接近しようとする野心的な著であり、管見の限りでは日本におけるテイラー研究書として、初めての纏まった書でもある。

本著の構成は、まず序論でテイラーに関する先行研究が簡潔に紹介され、テイラー研究の課題・本書の目的と意義、本書の構成が述べられる。それによると、テイラー研究の一つのターニングポイントは『世俗の時代(“A Secular Age”)』二〇〇七年にあるとする。本書を参照したものと、それ以前の論考の違いをテイラーの「カソリズム」観にあるとする。著者は「なぜテイラーがカソリズムを自らの政治理論の中に明示的に導入しなければならなかったのか」、「テイラーのカソリズムがどのような内容を有しているか」、「テイラーのカソリズムと政治理論、とりわけ多元主義との関係はいかなるものであるのか」、「彼の『カソリック的』多元主義は、現代の政治理論においていかなる意義を有するののか」と問題を提起し、前二者を第一部で、第二部で後者の二つの課題をサンデル・アサド・コノリーらの思想と

相対化させながら考察する。以下本著を概観しながら、いささかの論評を試みる。

一、「世俗主義の再検討へ」

「哲学的人間学による多元性の擁護——言語・自己・自由——」を考察する第一章では「『ヘーゲル』から『世俗の時代』に至るテイラーの思想的展開を彼の問題関心の推移という観点から内在的に分析し、彼の到達した思想的境位を分節化することを目的」(一九頁)とされる。そのためテイラーはヘーゲルから何を継承し、何を批判しているのかがテイラーのさまざまな論考を読み取りながら詳細に論じられている。テイラーがヘーゲルから継承した課題は「全体性(wholeness)と個別性(individuality)」の和解であり、「人間の多様性を擁護することと、その多様性を和解させること」(二二頁)がテイラーの課題となる。それは「個と全体性の関係の再規定こそが、テイラーの考えるヘーゲルの哲学的課題」であり、「全体性は無条件に回収されることのない自律の観念を存在論的に基礎づけなければならない」と理解される。こうした理解の中での哲学的解決として、

「ヘーゲルのロマン主義批判に由来するもの（表出主義の無媒介性批判）」と、「個と全体との媒介を『理性』すなわち『透明な言語』にみる」存在論的な主張であるとする。しかしこうしたヘーゲルの存在論的テーゼ（＝宇宙は、精神 (Spilt) によって定立された）に対してテイラーはこれを時代遅れと批判する。そして著者は『ヘーゲルと近代社会』（一九七九年）を紐解きながら、「ヘーゲルによる絶対的自由への批判をテイラーがどのように継承しているのか」（二九頁）を検討する。結果、「絶対的自由は空虚であり、自由に内実を与えるためには自由を状況の中に再び組み込まねばならない。これがヘーゲルの絶対的自由批判を引き継いだテイラーの道筋である」ことを見出す。そこから著者は「『状況づけられた主体』という概念を分節化すること」、「自由を状況のなかに組み込むという政治理論的課題」を提起し、「テイラーの政治理論的な関心である自由論と、哲学的な関心である言語論と自己論とが密接に関連していることを示唆している」（二六頁）とする。そこでテイラーの言語論・自己論がどのように展開しているのかを、「一、言語と意味をめぐる問い」「二、『自己解釈する動

物』としての人間」「三、『自己の源泉』における言語論と自己論の統合」と題して詳論する。

『世俗の時代』が出版されるまで、テイラーの作品の中で最も注目を浴びた作品の一つ『自己の源泉』（“Sources of the Self, The making of the Modern Identity” 1989）』（邦訳 下川他訳『自我の源泉』名古屋大学出版部 二〇一〇年）の目的を「より具体的に規定するならば、それは自由や連帯や正義を『善』とする道徳源泉を探求することであるといえるだろう。そして、諸々の生の善の対立は、構成的善（すなわち道徳源泉の分節化による対立の和解と善のエンパワーがテイラーの目的になったのである）」（四八頁）とし、テイラーの多元主義擁護の解説を行う。

『承認の政治』と超越性——『地平融合』とアガペー——と題された第二章では一九九四年論文「承認の政治」および九〇年代後半のカソリック論の検討を通して、多元性の抗争を克服するための方途として、テイラーが「ユダヤ・キリスト教的伝統」をどのように利用しようとしているのかを明らかにする。

そもそも「承認」が、人間の生の問題Ⅱアイデンティ

テイの問題にきわめて密接に関連しているが故に「承認の政治」が現代の緊急性を帯びた政治的イシューとして認知されるとテイラーは考える。これの理由としてテイラーは前近代社会における「名誉の基礎であった社会的階層秩序の崩壊」(六四頁)を指摘する。名誉は本質的に優越性の問題であり、必然的に不平等社会をもたらせる。これに代わって近代において成長した観念は、平等主義的であり普遍主義的であり、万人が与えるものである「尊厳 (dignity)」の観念である。現代の民主主義社会においては「平等な尊厳の承認」が不可欠であるとされる。

さらに承認とアイデンティティの結びつきを強固にした変化は、道德源泉としての「本来性 (authenticity)」概念の登場であり、その内面化¹¹「内なる自然の声」である。著者は「本来性概念をいかにして独白的でも本質主義的でもないものとして説明するのか、あるいは説明しうるのか」(六八頁)という課題が重要であること¹²を指摘する。しかしこの承認もまた集団化されれば個の圧殺につながる危険が内在しているとするアッピアの一九九四年論文を詳細に論じながら、アッピアの誤解を指摘する。そこでテイラーはガダマーの「地平融合」概

念を、理念として高め、地平融合を基にした承認こそが「差異を架橋」する方法であると提示する。さらにテイラーは、カソリック的有神論、とりわけ「超越性」の観念を分析する。著者はヘルダーの有神論に関する考察を踏まえ、内在性、個の多様化と全体性の一元性、思惟の優越性という観点から、テイラーの「超越性」を分析する。その中で排他的人間性主義は「差異をうまく扱うことができない」¹³のであり、「超越性」を認識する立場は、「徹底的な自己の脱中心化」への傾向を有することとなる点を指摘する。そこで著者は、テイラーが『カソリック』の中で提示されている「無条件な愛¹⁴アガペー」が差異を架橋する重要な概念であることに着目し、「承認の政治における有神論の意義」¹⁵について考察を深める。ここではアガペーにより地平融合へと、すなわち自己の絶えざる変容へと自らを開くことができることを指摘し、地平融合へと向かう動機を神ないし「超越性」¹⁶に結び付けることにより、ひとは積極的に他者とかかわるべき倫理的根柢を手に入れることができるとテイラーの議論を分析する。結果「不承認やゆがめられた承認が、抑圧の一形態となっている問題が、今日ますます喫緊性を帯び

ている」(九四頁) がゆえに、テイラーは有神論にアレルギーを示す人々などをも巻き込んで地平融合を通した承認の必要を論じることを強いられたと考える。その鍵概念こそ神のイメージのもとにおける無条件的な愛アガペーであるとして、カソリシズムの意義を提出するのである。

第三章の「カソリシズム・多元主義・世俗化——『世俗の時代』における世俗性の系譜学」は、第一部のクワイマックスとして位置づけられる章である。これまで著者はテイラーのさまざまな文献を渉猟しながら、「現代の政治理論が暗黙の地平としている排他的人間主義がその基礎として不十分であることを指摘し、有神論的なアガペーのネットワークがその基礎となりうる可能性を提示してきた」(二〇三頁)。それはとりもなおさず現代社会における宗教—社会関係、宗教—政治関係の問い直しであり、テイラーにおけるカソリシズムの再検討でもあった(これをアビーは「宗教的転回」と呼んだのだが)。当該問題の本質には、「テイラーのカソリシズムと多元主義との関係をめぐる議論において、最大の論点となつているのは、テイラーにおける無神論への敵意は

(未だに) 存在しているのかどうか」(一一一頁) という点にあり、これをめぐってフレイザーとアビーの論争を的確に整理する。このような問題意識を共有しながら、二〇〇七年の『世俗の時代』の検討に移る。

『世俗の時代』が目指した到達点は、「西洋近代における『世俗化』と呼ばれるプロセスを解明すること、そして『世俗性』なるものによって規定されている現代社会がいかなる相貌を有しているのかを明示すること」(一一二頁) として同書を概観する。テイラーは西暦一五〇〇年と二〇〇〇年を比較しながら、この五〇〇年の間に信仰の条件はすっかり変容を見せたとし、それが政治の世俗化であり、その大きなターニングポイントがプロテスタントイイズムの宗教改革にあると云う。この宗教改革とルネサンス期のシヴィリティ概念の発達が、脱呪術化、社会改革、信仰の個人化をもたらせ、社会的実存についての西欧人の自己理解を大きく変容させた(Ⅱ大いなる脱理め込み)。さらにグローチウスやロックラの自然法論が市場経済、公共圏、人民主権などの近代社会の想像力として認知されるようになるのと同時に、これまでの道德源泉は超越的存在(神)から人間の自然

本性に位置づけられるようになった。そこから道德性の主たる源泉として、道具的理性・普遍的意志・普遍的共感を指摘し、普遍的な博愛が可能となるのである。テイラーはこうして一八世紀にはじまった近代的道德的秩序への批判は、排他的人間主義以外の不信仰のあり方を拡張し、世界が想像されるその仕方が、意味にあふれる「コスモス」からポスト・ガリレオ的「宇宙」へと変化させたと考えるのである。それに伴って自然は単に機械的な因果関係の支配する宇宙と考えられていただけではなく、新しい道德性の場にもなったとして、バークやカントによって主張された「崇高」の概念にみる。「すなわち、自然の巨大さ、非人間性を強調する『崇高』概念は、人間中心主義的世界観への端的な異議申し立てなのである」(一一三頁)。

こうした考察を踏まえ、テイラーの関心は現代西欧社会における認識の枠組みに向かい、これを「内在的枠組み」と名づける。問題はこの「内在的枠組み」が外部に向かつて開かれていくかどうかであり、テイラーはこれが閉鎖的あるいは水平的であることを拒絶し、むしろ「垂直的」・「超越的」なものの場所は存在するとする。

そこに宗教的な信仰があることは言うまでもない。かつての『自己の源泉』や『本来性の時代』から『世俗の時代』への変化は、テイラー自らのカソリックの多元主義を、より矛盾の少ないものに、あるいはより柔軟かつ開かれたものに変容させるよう試みていることであることを著者は論証する。そして『世俗の時代』は、新ニーチェ主義の議論に形而上学的な立場として積極的な位置づけを与えたのであり、とりわけフーコーの議論を積極的に採取することによって、フレイザーのいう「無神論への敵意」は大幅に縮減された結論づける。

三、「世俗主義と政治理論」

第四章の「世俗主義と多元主義——マイケル・サンデルとテイラー」では、テイラーの『世俗の時代』における到達点として、著者は、一、一九八〇年代以後の公共的な宗教(「公共宗教」「市民宗教」)の復興、二、「世俗化」のパラダイムへの根本的な問い直し(フランス・ラインテ問題)、三、これまでキリスト教的バイアスのかかった非キリスト教的信仰体系の考察をあげる。これら問題が、ロールズ以降のリベリズムが依拠してきた

世俗主義への再検討を迫るものだと、まずはサンデルとの相対化から着手する。

これまでサンデルとテイラーの思想的共通性が指摘されるが多かったのだが、果たしてそうなのか、むしろ「彼らの思想は表面的な類似性にもかかわらず、重大な相違を孕んでいるのではないか」（一五〇頁）との問題設定が本章の中心的課題となる。

まずは公共的なものをめぐる両者の構想の比較から始める。サンデルは『デモクラシーの不満』（一九九六年）において、手続き的共和制を目指すリベラリズムの公共哲学ではなく、市民的特性を涵養する共和主義的な公共哲学を擁護する。リベラリズムの特徴は、その諸価値に対する、あるいは諸々の善き生き方の構想に対する「中立性」の立場をとるのに対して、サンデルの立場は自己支配の共有、すなわち政治への参加を通じて、市民たちが自らを支配にふさわしい市民として陶冶することを目指す共和主義の側である。サンデルの『公共哲学』（二〇〇五年）での「敵」はグローバル化し、巨大化した経済の力であり、これが黄道帯の紐帯を破壊し、市民からその自治のための道徳的能力を奪い取ってしまった

と考える。従ってサンデルは政治制度による経済権力の抑制を現代政治の重要課題と設定し、その解は「主権性を拡散する」ことと「教育による市民的特性の涵養」にあるとする。これに対して著者は「彼（サンデル）が主張する市民的特性の涵養という課題は、一元的な価値観を公共的な領域の内部に持ち込み、生の多元性を破壊してしまうのではないだろうか」（一五五頁）と問題を提起する。こうしたサンデルの立場と異にするいま一人のコミュニタリアンであるテイラーの構想を相対化させる。テイラーの公共的なものに関する議論は、政治的領域に限定されず、公共圏の理念を、中央集権的デモクラシーの内部の政治的断片化に抵抗するものとしてとらえ、政治的権力や諸々の政治制度の脱中心化だけでなく、公共圏の脱中心化が必要だと説く。テイラーの考える公共圏とは、共同体の外延としてのローカルな公共圏、それに土地や共同体に根拠を持たないアソシエーション的な（*de facto*）政党や社会運動）公共圏であり、これらが入れ子状に重なってナショナルな公共圏の内部に属していると考える。

両者の共通点は、「公共的なものと私的なものをはっ

きりと分離し、宗教的な信念や個人的信条を公共的なものの領域から排除可能であると考える議論に対して真つ向から反対する」(一六〇頁) 点である。それゆえ、公共的領域において絶対的な中立性を標榜することは、その

看板を掲げるもの自身の信念やイデオロギーを隠蔽することに他ならない。さらに差異とは両者の政治の関わるべき範囲にかかわる問題として、サンデルの「被贈与性の倫理」とテイラーの「排他的人間主義批判」の検討に移る。サンデルは「与えられたあらゆるもの」と「贈りもの」を等号で結ぶことを拒否し、「贈りもの」である「生」に意図的に介入する行為(☞遺伝子工学に基づくデザイナー・ベビー)は傲慢であるとし、生に敵対的である「病」を「平癒」させることは高貴なる実践であるとする。そしてこれら善悪を判定する基準こそ、喜ばしき贈りものである「生」そのものであると結論づける。さらにテイラーは超越的なものの領分をその内部から放逐してしまう排他的人間主義に対して、超越性の優先を説く。彼は近代の人間主義の一部の成果を積極的に認めつつ、カソリック的な超越性Ⅱアガペーを優先させることによつて、敵になるかもしれない他者との連帯

を考え、生の多様性は無条件に擁護されるべきと説く。従つてテイラーは宗教はデモクラシーの基盤である政治的アイデンティティの中にその位置を占めることができると考える。

さらに第五章では、「世俗主義と暴力——タラル・アサドとテイラー——」と題して、世俗主義的なりべリズムが完全な中立や寛容を主張しえないのであれば(ムスリム移民⁵⁵、世俗社会の原則)、はたしてその限界はどこに存在するのかとして、テイラーとアサドの世俗主義の限界に見出した暴力性とは何かの考察に及ぶ。テイラーは共同体の維持という目的のために、犠牲者と位置付けられたある特定のカテゴリー(スケープゴート)に対して向けられた暴力を「宗教的なカテゴリーに向かう暴力」と呼ぶ。これを外部に反転させたものが「聖戦」である。聖戦を可能にしたのは唯一神教Ⅱキリスト教の誕生以来である。そしてそれが道徳的コードに転換され、悪事を働くものたちをわれわれが罰することは、法的にだけでなく形而上学的にも正統化されると考えられるようになった。しかもテイラーは「近代の道徳的秩序が対立を道徳化することによってそれを強化している」(一九七頁)

として、近代の普遍的道徳理解においては犠牲のシナリオに公認を与え「カテゴリーに向かう暴力」（ナチズムやボルシェビキ）を生み出した。「他者」を「治療」せんとする善意にあふれる試みが、アイデンティティによって促された排除のメカニズムと結びついて、現代世界の政治の中に「人道的介入」として再帰しているとす。

他方アサドは、現代の宗教復興の状況に言及し、「宗教から世俗へという単純な進歩の物語はもはや受け入れられない」という共通認識が研究者やジャーナリストたちに共有されていると指摘し、政治的教義としての世俗主義もまたその普遍性を問われなければならないと考える。問題なのは世俗的／宗教的というカテゴリーの配分（これ自体に暴力性が含まれている）であり、それは法の管理者である国家であるとして、「政治的教理としての世俗主義」概念に先行する「世俗」の探求へと向かう。アサドはM・ウォルツァーの合法的な戦争と不法なテロリズムの法的地位を峻別する「正戦論」が、リベラルデモクラシー社会のあちこちで、道徳的優位性とされていることを道徳的進歩の物語＝二重基準として批判する。この「二重基準の背後には、世俗主義特有の『人間』観

——合理的で自律的個人としての近代的主体——が存在しており、その道徳的優越性への確信が存在している」（二〇九頁）として、リベラルな世俗主義の道徳的優位性という確信を批判する。そこで問題になるのは「世俗主義の暴力はどうすれば克服可能か」という問いであり、これに対するテイラーの提案は「赦し（forgiveness）」——イエスの受難の物語——による暴力の克服である。これに対してアサドは「受難の物語の再演こそがリベラルな世俗主義における『優しさ』と『残酷さ』との矛盾した共存の源泉である」として、テイラーとの違いを明らかにする。そして著者は、こうしたテイラーの議論にも限界はあるものの、リベラルな世俗主義にたいする根源的な疑義を呈していることを評価するのである。

さらに第六章の「世俗主義とデモクラシー——ウイリアム・コノリーとテイラー——」において著者は、コノリーとテイラーは、リベラルな世俗主義が多元主義的デモクラシーの理論としては不十分であり、より差異に開かれたかたちで再編される必要があるとして、世俗主義の再検討を提案する。たとえばハーバーマスは宗教が公的領域で果たしうる役割を肯定的に評価はするが、デ

モクラシーはその正統性や社会統合の基盤を自己還帰的(制度・コード・規範)に備給しようと想定する。しかしコノリーやテイラーたちは、こうしたハーバーマスの想定には、形而上学的なものを政治から排除しようとする志向性が含まれているのではないか、つまりデモクラシーははたしてそれ自身の原理のみで、多様な正のあり方を許容しかつ安定的なものでありうるのかと問いかける。

著者によればリベラルな世俗主義者たちは、宗教的あるいは形而上学的多様性をより大きな世俗的秩序の内部に適応させようとするのに対して、テイラーはこれを「現代の道徳的領野の限定された読解」と批判し、コノリーは「信仰は本質的にドグマ的であるという操作的パラドクスに絡めとられている」と指摘する。その一例としてコノリーはカントに対して、カントの道徳的哲学が「純粋性」を志向しているがゆえに、差異に対して閉じられていると批判する。コノリーはまたアーレントに対しても、政治の領域から社会的なものを排除する「政治的領域」における純粋性を批判する。このような道徳的・政治的純粋性への志向は、政治的なるものの領域から「形而上学的なもの」を排除するリベラルな世俗主義

に共通する特徴であり、世俗主義の修正(＝多様な形而上学的パースペクティブを許容する世俗主義の構築)が求められているとコノリーは考える。さらにコノリーは自らの形而上学的・宗教的多元主義を公共的討論の中に組み込むべきものとしての「深い多元主義(deep pluralism)」を提唱する。とりわけこれまで問題として「存在」していなかったものが、政治の地平に生成してくる(ex. インターネットと著作権問題・クローン問題)のような「生成の政治」が前景化する時代においては「深い多元主義」が求められる。この深い多元主義をうまく機能させるために「アゴーンの敬意」(究極的な倫理的源泉についての操作的な差異を、公的合意図式の中に解消することは、人間には不可能であるという相互認識)と、「批判的応答性」(慎重な傾聴と推定にもとづく寛大さ)の二つの徳をもつて、他者のミクロポリティカルな実践に関与すること、これがコノリーのデモクラシー論の要点なのであると著者は指摘する。

コノリーは「生成の政治」を論じるとき、「何らかの形而上学的・宗教的な『包括的教説』の間で中立性を標榜するリベラルな世俗主義によつては『生成の政治』と

「この認識はテイラーにも共有されていて、彼は一九六〇年ごろを境に北大西洋文明において、信仰の条件をも変える大きな文化的革命があったと考える。それは新しい種類の「個人化」ないしは「個人主義」であり「表出的個人主義」が大衆レベルに拡散したとする。ここに現象化したものが「ファクションの空間」という社会的想像であり、それは名宛人なき有形、無形のメッセージが作り出す共通の空間なのである。このファクション空間は、その本性からして常に変化し、そのつど新しくつくりかえられるものであるが故に、つねに新しく、不測のものが発生する余地を残す点でコノリーの言う「生成の政治」と共通する。

一方テイラーは一九八二年カナダ憲法第一章に示された「権利と自由の憲章」（基本的な諸権利及び自由の保障、平等権、公用語、少数派言語教育権、先住民族の権利、多文化的な伝統の尊重など）中立性を主張するリベラリズム）はケベックの集会的目標の間に抗争が存在する点を指摘する。この抗争的対立は「集会的な諸目標が諸個人の行動を制限する可能性」の存在と、「ある国民

集団のための集会的な諸目標は、差別的である」と考えられるとして、そこには一種の「排除」がみられるとする。テイラーはフランスにおけるスカーフ事件を取り上げながら、そこには「移民など新しい人々、すなわちアウトサイダーの排除」があり、さらにはインサイダーの中のある特定の種類の生き方や存在の態様（*queer*・同性愛や女性）を排除しようとする「内的排除」が存在するという。こうした排除を縮小するデモクラシーのモデルの決定的理念は「人びとは差異があるにもかかわらずともに結びつくことができる、ということだけではなく、そうであるがゆえに人は結びつくことができる」（二五七頁）ものであり、差異は相補性を規定すると結論づける。この際の相補性という理念をデモクラシーの哲学の核にすえることによつて、テイラーのデモクラシー論は「カソリック的」色彩を帯びることになるとする。

四、「結論」

最後に著者は本著の論点を整理しながら、今後の残された課題に言及する。著者によると、テイラーは「参加の政治」の立場から脱中心的連邦制を目指す立場とは異

なる視点からのデモクラシー論も展開している。それはジャック・マリタンやイバン・イリイチらの「キリスト教的デモクラシー」の系譜にもとづくデモクラシー論であるとする。テイラーは、彼の考えるカソリック的な全体性を、「アガペーのネットワーク」という「新しい共同体」（集合的アイデンティティ）の構築を構想する。しかし著者は、「それ（集合的アイデンティティ）がマクロポリティクスにおいてコード化した瞬間に倒錯的なコード・フェティシズムへと転化する」（二七七頁）可能性を指摘する。テイラーの「カソリック的」多元主義の構想を、コード・フェティシズムに陥らないようなデモクラシー論と接続しなおす試みも今後の課題になるし、また参加デモクラシー論とキリスト教的デモクラシー論との緊張関係を、テイラー自身がいかに克服していくのかといった課題が残るとする。こうした諸課題への応答としての著者による今後の論考が期待されるのである。

追記

本評脱稿（二〇一二年一月）後、著者高田宏史氏は「公共宗教と世俗主義の限界―ホセ・カサノヴァとチャールズ・テイラーの議論を中心に」（年報政治学二〇一三―I 『宗教と政治』二〇一三年六月 日本政治学会編 木鐸社 所収）を発表された。『世俗と宗教のあいだ』で残された課題でもある公共宗教論と世俗主義への、緻密な論考であることを追記しておく。

デフレーションと日本の AD・AS 曲線

坂 井 吉 良

1. 序
2. 日本経済と政策論争
3. デフレーションと AD・AS 曲線
4. 実証分析モデルとデータ
5. 実証分析結果
6. デフレ下の政策効果
7. むすび

1. 序

Keynes (1936) は、経済が「投資に対する利子率の非弾力性」や「流動性の罠」の状態に陥ることを指摘した。このような場合、IS 曲線は垂直、LM 曲線は水平となり、総需要 AD 曲線は垂直となる。そして、ケインジアンが価格が固定された短期モデルでは、総供給 AS 曲線は水平である。さらに、Taylor (2000) は、物価が下落しているとき、AD 曲線が正の勾配をもつことを示し、Fisher (1933) は、物価が下落しているとき、AS 曲線が負の勾配をもつ可能性を示唆している。

このように AD・AS 曲線は、右下がりや右上がりという通常の勾配ではなく、異常な逆の勾配となることが、理論的に予想されている。そして、この異常な経済状態を説明する理論と整合的な経済状態が、現実に観察されていることを指摘する研究もある。1990 年代以降の日本経済について、「流動性の罠を原因として金融政策の効力は低下しているが、それに付随して生じているのが投資の利子弾力性がゼロに近

いことである」(Posen (1998), p.91)⁽¹⁾。また、マクロ経済が複数均衡である可能性を指摘している研究もある(King (1994), 吉川 (2000), 浜田 (2003))。このような研究は、実際の AD・AS 曲線が右上がり、右下がりとなっている可能性を示唆するものである。

本研究は、1990 年代後半以後、デフレーション(以下デフレ)に直面している日本のマクロ経済に焦点を当て、日本の AD・AS 曲線を推定し、日本の経済構造を解明するとともに、政策効果を数量的に把握し、財政金融政策の有効性とその限界について検討することを目的としている。

本稿の構成は以下の通りである。第 2 節では、1990 年代以降の日本の経済状況と日本の政策論争を概観する⁽²⁾。第 3 節では、日本経済のデフレに関する議論を踏まえて、デフレ下における IS 曲線と LM 曲線、特に、AS 曲線と AS 曲線の勾配につて検討する。特に、Fisher (1933) に基づいた議論を行う。第 4 節では、モデルとデータについて説明し、第 5 節で日本の AS 曲線と AS 曲線の推定結果に基づき、マクロ経済構造を解明する。第 6 節では、マクロ経済の実証分析結果に基づき、日本の財政金融政策の GDP と物価に与える効果の有効性とその限界について議論する。そして、第 7 節では、要約と今後の課題について述べる。

2. 日本経済と政策論争

佐久間他 (2011) の日本のマクロ経済構造を前提とした政策効果は、マクロ経済学のテキストが教える期待されるものとなっている。すなわち、政府支出拡大や減税さらに金融緩和政策が、実質 GDP を増加させ、その成長率を高めるというものである⁽³⁾。そして、政府や日本銀行は、このような日本経済の現状分析や白書の分析結果をはじめとするさまざまなデータ分析を踏まえて、財政政策や金融政策を実行し、雇用や物価の安定・経済成長の実現を意図しているものと考えられる。しかし、失われた 15 年または 20 年と表現されるように、日本経済の

現状分析を前提とした政策の実施にもかかわらず、日本経済は長期の経済停滞から脱してはいないということが、国民や政策責任者の共通な理解であると思われる。

政策責任者が、日本経済の現状を的確に把握しているならば、この日本経済の長期停滞の原因と責任は、その政策と政策責任者に帰せられる。このような視点は、財政政策や日本銀行の金融政策を支持する立場と批判的立場とを形成する。それは、政策の優先順位の相違ともに政策効果の相違による異なる政策手段に基づくものである。前者の政策論議の代表は、物価の安定と雇用の安定に関する議論である。中央銀行は物価安定には政策目標を定めているが、物価安定以外の政策目標（例えば、雇用の安定や経済成長）には言及しないという、金融政策スタンスにおける議論である⁽⁴⁾。

バブル崩壊以後この金融政策スタンスが論争になったとともに、政策手段が論争ともなった。それは、「金利ターゲットが不戦勝をおさめた」(Blinder (1998))、というように、金融政策の手段の「金利」と「貨幣数量」をめぐる論争である⁽⁵⁾。この議論は、貨幣数量を内生変数と考える学派と貨幣数量は外生変数であり、物価を決定する変数と考える学派のマネタリストグループとの論争である。金利派は、貨幣の多くは預金貨幣であり、それゆえに、貨幣数量をコントロールすることは不可能であり、一部の経済学者や政策立案者は、マネーサプライ・ターゲットはとても実行可能な選択肢とはいえないと考えている。小宮(2002)も、「MSを増やすことは、状況によってかなり難しく、ときには不可能である」(p.307-9)、と述べている。

実証分析によるLM曲線の不安定性から、上記のBlinder(1998)のコメントがなされているが、日本の近年の金融政策の論争は、この金利派と貨幣数量派との対立である。日本を代表する金利派は、吉川(2000)(p.273)である。貨幣数量派は、デフレ脱却のための経済政策として、リフレーション政策(リフレ政策)提案している学派であり、その代表が岩田(2001)、浜田(2013)、岩田・浜田・原田(2013)である。

彼らは大胆な金融緩和論者であり、白川総裁以前から日銀の金融政策に対して批判的な立場をとっていた⁽⁶⁾。

このリフレ政策について、岩田・浜田・原田 (2013) は、「デフレ脱却のためのゆるやかなで安定なインフレ率を目指すことによって、雇用と生産を回復させ、安定化させる政策である」、定義している。そのために「インフレ目標政策を導入する」⁽⁷⁾とし、「単に金融緩和をするだけでは十分ではなく、…適切な枠組みを含むのがリフレ政策である」(p.9-10) という。この定義は、景気刺激策と理解できるが、その政策目的に物価安定が含まれているだけでなく、インフレ目標を明確に提示し、その物価引き上げを通して、景気回復を実現するものであり、その政策手段として貨幣量の調整に重きをおいていると考えられる。また、Fisher (1933) は reflation について、「もし、大不況 great depression の負債デフレーション理論が正しい場合には、物価をコントロールすることの問題が、新しい重要性を当然負っている」(p.347)、と説明している⁽⁸⁾。

以上のような政策論争とは異なる議論も存在している。それは、日本の経済の現状把握に関する議論であり、日本の実体経済と物価（インフレとデフレ）動向についての論争である。デフレの定義や景気の状態さらにはデフレ要因や現状に関しても議論がなされてきた。デフレーションの定義は、2001年3月の「月例経済報告」で内閣府が、「持続的な物価の下落」と定義したことから、「景気後退 recession と物価の下落が同時に起こるデフレ・スパイラル」とは区別され、かつ、デフレが貨幣的現象であるという理解が広く受け入れられることとなった(伊藤・林 (2006), 浜田 (2013))⁽⁹⁾。しかし、インフレやデフレを測る指標は、主に、消費者物価指数 CPI と GDP デフレーターであるが、両者の間には乖離がある。GDP デフレーターによれば、1998年以後物価は下落しており、かつ大幅である。しかし、CPIによれば1998年以後の下落は、小幅であり、デフレであるということについて疑問の議論がある。また、1990年以後、インフレ率（物価上昇率）は低下している

が、明確な物価の下落現象の確認は困難と思われる（図2）。

このように、物価指標や物価の変化の程度によって、研究者や政策責任者のデフレの現状認識は異なる。GDP デフレーターに基づくならば、日本経済は1998年以降、デフレ現象に陥っているという判断が可能と思われる。しかし、このような理解に反論する研究者もあり、現状分析の相違から政策論争も生じている（例えば、斎藤（2013））。

さらに、不況 depression とデフレーション deflation に関する議論もある。日本は長期停滞に陥っているという議論が多い中で、実質 GDP の動向やその成長率から反論もある。図1は GDP 成長率と失業率の推移を示したものである。高度経済成長とは異なり、31年間のうちマイナス成長が3分の1の10年あり、この期間の平均成長率は1%である。1991年以降ではそれが、6回と0.9%であり、この0.9%の経済成長率は低成長率であり、高度経済成長率よりもはるかに低い。しかし、バブル期を含めた期間と大差なく、2%を超える成長率も20年間のうち6年間あり、日本経済は先進諸国の状況よりも良い経済的パフォーマンスを達成している、という判断も可能となる。問題はこの GDP 成長率が、潜在成長率よりも低いかどうかである。

図1には GDP 成長率とともに失業率の動向が同時に示されている。失業率は1994年までは2%台であったが、1995年には3%を超えて、2002年の5.4%まで上昇し、その後2007年には3.9%まで低下したが、再び上昇して2012年は4.6%であった。この1990年代後半の以後の失業率の推移は、日本の労働市場が超過需要の状態という判断は困難と思われる。完全雇用の状態とは異なるこの労働市場の需給関係は、日本の財市場の状況を把握するための基礎資料であり、日本の1990年代以後は、「大恐慌 great crisis ではなく、great depression」という状況にあったといえる⁽¹⁰⁾。

上で述べたように、物価動向に基づく日本のデフレとインフレに関する議論もある。それは、GDP デフレーターと CPI の2つの物価指数が異なった変化を示していることにある。GDP デフレーター（2005

年100) は、1980年の82.4から1998年の108.9まで上昇し、2008年以後は下落し、2011年は89.8であり、大幅な下落が継続しているといえる。一方、CPI (2005年100) は1980年の76.9から、2008年の103.3まで上昇し、以後下落傾向であるが、その下落幅は小さく、2011年は99.9である。このCPIの変化からは、日本がデフレに陥っているという判断には、議論の余地がある。このようにデフレであるかどうかの判断は、CPIとGDPデフレーターによって異なる見解となる(図2)。もし、日本がデフレであるという、強い主張をする場合には、GDPデフレーターに基づき、しかも、「デフレの開始は1998年である」(伊藤・林(2006), p.218), ということになる。そこで本稿では、このようなデータの特徴を踏まえて、1983年以前と1998以後を標本期間とする実証分析を行っている。

GDPデフレーターとCPIの2つの物価指数が異なった変化を示していることから、企業や家計の行動は、いずれの指数に基づくかによって異なることが予想される。特に、物価指数による実質化の指標である実質賃金や実質利子率が、いかなる変化を示しているかが重要である。CPIとGDPデフレーターの動向から、実質賃金の推移は、いずれの物価指数を利用するかによって異なるが、GDPデフレーターによる実質賃金は、1980年以降上昇傾向にあり、CPIによる実質賃金は2001年まで上昇し、以後低下傾向にある。本稿では、2つの名目賃金と2つの物価指数を利用して、4つの実質賃金の推移を検討している。

まず、名目賃金のひとつは、「国民経済計算年報」から、「雇用者報酬」と産業の「雇用者数」と「労働時間数」のデータを利用して、時間当たりの名目賃金 *wage* を推定した。この時給である名目賃金は、1980年の1,325円以後、1998年の2,507円まで上昇し、その後2年間は若干低下し、2001年の2,534円をピークとして、以後低下傾向にあり、2011年は2,305円である(図3)。もうひとつの名目賃金は、「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」の「所定内給与額」である。この名目賃金は、1980年の月13.2万円が、2001年の30.6万円まで右肩上がりで

上昇し、以後低下傾向にあり、2001年は29.7万円である(図3)。この2つの名目賃金をCPIとGDPデフレーターで実質賃金を推定している。

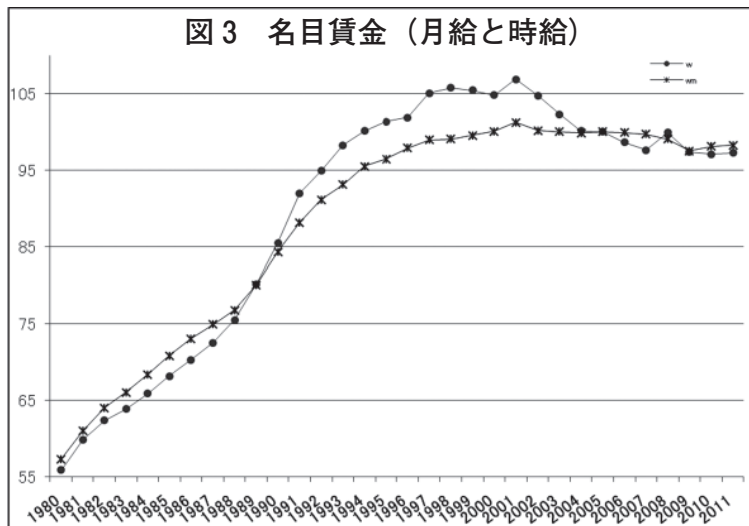
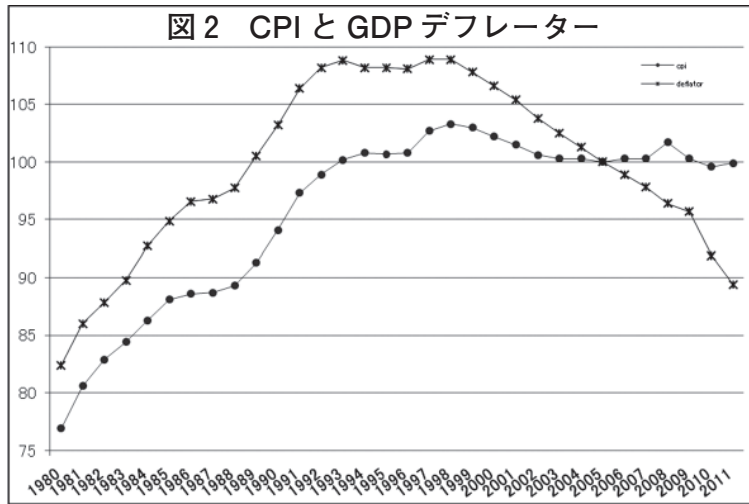
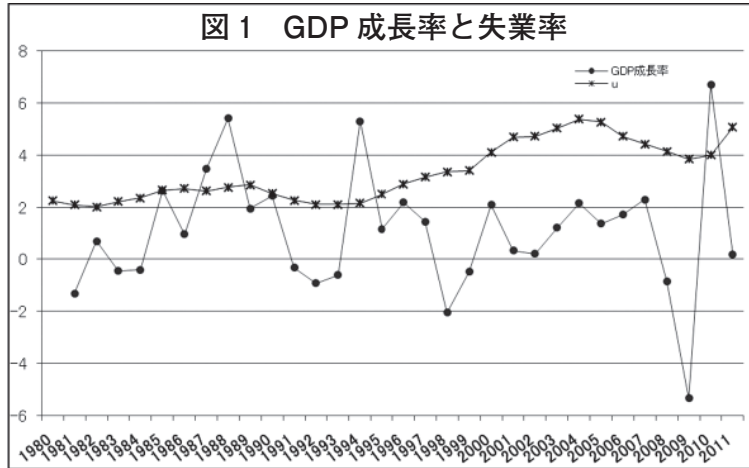
「国民経済計算」からの時給である名目賃金 *wage* の実質賃金は、CPIで実質した場合、2001年まで上昇しており、それ以後低下し、06年以後は変化していない。一方、GDPデフレーターで実質化した場合では、2001年まで上昇し、以後07年までは変化がなく、それ以後再び上昇している。このように、「国民経済計算」に基づく2つの実質賃金は、2001年以後非対称的となっている(図4)。

また、「賃金構造基本統計調査」からの「所定内給与額」の名目賃金 *wagem* は、CPIで実質した場合、時給と同様に、2001年まで上昇しており、以後は08年と09年の低下はあるが、ほぼ一定である。一方、GDPデフレーターで実質化した場合では、他の実質賃金とは異なり、1980年以後、09年に若干の低下が確認されるが、現在まで上昇傾向が続いている。このように「賃金構造基本統計調査」に基づく実質賃金も、2000年以降異なる変化を示している(図5)。

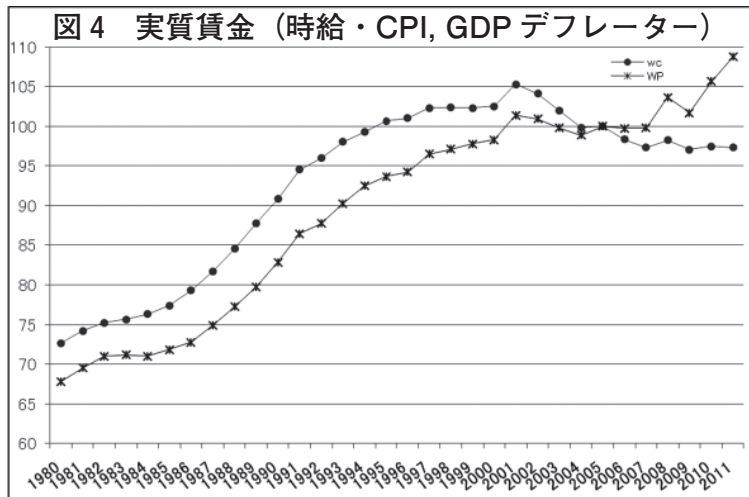
以上の4つの実質賃金は、2001年以後異なる動きを示している。このことは日本の供給サイドを解明する際において、データの利用によって異なる結果を導くということである。そこで本稿における実証分析では、「雇用者報酬」の時給を利用したモデルを「時給モデル」、 「所定内給与額」の月給を利用したモデルを「月給モデル」と区別している。さらに、CPIとGDPの2つの物価指数による実質化したデータも区別して実証分析を行っている。なお、データはすべて暦年データである。

3. デフレーションとAD・AS曲線

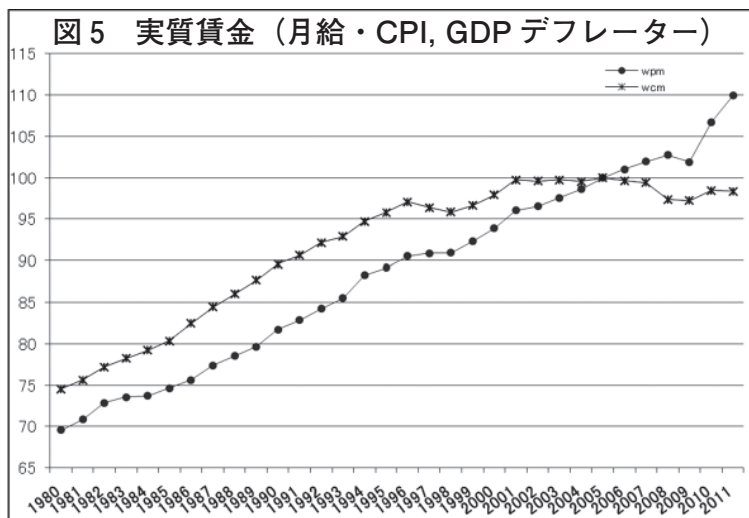
日本経済の現状把握ができていない場合や誤った現状分析は、その責任は政策責任者よりも、むしろ日本経済の実証分析者に帰せられる。本稿は、日本の経済の実証分析に視点を定めた研究である。すなわち、日本経済の長期停滞は、マクロ経済理論が予想する経済状態ではなく、



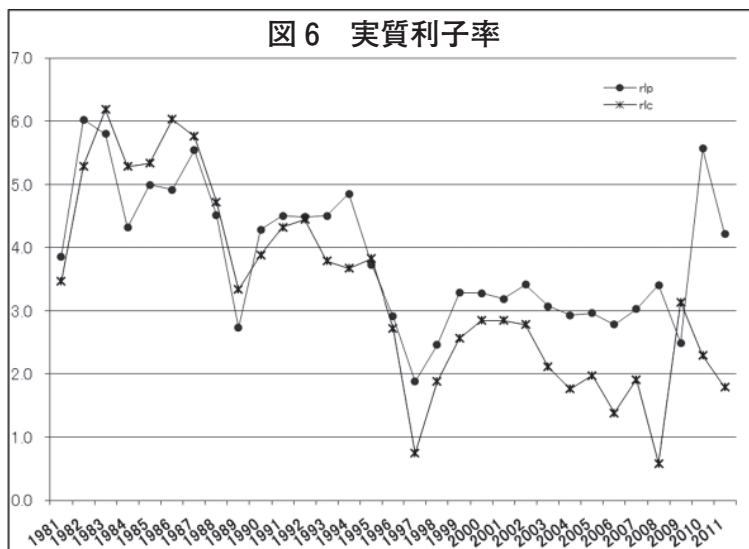
注：2005年100



注：2005年100



注：2005年100



異常とも言える経済状態に陥っていたことが主要因であり、その現状把握の誤りが、政策効果の有効性を損なうことに結びつく可能性や、政策が理論予想とは逆の結果を、引き起こすということが予想されるということである。流動性の罍や投資の利子率に対する非弾力性は、以前から理論的に予想されていた異常な経済状態であった。そして、日本銀行のゼロ金利政策は、1999年2月であるが、日本のゼロに近いコール・レート水準から、日本は1995年頃から流動性の罍の状態だけでなく、投資が利子率に反応しない経済状態に陥ったと考えられている。

要約すると1990年代後半から、LM曲線が水平かつIS曲線が垂直という日本経済は、スタンダードなマクロ経済理論が、予想する通常な経済状態とは異なる異常経済となっている。Zarnowitz (1999) の研究による1967-1998の四半期データを利用したアメリカの投資関数は、投資が利子率と負の関係ではなく、正の関係となる実証分析結果を提示している。もし、投資と利子率が正の関係である場合、他の条件を所与とするならば、IS曲線は右上がりとなる。また、貯蓄主体は、利子率の変化に対する所得効果が代替効果よりも大きい場合には、IS曲線が右上がりになる可能性がある。さらに、名目利子率がゼロに近い状態におけるデフレは、実質利子率を引き上げる。このような状態における物価下落は、投資や消費を低下させることから、総需要AD曲線は右上がりとなる(坂井(2006))。したがって、マクロ経済は、複数均衡となる可能性が生じ、(King(1994), 吉川(2000), 浜田(2003)), 価格調整や数量調整は安定均衡とならない、不安定な経済を引き起こすことも予想される。

もし、日本のIS曲線の勾配が右上がりであるならば、AD(総需要)曲線も右上がりとなる。AD曲線が右上がりであるならば、従来の拡張的ケインズの財政金融政策は必ずしも有効な経済安定政策とは結びつかないことになる。また、Taylor(2000)は、物価が下落しているとき、AD曲線が正の勾配をもつことを示し、そのような場合、財政政策が有効な安定政策ではあるが、日本が財政政策によって流動性の罍の問題

を解決できなかつたことから、財政政策の有効性にも疑問の余地があることを指摘している。

坂井(2006)は、簡単なAD-ASモデルから日本のAD曲線とAS曲線を推定し、誘導型方程式から乗数を推定した。80年代から90年代前半までは教科書どおりの負の勾配をもつAD曲線と正の勾配をもつAS曲線が推定された。また、80年から2003年までの標本期間においても負の勾配をもつAD曲線と正の勾配をもつAS曲線が推定された。しかし、96年から2003年までの標本期間では、正の勾配をもつAD曲線と正の勾配をもつAS曲線が推定された。90年代前半までの日本経済はAD-AS分析の枠組みで説明が可能であり、マクロ経済の財政金融政策効果も理論予想と一致することになる。しかし、90年代後半以後のAD曲線の勾配は正となり、AD-AS分析の枠組みで説明不可能であり、財政金融政策効果は通常AD・AS分析の枠組みから導出される理論予想とは異なるものとなる。したがって、貨幣数量、政府支出および輸出の誘導形係数は、実質GDPと物価がともに負であり、いずれの総乗数も全て負であった⁽¹¹⁾。

岩田(2001), (p.182) や浜田(2003), (p.14), が指摘するデット・デフレーション debt deflation, いわゆる, Fisher(1933)の負債デフレーションが経済停滞を招き、デフレ・スパイラル現象を引き起こしている場合、従来の金融緩和政策は、限定された効果しか実現できないだけでなく、逆の効果も予想される⁽¹²⁾。

以下では、特に物価が下落している場合のAD・AS曲線について検討する。

物価の下落は、実質貨幣残高を増加させ、利子率を下落させることによる投資の増加が総需要を引き上げることから、総需要曲線が右下がりとなる。また、限界生産物が逡減している技術的条件下の代表的企業が、価格を所与として行動するならば、企業の供給曲線は右上がりとなり、集計された総供給曲線も右上がりとなる。しかし、物価が下落しているデフレの場合には、AD曲線は右上がり、AS曲線は右下

がりとなることも予想させる。

物価が下落し、実質利子率が上昇しているとき、債権者の所得効果が代替効果より大きい場合、財の購入量が増加し需要を喚起するが、その効果は代替効果によって相殺され、大きくはない。しかし、実質利子率の上昇は、債務者の実質的負担を増加させることから、所得低下と代替効果により、今期の需要を必ず引き下げる。すなわち、負債による需要抑制効果が作用する。この効果は債務者と債権者の支出性向に依存するが、債務者は確実に支出を抑制し、債権者の支出の変化は、代替効果と所得効果の大きさに依存しているため、経済全体では需要減少に結びつく可能性もある。しかし、経済全体では貯蓄主体が負債者を凌駕しているため、実質利子率の上昇が需要を減少させる効果は、大きくないことも予想させる（岩田（2001），p.182）。しかし、浜田（2003）は、この効果が小さくないことを指摘している。それは、デフレで負債の実質価値が高まり、消費支出が増加しない状況を強調している（p.14）。

特に、名目利子率が下限であるゼロに近いとき、デフレは実質利子率を上昇させる。この実質利子率の上昇は、投資を引き下げるように影響を与える。また、消費者はデフレ予想ならば、消費を先延ばしすることが予想され得るとともに、実質利子率の上昇の異時点間の代替効果が所得効果よりも大きいならば、実質利子率の上昇は、消費を低下させる。さらに、物価の下落が資産価格をも引き下げる場合、正の資産効果が予想されることから、消費も抑制される。これらの効果は、投資の利子弾力性や消費者の行動（代替効果、所得効果、資産効果）に依存するが、物価の下落と総需要の関係は、負でなく正となる。すなわち、AD曲線は右上がりとなる（Taylor（2000））。

また、デフレは、実質利子率の上昇による負債の実質的負担を増加させる。この実質的負担は、借手と貸手のいずれか、または両者がローン清算に至る可能性がある。Fisher（1933）が指摘したように、過大債務とデフレは、大不況の原因ともなっている。すなわち、企業の

実質的負担増加は、ローン返済の必要性から投げ売り行動を引き起こし、預金貨幣の減少と貨幣の流通速度が低下し、さらに価格下落と利潤の低下、生産量、取引、雇用が減少し、さらにこれらが悲観論と信用の喪失を引き起こし、貨幣の退蔵とさらなる貨幣の流通速度が低下する、というメカニズムが考えられる。以上の相互関係は、利子率が複雑な攪乱要因となっているということである⁽¹³⁾。すなわち、名目利子率の低下と実質利子率の上昇が、貨幣や財・サービスに関する価格の情報を混乱させることにより、資源配分と所得分配を歪めることが考えられる。

図6は、GDPデフレーターとCPIの2つの物価指数に基づくインフレ率から導出した2つの長期の実質利子率の動向を示したものである。それによると、2つの利子率の変化は、1996年までは同様なパターンとなっているが、水準については、両者の間に若干の乖離がある。そして、1990年代から失業率が上昇しているが、実質利子率は、1990年代後半から上昇し、2000年代のGDPデフレーターを利用した実質利子率は、3%前後で推移し、2010年には5.6%に上昇している。一方、CPIを利用した実質利子率は、2002年の2.8%以後低下し、2008年は0.6%まで低下し、2009年には3.1%に上昇している。このように実質利子率は、高水準ではないが、名目利子率を超える期間もあり、また変動している。正に、「日本の実質利子率はコントロールされていない」、と考えられる。

このように利子率がゼロに近い水準では、実質利子率がコントロールできなく、実体経済の攪乱要因となっている。「実質金利を念頭におきながら名目金利を操作しなければならない」(Blinder (1999), p.58), という状況において、名目金利を操作できない場合には、物価が下落するとき、企業は生産縮小のインセンティブではなく、生産拡大のインセンティブをもつ。すなわち、物価と総供給は正ではなく、負となる可能性が排除できないことになる。そして、このような、デフレは、賃金の引き下げが総需要を引き下げることから、デフレと景気後退と

いう、デフレ・スパイラル現象を引き起こすことになる。通常、右上がりの AS 曲線上を右さがりの AD 曲線が移動することにより、物価下落と景気後退とが同時に起こるデフレ・スパイラル現象とは異なり、右上がりの AD 曲線上を、右下がりの AS 曲線が左にシフトするデフレ・スパイラル現象も理論的に考えられる。

AD・AS 曲線が右上がり、右下がりであるならば、ケインズの財政金融政策は、マクロ経済学の予想する政策効果とは異なる。また、AD 曲線の右上がり、IS 曲線の右上がりに対応している。もし、右上がりの IS 曲線と右上がりの LM 曲線の場合、貨幣量増加による金融緩和は、右上がりの AD 曲線を左に、政府支出や輸出の増加は、AD 曲線を右にシフトさせる。AS 曲線が所与のとき、金融緩和政策は、物価の引き上げと GDP の引き下げを、景気拡大の財政政策や輸出の増加は、物価の下落と GDP の増加が予想される。すなわち、財政金融政策は、物価と景気に対してお互いに対抗的 counter となっているのである。このようなメカニズムを前提に 90 年代以後の日本経済を概観するならば、長期的な経済停滞と物価の推移は、実体経済の解明と把握の誤りに基づくものということになる。

4 AD・AS モデルとデータ

本節では、日本の AD 曲線と AS 曲線を推定するためのマクロ計量経済モデルを構築する。それは AD 曲線と AS 曲線の 2 つの式から構成される連立方程式モデルであり、その 2 つの構造方程式から誘導形方程式を導き、政府支出と金融政策（貨幣量）の効果を推定する。いわゆる、政府支出乗数と貨幣乗数等を推定する。

4.1 総需要関数

総需要関数は財市場と貨幣市場の表す IS 曲線と LM 曲線から導出される。2 つの曲線から導かれる実質総需要 Y_t^d は次式で表される。

$$(1) \quad Y_t^d = a_0 + a_1 P_t + a_2 M_t + a_3 G_t + a_4 EX_t + a_5 RL_t + a_6 P_{t+1}^e + u_t^d$$

なお、各変数 Y_t , P_t , M_t , G_t , EX_t , RL_t , P_{t+1}^e は、 t 期の実質総需要（実質 GDP）、物価水準（GDP デフレーター）、名目貨幣供給量（M2 + CD）、実質政府支出、実質輸出、実質利子率、 $t+1$ 期の期待物価上昇率である。 u_t^d は平均ゼロ、分散一定の攪乱項である。

係数は次のように仮定される。 $a_1 < 0$, $a_2 > 0$, $a_3 > 0$, $a_4 > 0$, $a_5 > 0$, $a_6 > 0$ 。物価水準と実質 GDP とは負、名目貨幣供給量と実質 GDP とは正の関係が導かれるが、貨幣市場の均衡から通常、 $a_1 = -a_2 < 0$ が成立している。実質政府支出と実質輸出はともに総需要を増加させるので $a_3 = a_4 > 0$ である。実質利子率は投資の抑制要因であることから総需要とは負の関係にあるので、 $a_5 < 0$ である。また、投資需要は名目利子率ではなく実質利子率に依存しているので、両者を峻別するために期待物価上昇率が説明変数に含まれている。ここでの t 期の期待物価上昇率 P_t^e は過去の物価上昇率の加重平均で表し、次式により導出している⁽¹⁴⁾。

$$(2) \quad P_t^e = 0.8P_{t-1} + 0.2P_{t-2}$$

期待物価上昇率の上昇は名目利子率を上昇させ、実質利子率を低下させ、投資が刺激される。この結果、総需要は増加することから、係数の符号は $a_6 > 0$ である。

以上の係数の符号条件はマクロ経済理論が予想する理論的符号条件である。しかし、IS 曲線が右上がりであるならば、AD 曲線は右上がりとなるので、物価指数 a_1 と貨幣供給量 a_2 の係数は、前者が負ではなく正であり、後者は正ではなく負となる。したがって、両者の理論的符号条件は $a_1 = -a_2 > 0$ である。われわれはこのような係数の符号条件が 90 年代後半以降の日本経済に生じているものと予想している。

4.2 総供給関数

企業の利潤最大化行動から導かれる総供給関数は以下の式で表される。

$$(3) \quad Y_t^s = b_0 + b_1 P_t + b_2 W_t + b_3 \varepsilon_t + b_4 Y_{t-1}^s + u_t^s$$

各変数 Y_t^s , P_t , W_t , ε_t , Y_{t-1}^s は t 期の総供給量, 物価水準 (GDP デフレーター), 名目賃金, 為替レート, $t-1$ 期の総供給量である。符号条件は, $b_1 > 0$, $b_2 < 0$, $b_3 < 0$, $b_4 > 0$ である。企業の限界収入 (価格) と限界費用が等しくなるように生産量を決定する利潤最大化行動から, 物価 P_t とは正, 賃金 W_t とは負, 原材料価格 ε_t とは負の関係が導かれる。また, 生産量は実質単位で測られているので, 実質賃金 W_t / P_t の係数は負となり, $b_1 = -b_2 > 0$ という関係が予想される。為替レートは輸入原材料価格を変化させ, 企業の供給曲線をシフトさせる要因である。円の減価は輸入原材料価格を上昇させることから, 為替レートと総供給は負の関係が予想される。為替レートは自国通貨単位で測る外国通貨 (ドル) であり, ドル高=円安は日本の輸出財の競争力増加と外国財の日本への輸出財競争力の低下から, 為替レートの係数 a_5 は, 正であることも予想される。このモデルでは原材料価格の代理変数として為替レートを利用した。

また, Y_{t-1}^s の係数 b_4 は前期の総供給と今期の最適総供給への調整速度を表している。最適供給量への調整速度は $1 - b_4$ であるので, b_4 が 1 に近いほど調整速度は緩やかである。このモデルは, 価格や賃金の変化予想や資金調達や人材の確保等が困難なことから, 生産主体の最適生産量への調整が部分的であることを考慮したものとなっている⁽¹⁵⁾。なお, 上の AD・AS モデルの詳細や実質 GDP と物価の誘導型方程式については, 坂井 (2006) を参照。

4.3 データ

推定に使用したデータは, 内閣府経済社会研究所「国民経済計算年報」および日本銀行の「金融経済統計」を基本的に利用している。

データの原系列は2005年暦基準の実質データであり、実質GDP、実質政府支出、実質輸出及び名目貨幣量M2単位は10億円、利子率は%、為替レートは円/ドル、物価指数（GDPデフレーターとCPI）は2005年暦基準を100とする指数である。また、データの原系列が月別であるM2+CD、利子率、為替レート、賃金等のデータは、単純平均のデータに変換している。データはすべて原系列であり、季節調整は行っていない。なお、データの詳細は資料に示されている。

5. 実証分析結果

5.1 デフレ以前の日本のAD・AS曲線

表1～表4は、3SLSによるAD・AS曲線の推定結果であり、1990年代前半までと、1990年代後半以降の推定結果の要約である。表1と表2は、「国民経済計算」の「雇用者報酬」と「労働投入量：マンアワー」から推定した「時給」を利用した「時給モデル」であり、表3と表4は、「賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」の「所定内給与額」を利用した「月給モデル」の推定結果である⁽¹⁶⁾。

1980年から1993年のデータを利用した1990年前半までの推定結果については、各表の第2列と第3列であり、AD曲線とAS曲線の物価と貨幣量M2および賃金の理論的符号条件は、整合的であり、かつ、統計的に有意である。特に、AD曲線とAS曲線の勾配は、負と正であり、極めて安定的な推定結果となっている。そして、貨幣量の総需要に与える効果も正でかつ、安定的な関係が確認されている。

しかし、政府支出の符号は負であり、クラウディングアウト効果を示唆している。実質利子率の係数は有意ではないが、総需要に負の影響を与える理論予想と一致する負の係数となっている。また、輸出の総需要に与える効果は正であるが、有意ではない。為替レート係数からは、円安が総供給に負の強い影響を与えていることが示されている。為替レートと原材料コストは、正の相関関係が予想されるので、係数の符号が正である推定結果は、整合的となっている。また、生産主体

の最適生産量への調整が部分的であることを考慮した調整係数も有意である。

2つのモデルの推定結果の比較では、月給モデルが時給モデルよりも、政府支出と賃金の統計的有意性が若干劣る程度であり、この2つのモデルのAD・AS曲線の安定的な推定結果は、1990年代前半までの日本の需要サイドと供給サイドを、ほぼ近似していると考えられる。

このように、各表の第2列と第3列の推定結果は、マクロ経済学の教科書通りのADとAS構造を示している。本稿では、このような日本の経済構造における政策効果を把握するために、誘導形方程式を推定している。表5の第2行目から第5行目が、1990年代前半までの誘導形係数の推定結果である。政府支出以外のすべての外生変数が、マクロ経済学のテキストが予想する政策効果および外生変数の実質GDPと物価に与える効果と整合的となっている。すなわち、日本経済は、政府支出の増加が、GDPを低下させ、物価を引き下げるという、クラウディングアウト効果が生じていたということ以外は、理論が予想する政策効果と外生変数の内生変数に与えるメカニズムが作用していたということができる。したがって、デフレ以前の日本経済はケインズ的な金融政策が、有効な経済環境にあったということができる。その効果は、10兆円のM2の増加が、年間2～3.5兆円の実質GDPを増加させ、GDPデフレーターを0.5～0.7%上昇させるというものである。また、10円の円安は、1.3～1.5兆円の実質GDPを低下させ、GDPデフレーターを0.3%上昇させるというメカニズムや、時給や月給の上昇が実質GDPを低下させ、物価が上昇するというメカニズムが作用している。

5.2 デフレ下のAD・AS曲線

日本経済がデフレに陥った1998年以後のAD・AS曲線の推定結果は、表1～表4の第4列～第6列である。

まず推定結果からデフレ状況の日本経済は、賃金の符号のみが理論

表1 総需要関数の推定結果 (時給モデル)

標本期間 変数	80～90年代前半 (1980～1993)	80～90年代前半 (1980～1993)	90年代後半以後 (1998～2011)	90年代後半以後 (1998～2011)	90年代後半以後 (1998～2011)
定数項	601972.5	721808.2	819652.7	1121299	703406.9
P_t	-3812.14*** (-7.42)	-4916.90*** (-4.79)	-4001.75* (-2.09)	4034.614 (0.52)	-3169.02** (-2.59)
$M2_t$	0.502706*** (13.99)	0.498133*** (15.11)	-0.37686* (-2.12)	-0.57822** (-2.73)	-0.31459** (-2.97)
G_t		-0.70138* (-1.95)	2.053315*** (4.10)	2.894734* (2.14)	1.833227*** (5.01)
EX_t		2.271398 (1.55)	1.531166*** (12.89)	1.4777727*** (9.64)	1.647079*** (13.28)
$RLPr_t$	-1350.81 (-1.39)	-620.649 (-0.59)	-876.956 (-0.63)	6798.195 (1.02)	2062.500cpi (1.80)
P_t^e			-7003.44 (-1.10)	-10644.0 (-1.11)	
MSE	0.7799	1.0447	1.2288	0.9619	1.3224
D.F	17	15	15	12	15
決定係数	0.9919	0.9912	0.9911	0.9909	0.9923

表2 総供給関数の推定結果 (時給モデル)

標本期間 変数	80～90年代前半 (1980～1993)	80～90年代前半 (1980～1993)	90年代後半以後 (1998～2011)	90年代後半以後 (1998～2011)	90年代後半以後 (1998～2011)
定数項	54121.27	55423.32	1352535	978830	1325221
P_t	3205.255*** (3.40)	3244.303*** (3.53)	-2380.19** (-2.09)	-3874.24* (-2.03)	-2357.72** (-2.59)
$wage_t$				-57.9996 (-0.71)	
$wage_{t-1}$	-77.7678** (-3.03)	-78.2407** (-3.09)	-222.778*** (-4.42)		-217.029*** (-4.25)
ε_t			676.7072** (3.29)	646.2994 (1.53)	663.6045** (3.21)
ε_{t-1}	-241.608*** (-4.30)	-242.881*** (-4.42)			
Y_{t-1}^s	0.543509*** (3.58)	0.533439*** (3.62)	-0.30598* (-1.87)	-0.04716 (-0.17)	-0.28047 (-1.70)
MSE	0.7799	1.0447	1.2288	0.9619	1.3224
D.F	17	15	15	12	15
決定係数	0.9919	0.9912	0.9911	0.9909	0.9923

注1) 時給は、「国民経済計算年報」の雇用者報酬÷(雇用者数・労働時間)

月給は、「所定内給与額」(賃金構造基本統計調査(厚生労働省))

2) ()内の数値はt値を示す。

3) ***は1%、**は5%、*は10%で係数が有意である。

4) MSEは、構造方程式の標準誤差の加重平均、D.Fは自由度、決定係数は構造方程式の決定係数の加重平均である。

表3 総需要関数の推定結果 (月給モデル)

標本期間 変数	80~90年代前半 (1980~1993)	80~90年代前半 (1980~1993)	90年代後半以後 (1998~2011)	90年代後半以後 (1998~2011)	90年代後半以後 (1998~2011)
定数項	603549.7	702937.4	8320213.8	1236096	719009.0
P_t	-3846.88*** (-7.50)	-4716.13*** (-4.73)	-4008.53* (-2.36)	13666.86 (1.12)	-3218.47** (-3.23)
$M2_t$	0.505568*** (14.06)	0.494323*** (15.08)	-0.37332* (-2.35)	-0.72694* (-2.22)	-0.31732** (-3.35)
G_t		-0.62946 (-1.74)	1.962394*** (3.82)	4.387654* (2.09)	1.762772*** (4.85)
EX_t		2.004975 (1.39)	1.508510*** (12.78)	1.581348*** (6.69)	1.636362*** (13.34)
$RLPr_t$	-1186.35 (-1.19)	-614.337 (-0.58)	-911.732 (-0.68)	14893.83 (1.43)	2189.286cpi (1.87)
P_t^e				-22297.4 (-1.49)	
MSE	0.7496	1.1294	0.9909	0.6499	1.0306
D.F	17	15	15	12	15
決定係数	0.9922	0.9904	0.9903	0.9862	0.9928

表4 総供給関数の推定結果 (月給モデル)

標本期間 変数	80~90年代前半 (1980~1993)	80~90年代前半 (1980~1993)	90年代後半以後 (1998~2011)	90年代後半以後 (1998~2011)	90年代後半以後 (1998~2011)
定数項	60343.10	91497.18	1483868	1611877	1423064
P_t	5888.044** (2.47)	4812.963** (2.39)	-4387.88*** (-3.46)	-3717.73* (-2.21)	-4336.16*** (-3.42)
$wagem_t$					-2229.41 (-1.08)
$wagem_{t-1}$	-1259.04* (-2.26)	-1003.58* (-2.11)	-2424.61 (-1.17)	-3189.82 (-1.15)	
ε_t			1178.235* (2.20)	1176.910* (2.04)	1126.797* (2.10)
ε_{t-1}	-331.413*** (-4.25)	-311.252*** (-3.74)			
Y_{t-1}^s	0.279990 (1.48)	0.313171** (1.84)	0.112907 (0.42)	0.185640 (0.60)	0.117932 (0.44)
MSE	0.7496	1.1294	0.9909	0.6499	1.0306
D.F	17	15	15	12	15
決定係数	0.9922	0.9904	0.9903	0.9862	0.9928

注1) 時給は、「国民経済計算年報」の雇用者報酬÷(雇用者数・労働時間)

月給は、「所定内給与額」(賃金構造基本統計調査(厚生労働省))

2) ()内の数値はt値を示す。

3) ***は1%, **は5%, *は10%で係数が有意である。

4) MSEは、構造方程式の標準誤差の加重平均、D.Fは自由度、決定係数は構造方程式の決定係数の加重平均である。

表5 貨幣量, 政府支出, 輸出, 各自賃金, 為替レートの誘導型係数

(単位: 10 億円, 指数)

標本期間	内生変数	貨幣量	政府支出	輸出	各自賃金	為替レート
1980年～1993年 時給モデル1	GDP	0.22962			-42.2467	-131.2520
	物価	0.00007			0.0311082	0.03443
1980年～1993年 時給モデル2	GDP	0.19802	-0.27882	0.90294	-47.1378	-146.329
	物価	0.00006	-0.00009	0.00028	0.00959	0.02976
1980年～1993年 月給モデル1	GDP	0.30579			-497.5280	-130.962
	物価	0.00005			0.12933	0.03404
1980年～1993年 月給モデル2	GDP	0.24967	-0.31793	1.01267	-496.691	-154.045
	物価	0.00005	-0.00007	0.00021	0.10532	0.03266
1998年～2011年 時給モデル1	GDP	0.55317	-3.01393	-2.2475	-549.78	1670.00
	物価	-0.00023	0.001266	0.00094	0.13739	-0.41732
1998年～2011年 時給モデル2	GDP	-0.2833	1.41801	0.72388	-29.5879	329.7026
	物価	0.00007	-0.00037	-0.00019	-0.00733	0.08172
1998年～2011年 時給モデル3	GDP	0.91423	-5.32758	-4.78661	-847.739	2592.118
	物価	-0.00039	0.00226	0.00203	0.26751	-0.81796
1998年～2011年 月給モデル1	GDP	-4.3181	22.69844	17.4485	25620.1	-12450.1
	物価	0.00098	-0.00517	-0.00398	-6.3914	3.10589
1998年～2011年 月給モデル2	GDP	-0.15546	0.93831	0.33817	-2507.67	925.2253
	物価	0.00004	-0.00009	-0.00009	-0.18349	0.06770
1998年～2011年 月給モデル3	GDP	-1.23106	6.83876	6.34835	6419.705	-3244.67
	物価	0.00028	-0.00158	-0.00146	-1.99465	1.00814

的に整合しているが, 他の変数の全てが, デフレ以前とは係数の符号が, 異なるものであり, 経済構造が大幅に変化していることが予想できる。

第1に, AD曲線の勾配が負である有意な推定結果と, 有意ではないが, 正の結果も確認できるということである。AD曲線はデフレのとき, 正の勾配となることが理論的に予想されることから, 日本の総需要が物価と負ではなく, 正の関係になっているという可能性のある推定結果となっている。

第2は, 貨幣量の係数が全て負で, かつ統計的に有意であるということである。このような推定結果は, 貨幣量の増加という金融緩和政策が, AD曲線を左にシフトさせ, GDPの低下と物価を引き上げるといふ, 影響を経済に与える可能性を示唆している。このようにAD曲線の貨幣量の係数が負となるのは, IS曲線が正の勾配をもつとき起こ

り得ることであり、日本のIS曲線が正の勾配であることを示唆している（坂井（2006）参照）。したがって、金融政策は、理論予想とは異なる政策効果を生み出すことになる。

第3に、政府支出と輸出の係数は、デフレ以前とは異なり、すべてのモデルが正であり、かつ有意であるということである。すなわち、クラウドイングアウト効果は存在せず、政府支出は総需要を拡大させ、輸出は日本の景気を拡大させる強力な外需となっている。

第4は、AS曲線の勾配が正ではなく、負でかつ有意である。6つのモデルのAS曲線の推定結果が負の勾配であることは、物価下落が企業に生産拡大のインセンティブを引き起こしていたことが示唆される。これはデフレのとき、企業が負債の実質的負担増を削減するための行動の帰結と考えられている。したがって、1998年以後の日本デフレが企業行動を根本的に変えるような経済状態を引き起こしていた可能性がある。

第5に、為替レートの符号が、1つのモデルは有意ではないが、すべて6つのモデルが正となっていることである。このことは、円安が企業の生産拡大要因であり、円高による原材料コスト削減効果を凌駕する日本企業の競争力の拡大を示唆している。

第6は、実質利子率の係数が、不安定であり、正のケースがみられることである。このことは、異時点の利子弾力性の所得効果が代替効果を超えるならば、予想されることではある。しかし、この効果が投資に与える効果よりも大きいということは、予想できないことから、この推定結果は、理論的整合性を欠いている（坂井（2006））。

以上は、マクロ経済学の理論予想とは異なるものであり、AD曲線では G と EX の符号が、AS曲線では賃金の符号のみが理論的に整合する推定結果となっている。このように、1998年以後のデータを利用した日本のAD・AS曲線は、1993年以前のそれとは大きく異なっており、日本のマクロ経済構造は、デフレによって大きな構造変化を引き起こしていたことを示唆するものである。

表1～表4の第4列～第6列の1990年代後半からの日本のマクロ経済構造の推定結果を、前提とした場合の経済政策や外生変数のGDPや物価に与える効果は、マクロ経済理論のテキストが予想する効果とは異なることが予想される。そこで誘導方程式の推定結果に基づき、デフレ状況における政策効果と外生変数の影響について以下で検討する。表5の6行目以下が、誘導形係数の推定結果である。

AS曲線が右上がりではなく、右下がりの経済における財政金融政策の効果は以下のように要約できる。

AD曲線も右下がりであるとき、その勾配がAS曲線よりも急であるならば、AD曲線の右へのシフトが、GDPを増加させ、物価を下落させる。逆に、その勾配がAS曲線よりも小さいとき、AD曲線の右へのシフトは、GDP低下と物価の上昇が実現する。表1と表2のAD曲線の推定は、貨幣量の増加がAD曲線を左に、政府支出や輸出の増加が右にシフトさせる結果となっている。したがって、財政金融政策の効果は、AD曲線とAS曲線の勾配に依存している。

1990年代以降の時給モデルである表1と表2の第4列と第6列の推定結果は、AD曲線の勾配がAS曲線よりも小さい。したがって、日本の貨幣量増加という金融政策がAD曲線を左にシフトさせるならば、GDPの増加と物価の下落という政策効果を実現する。この政策効果の誘導形は、表5の第6行目と8行目である。推定結果は、理論予想と整合的であり、10兆円のM2の増加が実質GDPを5.5兆円から9.1兆円増加させる効果がある。しかし、同様な政策がGDPデフレーターを2.3～3.9%も低下させる効果のあることを示している。そして、政府支出と輸出の増加は、AD曲線を右にシフトさせ、実質GDPの低下とGDPデフレーターの上昇という推定結果は、政府支出乗数が3～5.3、輸出序数が2.2～4.8と大きく、また、GDPデフレーターの上昇も大幅なものとなっている（1兆円で1.3～2.3%の上昇）。

上で説明したAD曲線がAS曲線の勾配よりも小さい場合のモデルが2つあり、逆の勾配関係を示すモデルが2つ、そして、AD曲線が右

上がりのモデルが2つである。後者の4つのモデルは、前者のモデルとは、反対の政策効果となる。したがって、実証分析結果は、貨幣量の増加がGDPを低下させるが、物価水準は上昇するようなメカニズムと、政府支出や輸出という需要増加が、GDPを増加させるが、物価水準は下落するというメカニズムが同時に起こる経済モデルが、日本経済を近似しているものと考えられる。

月給モデルの3つは、すなわち、所定内給与を利用したモデルでは、このようなメカニズムを示唆している。このモデルの誘導形係数の推定結果は、貨幣量10兆円の増加が、1.6兆円から4.3兆円低下し、GDPデフレーターの上昇が0.4%~2.8%上昇するという結果となっている。そして、月給モデル1は、明らかに過大推定と思われるので、これを除く政府支出の乗数は0.9と6.8、同様に輸出乗数は0.3と6.3であり、GDPを増加させる。この乗数効果のとき10兆円の需要増加は、GDPデフレーターを0.9%~15.8%上昇させる。

以上のような誘導形係数の推定結果は、過大推定や過小推定が予想されるが、ケインズ的な財政政策と金融政策が、GDPと物価水準に対して、逆行する政策結果を生ずるということである。デフレを解消し、景気回復を実現しようとするとき、伝統的財政金融政策は、デフレの解消も不況からの脱却も困難ということである。もし、日本のAS曲線が右下がりである場合、長期的な経済停滞は、金融や財政政策責任者というより、物価の下落によって引き起こされる異常な経済構造にあるということを示唆している。

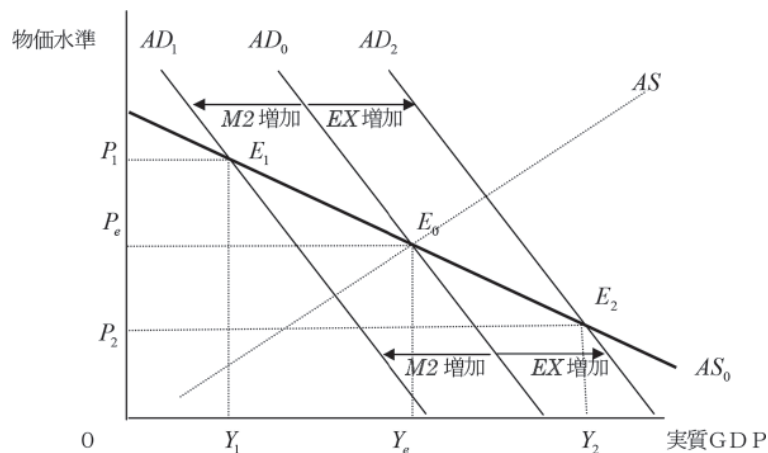
6. デフレ下の金融・財政政策の効果

図7は、以上の実証分析結果に基づいて、1990年代後半以後の日本のAD・AS曲線を図示したものである。通常、AS曲線は点線の右上がりのASであるが、図には実線の右下がりの AS_0 が描かれている。そして、AD曲線が右上がりとなる可能性を踏まえて、AD曲線がAS曲線よりも急勾配である AD_0 、 AD_1 、 AD_2 の3つのAD曲線が描かれ

ている。

初期の均衡は、 AD_0 と AS_0 の交点 E であり、物価 P_e と実質GDPの Y_e が実現している。ここで金融緩和の貨幣量を増加する政策が実施された場合、AD曲線は、 AD_0 から左の AD_1 にシフトする。そして、新均衡点は左上の E_1 となり、物価は P_1 に上昇し、GDPは Y_1 に減少する。また、政府支出が増加した場合、AD曲線は、 AD_0 から右の AD_2 にシフトする。新均衡点は E_2 となり、物価は P_2 に下落し、GDPは Y_2 に増加する。1995年以後、政府は巨額な財政赤字から政府支出は抑制しており、2003年から2008まで低下している。1998年以降、財政からの景気刺激政策は実施されなかったことに等しい。この期間、AD曲線を右にシフトさせたのは輸出であり、輸出は2008年まで増加傾向にあった。したがって、1990年代後半の日本のAD曲線は、外需による右へのシフトと金融緩和による左へのシフトが、対抗する形になっていたと考えられる。このような日本のAD・AS構造とAD曲線のシフトは、物価上昇の抑制と経済停滞の継続とが、同時に引き起こすメカニズムを生じることとなる。特にこの期間、財政赤字から財政支出が抑制されたことを前提とするならば、金融政策に負担のかかる政策運営であったという理解が可能である。このような政策をスタンスは、日本の経済政策がAD曲線を左にシフトさせるものであり、そ

図7 90年代後半以後の日本経済と政策効果



れが経済停滞を招いたことになる。そして、デフレによる企業の実質的負担増加による企業のインセンティブが、AS曲線を右下がりとするマクロの経済構造が、深刻なデフレと長期の経済停滞からの脱却を困難にしていたという議論は、説得的と考えられる。

7. むすび

本稿は、日本経済がデフレとなったと考えられる1998年以後と、それ以前との時代区分に基づき、日本のAD・AS曲線を推定し、日本のマクロ経済構造の解明を試みた。

80年代から90年代前半までは教科書どおりの負の勾配をもつAD曲線と正の勾配をもつAS曲線が推定された。しかし、デフレ現象が確認された1990年代後半以後のAD曲線の勾配は不安定でかつ、貨幣量とは負、政府支出や輸出とは正の関係が確認された。そして、AS曲線の勾配は、正ではなく、負でかつ有意であった。このことは、90年代前半までの日本経済は、AD・AS分析の枠組みで説明が可能であり、マクロ経済の財政金融政策効果も理論予想と一致している。しかし、90年代後半以後のAS曲線の勾配は負となり、教科書のAD・AS分析の枠組みで説明不可能であり、財政金融政策効果は、通常のAD・AS分析の枠組みから導出される理論予想とは異なるものであった。したがって、ケインズ的な財政金融政策は、物価とGDPに対して、対抗する政策効果を生じる可能性のあることを明らかにした。

本稿のAD・ASモデルはシンプルであり、それゆえに、複雑な日本経済を近似していない可能性が考えられる。また、標本が年データであり、時系列データの厳密なテストも行っていない。したがって、その推定結果には、変数バイアスや過大推定・過小推定が考えられる。しかし、Taylor (2000) のAD曲線が右上がり、Fisher (1933) のAS曲線の右下がり、という理論予想を裏付ける実証分析結果は、日本の90年代以後の長期の経済停滞を部分的に説明しているように思われる。

本研究は、政策論争でも日本経済の実体分析に焦点を当て、政策効

果について議論を展開した。90年以後、日本経済が陥った異常な経済標本に関する理解も、政策責任者や研究者間で必ずしも一致していないように思われる。したがって、政策手段も当然異なっているが、デフレを脱却し、長い経済停滞から脱却することについては、議論の余地は少ないように思われる。そのデフレ下の経済において、「そのような相互関係で最も重要なことのひとつは、どんな価格水準も引き上げることなく、緊急に供給される貨幣によって、取引が部分的に回復したという事実によって明らかにされているように、取引が収縮する際に、縮小した貨幣や低下した信用、そして低下した流通速度の直接的影響である」(Fisher (1933), p.341-2), というメカニズムの下では、reflation 政策によるデフレ脱却が、緊急かつ最優先なテーマである。しかし、「貨幣量をコントロールできるか否か」が、reflation 政策の成功のカギであるとともに、実態経済の攪乱要因である「実質利子率をコントロールできるか否か」がより重要と考えられる。

* 本稿作成の過程において、瀧本太郎准教授（九州大学大学院経済学研究院）、坂本直樹准教授（東北文化学園大学）中嶋一憲准教授（兵庫県立大学）から貴重なコメントを頂いた。また、レフリーより有益なコメントを頂いた。記して感謝申し上げたい。残る過誤は筆者の責任である。

注

- (1) 吉川 (1996) や Posén (1998) は、投資の利子率弾力性はゼロに近いという。Zarnowitz (1999) は、アメリカの投資と利子率は負の関係にはないという。また、Kiyotaki and West (1996) は日本の投資が利子率に反応しているという実証分析結果を提示している。吉川 (1996) は1955年第Ⅰ四半期から1990年第Ⅱ四半期をサンプル期間とする日本の設備投資関数の金利の係数が、OLSでは有意、AR1では符号条件を満たさないという不安定な推定結果を報告している (p.93)。一方、Kiyotaki and West (1996) は、1990年代初期の投資は、生産高と金利の動きに敏感に反応していることを明らかにした。また、Zarnowitz (1999) は、1967-1998の四半期データを利用したアメリカの投資関数を推定している。彼は、投資が利子率と負の関係ではなく、正の関係となる実証分析結果を提示している。
- (2) 1990年以後の日本経済と経済政策に関する研究蓄積は、内外を含めて豊富である。本稿ではデフレ下における議論を中心にサーヴェイしている。

- (3) 佐久間他(2011)の計量モデルは、152本の方程式(うち推定式48本)の「価格調整を伴う開放ケイジアン型」のマンデル・フレミングモデルが基本的なフレームワークとなっている。
- (4) 小宮(2002)は、金融政策に関する論争における対立点について、5つの源泉を整理している。経済哲学、理論・モデル、政策効果、法的・制度的枠組み、及び経済の現状認識等である(p.236-7)。特に、小宮(2002)は、理論の対立(ケインズ派とシカゴ派の考え方の違い)は深刻であるという。本稿は、経済の現状認識の相違が、論争のもう一つの核心と考えている。
- (5) Blinder(1998)は、「1990年代のサンプルを含めた場合、名目GNPはFRBが公式に定義している3種類のマネーサプライのいずれとも、しっかりとした長期的な統計上の関係を持たないのである。以上の揺るぎない実証の結果、米国やその他諸国においては、金利ターゲットが不戦勝をおさめた」(p.54)、と述べている。このような実証的分析結果から、先進諸国の中央銀行は、短期の金融政策を行う場合、貨幣供給量の調整ではなく、銀行間取引の利子率の調整を行っている(Romer(2000), p.154参照)。
- (6) 小宮(2002)は、この「インフレ目標」、すなわち、「インフレターゲット論は日銀への“嫌がらせ”」と表現している(p.296)。
- (7) 特に浜田宏一(イェール大学名誉教授)は、白川前日銀総裁に批判的である。浜田宏一・若田部・勝間(2010)の「白川方明・日本銀行総裁への公開書簡」は、非常に厳しいものと思われる。
- (8) Fisher(1933)のreflationは、「物価引き上げ政策」と定義していると思われる。問題は、貨幣量の収縮と流通速度の低下と信用の低下であり、経済の相互依存を前提にそれを改善することがデフレーションである(p.341-2)。depressionは「恐慌」ではなく、「不況」と理解している。
- (9) 価格や物価についての実質価格(相対価格)と名目価格の混乱は、「デフレーションの定義」を巡る議論で明らかにされた(例えば、浜田(2013))。また、deflationとdepressionの区別とともに、crisisとの区別も必要と思われる。さらに、recessionとdepressionまたはslumpとの区別も必要である。Fisher(1933)は、boom-depressionと説明しているように、また、crisisとdepressionを同論文で使用しているので、本稿では、crisisは「恐慌」、depressionは「不況」の意味に理解している。ただし、Fisher(1933)の論文は、アメリカの大恐慌の最中に執筆しているので、depressionは「恐慌」の意味も含まれていることも考えられる。景気の状態と景気の方角の定義、そして物価水準とその変化の方角の定義は、経済状態を把握するうえで重要となる。
- (10) 日本の財市場、労働市場、貨幣市場、債券市場を考えると、ワルラス法則はヒントを与えている。このワルラス法則に基づいた市場状態とデフレの関係の議論を展開しているのが、浜田・原田・内閣府(2004)であ

る。第1章参照（浜田）。

- (11) データは四半期であり，標本期間は，全期間：80年代以後（1980:1Q～2003:4Q），80年代～90年代前半（1980:1Q～1994:3Q），90年代後半以後（1996:2Q～2003:2Q）である。
- (12) Fisher（1933）のデット・デフレーションについて，竹田陽介・慶田昌之「負債デフレ論と負債心理」（吉川編（2009））や深尾・吉川（2000）の第1章（深尾）において説明されている。また，（飯田・原田・浜田（2004）は，デット・デフレーションは，「信用創造過程の不全を示すものと言ってよい」（p.49），と指摘し，その深刻な弊害を強調している。
- (13) Fisher（1933）は，負債とデフレーションが実体経済と物価に与えるメカニズムを，次の9つの経路を経て説明している。(1)ローン清算が投げ売りにつながる。この結果(2)預金貨幣の減少と貨幣の流通速度の低下を引き起こす。投げ売りが，(3)価格の低下を引き起こす（すなわち，貨幣の価値の増加を引き起こす）。もし，価格の下落が景気刺激策や他の方法によって改善されない場合，(4)企業の倒産を伴い，確実に純資産価値の大幅な下落が起こる。そして(5)利潤が同様に減少する。(6)生産，取引，雇用の減少を引き起こし，これらの損失，倒産，失業は，(7)悲観論と信用の失墜になる。そしてさらに順々に，(8)貨幣の退蔵と一層の貨幣の流通速度の低下につながる。以上の8つの変化は，利子率が複雑な攪乱を引き起こすという。すなわち，名目（貨幣）利子率の下落と実質（財）利子率の上昇とを引き起こすことになる，というメカニズムである（p.341-2）。
- (14) この定式化は，backward looking であり，本稿ではこの期待物価上昇率 P_t^e の定式化以外の推定も試みている。1990年代前半については，この定式化による期待物価上昇率の推定結果が最もフィットした。
- (15) この部分調整モデルに基づく，総供給曲線の詳しい説明や誘導形方程式は，坂井（2006）を参照。また，AD・ASモデルについては，浅子（2000）参照。
- (16) 本稿における仮説検定および計量分析は，統計ソフト SAS を利用している。

資料 本研究に使用したデータ一覧

データ	変数名	単位	データ出所
実質 GDP	Y	10 億円 (2005 年基準)	内閣府「国民経済計算年報」2011 年度 (2005 年基準), 2009 年度 (2000 年基準) を 2005 年基準の固定基準にリンク
実質消費支出 (実質民間消費)	C	同上	同上
実質投資支出 (実質民間投資)	I	同上	同上
実質政府支出 (実質公的需要)	G	同上	同上
実質輸出	EX	同上	同上
GDP デフレーター	P	同上	同上
雇用者報酬	W	同上	同上
雇用者数	L	万人	同上
労働時間	H	時間	同上
名目賃金時給	$WAGE$	時給, 円	$WAGE = W \div (L \cdot H)$
CPI	CPI	指数	総務省統計局 (2005 年基準)
所定内給与額	$WAGEM$	月額, 千円	賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)
実質賃金時給	WP, WC	指数	2005=100, P =GDP デフレーター, C =CPI
実質賃金月給	WMP WMC	指数	2005=100, P =GDP デフレーター, 2005=100, C =CPI
為替レート	ϵ	円/ドル	東京市場スポット 17 時時点/月中平均
M2+CD	$M2$	10 億円	日本銀行「金融経済統計」 (平均マネーストック)
完全失業率	U	%	総務省統計局労働力調査
利子率	R	%	同上 (貸出約定平均金利・ストック長期・都市銀行)
実質利子率	RLP RLC	% %	GDP デフレーターで実質 CPI で実質

参考文献

- Blinder, Alan S. (1999), *Central Banking in Theory and Practice*, MIT Press, 1998, 河野・前田訳『金融政策の理論と実践』, 東洋経済新報社
- Fisher, Irving (1933), “The Debt-Deflation Theory of Great Depressions,” *Econometrica*, 1337-357.
- Keynes, John Maynard (1936), *The General Theory of Employment, Interest, and Money*, Macmillan, 塩野谷九十九訳『雇用・利子・貨幣の一般理論』1968 年, 東洋経済新報社
- King, Mervyn (1994), “Debt Deflation: Theory and Evidence,” *European Economic Review*, 38,419-445.
- Kiyotaki, Nobuhiko and West, Kenneth D. (1996), “Business Fixed Investment and the Recent Business Cycle in Japan,” *NBER Macroeconomics Annual*,

- 1996,277-339.
- Posen, Adam S. (1998), *Restoring Japan's Economic Growth*, Washington: Institute for International Economics, 三原淳雄・土屋安衛訳 (1999) 『日本経済の再挑戦』 東洋経済新報社
- Romer, David (2000), “Keynesian Macroeconomics Without the LM Curve,” *Journal of Economic Perspectives* 14, Spring, 149-69.
- Taylor, John B. (1999), “A Historical Analysis of Monetary Policy Rules,” in J. B. Taylor (ed.), *Monetary Policy Rules*, University of Chicago Press.
- (2000), “Reassessing Discretionary Fiscal Policy,” *Journal of Economic Perspectives* 14, Summer, 21-36.
- Zarnowitz, Victor (1999), “Theory and History Behind Business Cycles: Are the 1990s the Onset of a Golden Age?,” *Journal of Economic Perspectives* 13, Spring, 69-90.
- 浅子和美著 (2000) 『マクロ安定政策と日本経済』 岩波書店
- アダム S. ポーゼン「デフレ金融政策の政治経済学」, 三木谷良一・アダム S. ポーゼン編, 清水啓典監訳『日本の金融危機』 東洋経済新報社, 2001年, 226-244.
- 深尾光洋 (2000) 「ゼロ金利下の金融政策の有効性：理論と実際」, 深尾光洋・吉川洋編 (2000) 『ゼロ金利と日本経済』 日本経済新聞社
- 深尾光洋・吉川洋編 (2000) 『ゼロ金利と日本経済』 日本経済新聞社
- 浜田宏一 (2003) 「平成不況の性格」, 内閣府経済社会総合研究所編『経済分析』 第169号, 1-21.
- (2004) 「平成不況の性格は何か」 浜田・原田・内閣府編 (2004) 『長期不況の理論と実証』 東洋経済新報社, 第1章
- 浜田宏一 (2013) 『アメリカは日本経済の復活を知っている』 講談社
- 浜田宏一・若田部昌澄・勝間和代著 (2010) 『伝説の教授に学べ！ 本当の経済学がわかる本』 東洋経済新報社
- 浜田宏一・原田泰・内閣府経済社会総合研究所編 (2004) 『長期不況の理論と実証』 東洋経済新報社
- 伊藤隆敏・林伴子著 (2006) 『インフレ目標と金融政策』 東洋経済新報社
- 岩田規久男編 (2000) 『金融政策の論点—検証・ゼロ金利政策』 東洋経済新報社
- 岩田規久男 (2001) 『デフレの経済学』 東洋経済新報社
- 岩田規久男・浜田宏一・原田泰編著 (2013) 『リフレが日本経済を復活させる』 中央経済社
- 小宮隆太郎 (2002) 「日銀批判の論点の検討」, 小宮隆太郎・日本経済研究センター編 (2002) 『金融政策論議の争点—日銀批判とその反論』 日本経済新聞社
- 斎藤誠 (2013) 「「異次元緩和」の評価⑤」, 「経済教室」4月16日, 日本経

済新聞

坂井吉良 (2004) 「投資の利子弾力性と 90 年代の日本の総需要曲線」『政経研究』40 巻第 4 号, 235-262.

———— (2006) 「90 年代の日本の総需要曲線と総供給曲線」『政経研究』42 巻第 3 号, 821-850.

佐久間隆, 増島稔, 前田佐恵子, 府川公平, 岩本光一郎 (2011) 「短期日本経済マクロ計量モデル (2011 年版) の構造と乗数分析」ESRI Discussion Paper Serises No.259.

竹田陽介・慶田昌之「負債デフレ論と負債心理」吉川洋編 (2009) 『デフレ経済と金融政策』慶應義塾大学出版会

吉川洋編著 (1996) 『金融政策と日本経済』日本経済新聞社

———— (2000) 「1990 年代の日本経済と金融政策」, 深尾光洋・吉川洋編『ゼロ金利と日本経済』日本経済新聞社, 267-296.

○ 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

- ① 日本大学法学部ホームページ (<http://www.law.nihon-u.ac.jp/>)
- ② CiNii (<http://ci.nii.ac.jp/>)

○ 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等が御座いましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区三崎町 2-3-1

(T E L) 03-5275-8510

(F A X) 03-5275-8537

(E-mail) kenjimu@law.nihon-u.ac.jp

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 50 No. 2 September 2013

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

ARTICLE

Urano Tatsuo, *China —Korea Border Issue*

TRANSLATION

Johann Matthias Schröckh, *Veit Ludewig von Seckendorf, Churfürstl.
Sächß. und Churf. Brand. Geheimer Rath, und erster
Canzler der Universität Halle, gestorben im Jahr 1692.
Übersetzt von Hiroshi Kawamata*

NOTES

Joichi Tanaka, *Disclosure and Concretization of Communication*

Akio Fujii, *The Legislative Process of the Act on the Protection of
Personal Information*

Masaru Yoshimori, *Legal Forms of Large German Family Firms*

BOOK REVIEW

ARTICLE

Yoshinaga Sakai, *Deflation and the AD—AS Curves in Japan*